

改造に着手し先づ元祿大判金の疎悪なるを以て慶長大判の位に復したり享保金即是なり(享保金の製造高は享保元年より元文元年迄二十一萬三萬兩なりと云ふ)然れとも優位の新金貨を以て劣位の舊金貨に引換ると素より容易の業にあらず且つ流出埋匿其他の原因により當時金の供給大に減少し之に應ずるの資に乏しかりしかは遂に已むを得ずして元文元年を以て正徳享保の良金貨を改造し享保金と元字金との中間の品位を有せる小判金及び歩判金を製造し又丁銀及豆板金を改造したり之を文字金銀と云ふ

將軍吉宗の薨後幕府の紀綱大に弛廢し財政愈窮迫し再ひ貨幣を改造して國用を補足する政策を探りしを以て元文の新貨は幾何もなくして改造せられ爾來文政天保安政萬延に及ぶまで益劣悪なる貨幣の發行を見改造度を重ねる毎に幣制愈紊亂するに至れり今試に元文以降重要なる更變を列舉せんに幕府は寶曆の晩年より鐵錢を鑄て銅錢と同價を以て通行せしむ世に鍋錢又は鑿錢と稱するもの是なり始て鐵錢を鑄造せしめしは元文四年にして背面に小の字あるは江戸本所小梅にて造り足の字あるは下野足尾にて鑄たるものなり皆寛永通寶の文を書す去

れと當時未だ之か通用を決行するに至らず寶曆に至り始て實行したるものなりと云ふ(鐵錢の鑄造高は元文四年より慶應三年まで百二十九萬兩なりと云ふ)尋て將軍家治の時明和二年銀錠を改造して其品位を貶せり楷書を以て文の字の極印を用ゐたれば之を眞文銀と稱す同年銀粒を量目凡五匁に造り銀錠と共に通行せしむ之を五匁銀又は豆銀と呼ぶ(五匁銀の鑄造高は此年より安永元年まで凡千八百〇六貫四百匁なり)又本所龜井戸に於て鐵錢を鑄造す同四年銀座にて眞鑰を以て大錢を作り其一個を四文に通用せしむ文を寛永通寶といひ裏面に青海波の模様を鑄出す由て之を四文錢又は濤錢と名く(四文錢の鑄造高は元文四年より萬延元年まで九十四萬五千三百六十枚なりと云ふ)同年水戸仙臺兩藩に允すに五年間を期し其領内に於て錢を鑄て發行するとを以てす安永元年幕府は長崎に於て支那人の輸入せる銀を買入れ始て二朱判銀を造る之を南鐐二朱銀と稱す其八個を以て小判一兩に當つ去れと原料續かさりし爲め永く其製造を繼續すると能はさりき(安永元年より文政七年まで)の製造額五百九十三萬三千兩なりと云ふ)家齊の時文政二年始て眞草字二體の二歩判金を造り同時に小判金及銀錠を改造せり草文小判及び草文銀即是なり同七年始て一朱判金を造り其十六個を以て金一兩に換へ又二朱銀を改造す同十一年草文二歩判を創造し十

二年始て一朱銀を造り其十六個を以て一兩に當つ文政更造の金銀貨は之を元文金銀に比すれば品位一層劣悪なるものにして所謂文政金及新文字銀是なり(元文は元文元年より文政元年まで八十三年間に凡一千七百四十三萬五千七百一十一兩製造せられ又文政創は其間に五十二萬五千四百六十五貫九百外製造せられたりと云ふ。文政製造の小判一步判及び其創造眞文二步判は文政元年より同十一年まで一千四百〇二萬九千三百八十二兩を製造せり。丁銀及豆板銀の文政元年より天保八年までに改造せられしは凡二十二萬四千九百八十一貫九百多なり。貳朱銀の改造高は文政七年より天保元年まで七百五十八萬七千兩にして。草文二步判は文政十年より天保三年まで五年間に二百〇三萬三千六十一兩を製し。一朱銀は文政十二年より天保八年までに八百七十四萬四千五百兩)天保三年二朱判金を造り(所謂古二朱金にして天保三年より安政五年まで造せり)同五年二步判金を改造して通用せしむ文政の舊二步金は文を草書にて打出せしか天保の新一歩金は楷書を以てしたるか故に世上草二步及眞二步の名稱を以て新舊を區別せり同六年楕圓形の大銅錢を鑄る文を天保通寶といひ一以て百に當て通用せしむ(天保六年より明治三年まで三十六年間の鑄造)是時に中り貨幣は度々の改造毎に愈其量目及性合を墮し小判金と一步判金とは凡そ純金七十五と純銀二十五とを混ぜしも二步判金と二朱判金とは僅に三十の純金と七十の銀とを混ぜしに過ぎさり去れば其製造の了りて未だ色揚を施さるる時には幾と白色を呈し又銀錠銀粒の如きは銀三十に銅七十を混ぜしかは色揚前は赤色を呈した

り然るに幕府は斯の如くするも尙ほ國用の不足を補ふを得ざりしかは天保八年更に小判金步判金二朱判金及丁銀豆板銀を改造し又五兩判金及一步判銀を創造せり(小判及一步金は天保八年より安政五年まで二十二万間に八百十二萬〇四百)就中五兩判金は小判五兩と同價を以て通行せしめしか其實價僅に四兩二步しかあらざりければ一般に通用するを得ざりき一步判銀は重量甚小にして其名目價格は地金價格に比し頗る高く見積られしか品質優等にして多少金を含み爾來盛に發行せられしを以て十八年の後對外大困難を惹起するの禍根とはなれり(天保八年より安政元年まで十八年間に一千一百兩を造り)尋て幕府は同九年大判金を製造す(安政五年まで總計千八百八十七枚を造る)八年製造の金銀と共に保字金銀として知らる同十三年一朱金の通用を停止せしも世上の金融に便ならしめんか爲め保字金銀と古金とを時價を以て併用するとを許せり之を舊記に徴するに天保十四年八月十七日幕府の調査に據れば此日世上通行の貨幣五兩判天保小判一步判一朱金天保大判一步銀の六種を合計して凡一千五百十五萬三千八百〇二兩にして此他古金銀の世上に存するもの古金貨凡九百五十三萬八千九百八十五兩古銀凡二百五十一萬八千五百九十七兩除と古丁銀古豆板銀凡二十三萬

七百九十五貫四百餘に居れりと云ふ嘉永六年再び一朱銀を造り世に行はしめしか其量目從來の一步銀の四分一に達せざりしと云ふ事情既に斯の如くなりしを以て當時我邦の幣制は大に紊亂し種々雑多の新舊貨幣行はれ其錯雜實に甚しかりしなり

以上は安政の初に於ける我邦金屬貨幣の狀態なりしか當時世に行はれし通貨は單り金屬貨幣のみならず各藩の藩札亦た盛に行はれ其價格の動搖常に定なかりしかは我邦通貨の狀況は更に一層混沌たるものなりき是より先き享保十五年幕府は列藩に許すに金銀錢札の發行を以てし後寶曆五年四月向後列藩新に金札を發行するを禁し同九年重ねて各藩銀札をも發行するを禁し其金錢札は従前より通行の分も亦之を停止し天保七年列藩金錢札は勿論銀札をも願濟に非れば擅に之を封内に發行するを禁せり然れとも是等の禁戒は殆ど有名無實にして東北地方を除く外各大中藩の封内に在りては享保以降其發行する所の藩札は歳を逐て増加するも曾て減するとなく四國九州中國及加能越前越中の如きは各地各藩封内限り通行の藩札を以て唯一の通貨と爲し金銀貨は毫も行はれざるもの多き

に居れり此の如く一方に於ては金銀貨幣の品位墮落し輕重混交して良貨は愈市場を去り他方に於ては錯雜の藩札各封内に行はれしかは當時我邦の通貨は實に名狀すへからざる狀況を呈せしなり而して通貨の紊亂は天保以降歳を追て愈甚しく安政に至り其極に達せり然るに此時恰も對外問題起り米露の艦隊來航し通交を求む徳川幕府太平の夢始て破れ人心恟々物情騷然たり安政五年幕府遂に日米江戸條約を締結し尋て英佛露蘭と同様の條約亦成り翌六年より之を實施したり而して條約中彼我貨幣に關する明文の要領は實に左の如し

外國金銀貨幣は日本金銀貨と同種同量を以て其價格にて日本國內に通用せしむる事日本國民か外國貨幣の授受に慣るゝ迄は日本政府は開港後一年間外國人民の請求により之を日本貨幣に交換すへき事日本の金銀貨幣は海外に輸出せらるゝも妨なき事

此條約たる實に不條理を極む今其要點を擧れば第一外國貨幣を内國に流通せしむるを許し互惠條約を結はざると第二彼我貨幣の品位優劣を比較するとなく漫然同種同量の通用を約したると第三幕府は一年間外國人の請求に應じ同種同量

を以て而も無制限に彼我貨幣の引換を約したると是なり特に右第三の點は經濟上至大の關係を有せり當時我邦に於ける流通金銀貨の比價は元祿以來度々改造の結果殆と一定せざるも保字小判及同一步判金と一步銀との比價は金一銀五、一五にして之を歐米諸國に於ける金銀比價凡金一銀十五に比すれば我邦に於ける金價は甚しく低廉に見積られたり去れば外國人の輸入せる墨西哥銀を以て品位を比較することなく單に重量を以て我一步銀に換れば墨銀百個を以て一步銀三百十一個を得べく更に之を小判其他の金貨に換れば其七十七兩三步を得るも勘定なるを以て假令之か爲め金貨騰貴し其一兩は一步銀五個を値するに至るも尙ほ外國人は斯る交換を爲して鉅大の利益を營むを得たり是に於て外國人の慧眼なる競ふて多額の墨銀を輸入し日本役所に迫り一步銀と交換せんとを請求し尙以て足れりとせず香港其他便宜の地に於て洋銀を鎔解して我一步銀を偽造し之を以て小判を購入したり日本商人も亦一步銀に對して小判を賣る時は少からざる利益を得しかば争ふて外國人と取引を爲し其結果我邦の金貨は盛に海外に流出し其勢滔々として停止する所を知らざりき此金貨の濫出は安政六年の下半年

より其翌萬延元年の冬に至るまで凡一年餘繼續したり幕府は初め此情態を見て大に憂慮したれとも既に條約に日本金貨を外國に輸出するは差支なしとの明文あれば亦如何ともする能はず徒に拱手傍觀するのみ英米公使も此有様を見て痛く外商の不正を憤り且つ此事の正當なる貿易の妨害たるへきを慮り各考案を幕府に提議し以て速に金銀貨幣の制度を革め貨幣を改造すへしと勸告せしか幕府の因循なる徒に荏苒躊躇し終に斷乎たる處置に出る能はず僅に安政六年の冬を以て安政小判を造り同時に歩判金二朱判銀及丁銀をも製造せり大に其量目を減し保字小判一兩に對して安政小判一兩一步を以て通用せしめたり之を正字小判といふ又大に一步銀の品質を貶し洋銀と同質の銀を以て新に製造して發行せり世之を呼てドロ銀と云ふ(ドロ銀の發行高は安政六年より明治元年に至る) 而も斯る金貨改造は實際上何等の效驗を奏せず保字小判も正字小判も相伴て濫出したり是に於て幕府は遂に外國使臣の提議を容れ萬延元年を以て在來の金貨を改造し大判金小判金歩判金二朱金及一朱金を造り小判の量目を保字小判の三分一以下に輕減せり俗に萬延豆小判と稱するもの即是なり(二歩新金及一朱金の製造高は萬延元年より明治二年に至る十年間凡五千三百二十四萬)

○五百七十六)是に於て我邦金銀貨の比價は始て歐米に於ける金銀の比價と大差なきを得且つ條約に規定したる銀貨引換期限も満了を告げしかは金貨の濫出は漸く此跡を歛むるを得たり此金貨濫出は頗る有名なる事實にしてジェボンズ氏の如きは其貨幣論中特に之を引證してグレンシャム氏法則の説明に資せり(Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, Ch. VIII.)

金貨の濫出は幕府か條約を以て品位優劣を比較するとなき單に重量を以て墨銀と一步銀とを引換ふへしと締約したるに胚胎す去れば其引換期間満了を告るや俄然其跡を歛めたり爾來我邦より海外に向て金貨の流出せしもの尠からずと雖も其は全く幣制の不完備と貿易上の關係とに基き自ら其原因を異にせり而して一時百枚を以て一步銀三百一十個と交換せられたる墨銀は交換期の満了と共に最早何處に於ても斯る高價を唱ふると能はず市上自然の價格を以て流通せざるを得ざりき當時市上墨銀の通用價格は幕府に於て同種同量の引換を實行せし期間と雖も銀一步乃至二歩との間を往來し重量を以て比較する時は僅に十分三四を以て通用するに過ぎず引換期限満了後亦依然として騰貴するとなかりしかは

外國人は實際上毫も條約によりて當然享有すべき利益を得る能はず引換期限内には墨銀を幕府に差出して一步銀を受取るとを得しか其期間満了後に於ては最早之によりて大利を博すると能はざるに至りしを以て絶へず苦情を唱へ喧々囂々公使に迫りて其匡正を請ひ以て條約上の利益を獲んとを願へり公使等亦頻りに幕府を促し終に墨銀を刻印して其流通價格を公定せしも市人之を受取るとを拒み毫も其目的を達するを得ざりしかは更に幕府に逼り到底日本政府か其通用の金銀貨幣を外國普通の制度に倣ひて改正するに非ずんば日本の外國貿易は十分なる發達を見る能はざるなり而して此改正を爲すには政府は新に造幣局を設けざる可からずと主張し爾來貨幣改造造幣局設置は幕府の屢々外國に對して誓約する所となり早晚實行せざるを得ざるとなり慶應二年五月我と英佛米蘭四國との改稅約書第六條に之に關する明文を見るに至れり然而慶應の末年より其翌明治元年に亘り二歩金に關する有名なる紛擾起り愈幣制改革の斷行を促かし終に明治四年を以て新貨條例の發布を見たり是より先き幕府は其國用窮乏せしかは貨幣中造幣利益の最も大なる二歩金を製造して之に充てしか其品位は尙百

分中約二十五の純金を含有せり然るに維新の時に至り朝廷亦均しく財政の困難を感じ大阪に於て更に劣悪なる二歩金を製したり其他加州筑前藝州を始めとして諸藩各二歩金を製して軍費に充てたり而して太政官の發行に係るものは其品位稍佳良にして約八十の純銀と二十の純金とを混したるものなりしか諸藩のものに至りては多くは眞鍮を以て造り金減<sup>減</sup>金を施したれば茲に市上に一大混亂を惹起し賣買取引上多大の阻碍を生し二歩金の等級二十有餘種を以て數へ各時價を異にし加之政府は又頻りに紙幣を發行し諸藩發行の銀札錢札米札等と相并て流通し其價格常に浮沈して定まらず其紛亂實に名狀すへからず明治二年政府は先づ外國人所持の贖二歩金を引換へ同時に贖金の通用を嚴禁せしかは二歩金の紛擾も漸く其跡を斂むるに至りしか此紛擾は外國公使に其會て舊幕府と契約せる貨幣改革の實行を促すの動機を與へ英國公使パークス氏の如き頻に政府に逼て之か實行を主張せり是に於て政府は終に造幣局を大阪に新設して金銀新貨幣を製造するに決し翌三年其準備に着手し四年五月を以て新貨條例を制定し始めて歐米新式の金銀貨幣を製造したり茲に我邦の幣制は終に進て合成法貨の制度

とはなれり

安政以來新貨條例の發布までの期間中發行に係る貨幣の記すべきもの右に掲げたる正字金銀ドロ銀萬延新金及維新二歩金の外尙ほ寛永通寶と稱する四文鐵錢及文久永寶と稱する銅錢あり前者は萬延元年の創製にして(明治元年迄凡一億百八十八萬七千六百六十二枚を鑄造せりと)明治の初寶曆明和の錢と共に絶滅し後者は文久三年の鑄造に係り(慶應元年迄凡一億九千五百五十一萬五千六百三十一枚を鑄造せりと云ふ)寛永寛文の寛永通寶明和の寛永通寶(四文錢)及天保の當百銅錢と共に汎く流通せり而して是等の諸錢は天保錢を除く外現今尙多少流通するを見るなり

### 第一節 新貨條例發布以後に於ける我邦の幣制

明治四年新貨條例發布以後に於ける我邦の幣制に就て敘述せんと欲せば之を三段に分つを便とす其一是新貨條例制定の準備并に其實施其二是明治十一年全國一般一圓銀貨通用の許可と其結果たる本位貨幣の變遷其三是明治三十年金單本位制の制定是なり以下順次之を説述すへし

其一、新貨條例制定の準備并に其實施、明治維新の初政府は貨幣の混亂を憂ひ

幣制改革を企てしか之を實行する爲め先づ計畫せざるを得ざりしは舊貨幣通用の標準を確定すると共に新幣制の立案なりき當時世上に流通せし金屬貨幣は安政年度以降慶應年度に至る間に製造せし金銀貨輸入弗銀貨及び寛永以降鑄造せし銅錢の諸錢にして其種類を列擧すれば金貨は十兩大判一兩小判貳步判及貳朱判の四種銀貨は壹步判壹朱判銀錠丁銀豆板銀及洋銀の五種にして銅鐵の諸錢は永樂錢各種寛永通寶(銅一文錢鑄錢鐵一文錢同四文錢天保通寶及文久通寶あり(此外尙各藩及旗下か其各領内通用の爲めに幕府の許可を得若くは許可なくして發行したる千六百有餘種の金札銀札錢札米札永札傘札紐絲札轆轤札あり地方によりては金銀貨は全く是等諸札の爲めに其用を奪はれ其流通額は明治新貨に換算して約二千五百萬圓の多きに達せりと云ふ去れと本章に於ては唯金屬貨幣のみを就て説述すべきを以て紙幣のみに論及せざるへし而して上記金屬貨幣の流通額は當時幕府の文献と云ひ各藩々の記録と云ひ共に缺如して之を徵するに由なしと雖も今明治八年末に於ける大藏省の調査に據るに明治二年に於ける是等貨幣の流通額は凡金貨諸種合計八千七百六十一萬餘圓(明治新貨に換算)銀貨合計

五千二百六十六萬餘圓同上但洋銀を算入せず銅鐵錢合計六百三萬餘圓總計一億四千六百三十萬餘圓なりしと云ふ慶長以來安政改造までに製造せらし古金銀貨は明治初年に至りても全く存在せざりしには非ざりしか多くは藏匿せられ富豪の筐底に在り嘗て流通せず其在高は之を知ると能はず

明治元年二月二十日維新政府は新令を發し洋銀通用の標準を確定し洋銀一枚を我一步銀三枚に比當して内國一般に交用せしむ同月二十三日更に又新令を發して古金銀從來通用停止の禁を解き民間自由に時價を以て通用せしむ然れとも當時尙未だ古金銀及洋銀の品位比價を確定すべき分拆試験を行はす各種貨幣の流通上阻碍を感せしのみならず從來の貨幣を改造して新貨制度を立つるに當り内外貨幣の眞價を確定するの必要ありしかは同月政府は參與兼會計事務掛三岡八郎小原二兵衛の兩人に命ずるに貨幣改造の事を以てし翌三月久世治作を擢て、貨幣改造取調を命し貨幣分拆所を京都二條金座中に新設し治作及び村田理右衛門をして慶長以來各時代に製造せし古金銀貨及當時流通せし金銀貨を分拆すると同時に歐米各國の貨幣五十餘種を分拆して其品位量目の精粗優劣を審査せし

めたり治作乃ち其分拆の結果を記し内外古今貨幣真價比較表を調製して太政官に上呈す是に於て政府は我邦從來通用する所の金銀貨の品位量目錯雜紛亂を極め之を西洋各國普通の制に比すれば劣悪も亦太甚しく到底對峙通商上維持すべからざるを覺り閏四月十四日を以て其比較表を公示し爾後公私共に諸貨幣通用の標準を確定すると同時に愈々幣制改革を行ひ斷然畫一純正の貨幣を新造すへきとに決せり諸貨幣確定通用標準は左の如し

慶長金 <small>小判</small>	百兩	四七六匁	内金四〇一、二二六 内銀七四、七七四	通貨九〇五兩壹步貳朱換
武藏判	右同斷			
乾字金	百兩	二五〇匁	内金二一〇、〇七三 内銀三九、二七〇	通貨四七五兩貳步換
元祿金 <small>小判</small>	百兩	四七六匁	内金二七三、〇六三 内銀二〇二、九三七	通貨六三三兩參朱換
享保金 <small>小判</small>	百兩	四七六匁	内金四一三、〇九六 内銀六三、九三四	通貨九三〇兩壹步貳朱換
古文字金 <small>小判</small>	百兩	三五〇匁	内金二三〇、〇〇〇 内銀二二〇、〇〇〇	通貨五二八兩貳步貳朱換
眞貳步判	百兩	三五〇匁	内金一九七、四三七 内銀一五二、五六五	通貨四六〇兩換
文政金 <small>小判</small>	右同斷			

壹朱金	百兩	六〇〇匁	内金七二、三二八 内銀五二、七七一	通貨二二七兩壹步參朱換
草貳步判	百兩	三五〇匁	内金一七一、八八九 内銀一七八、八八九	通貨四〇四兩貳步換
古貳朱金	百兩	三五〇匁	内金一〇二、六六六 内銀二四七、三三三	通貨二六〇兩參朱換
五兩判	百兩	一八〇匁	内金一五一、七二四 内銀二八、二七六	通貨三四二兩壹步貳朱換
保字金 <small>小判</small>	百兩	三〇〇匁	内金一七〇、三二二 内銀一二九、六七四	通貨三九六兩貳步壹朱換
正字金 <small>小判</small>	百兩	二四〇匁	内金一二六、六七八 内銀一二九、六七四	通貨三一七兩壹步換
安政貳步判	百兩	三〇〇匁	内金一五八、六六六 内銀二四一、三三三	通貨一六一兩參朱換
元祿大判	一枚	四四匁一分	内金二六、六一五 内銀一六、二四五	通貨六一兩壹步參朱換
享保大判	一枚	四四匁一分	内金三四、九 内銀七、九	通貨七八兩壹步換
慶長大判	右同斷			
新大判	一枚	三〇匁	内金一六、 内銀一、六	通貨二六兩貳步壹朱換
寛永濤錢	但當通用十二文代り二十四文			天保一枚に付四枚換
同銅錢	但當通用六文代り十二文			天保一枚に付八枚換
文久銅錢	但當通用八文代り十六文			天保一枚に付六枚換



天保錢 是迄の通り百文を以て通用

政府既に幣制改革の議を決するや歐米の幣制を斟酌し直ちに新幣制案を立て明治二年十一月を以て之に關する要款を締盟各國公使及領事に通告し後英人ウイリヤムキンドルを聘して造幣工業首長に任し其意見を採用し明治三年十月始めて新式の貨幣を試造せり是より先き明治二年二月始て太政官に造幣局を設置し香港に在る英國造幣機械を購入し地を大阪川崎村に選み造幣所建築を爲せしか誤て火を失し造幣機械大半烏有に歸せしかは更に英國より新機械を購入し造幣廠を再築したり上記新貨の試造は即ち此機械を以てせしものなり

新貨の試造は頗る良結果なりしを以て三年十一月太政官の裁可を經新貨幣品位及び重量表を發布し翌年二月を以て新貨製造實行の期と爲せり而して新幣制は圓を以て價格の單位とし十進法を以て計算し一圓銀貨を以て本位貨幣とし之に四種の補助銀貨三種の補助金貨及び三種の補助銅貨を加へたるものにして其種類品位及量目は實に左の如くなりき

本位青圓銀貨 品位銀九銅一 量目 四一六グレイン

補助五拾錢銀貨	全	銀八銅二	全	二〇八グレイン
全 貳拾錢銀貨	全	全	全	八三グレイン
全 拾錢銀貨	全	全	全	四一グレイン六
全 五錢銀貨	全	全	全	二〇グレイン八
全 拾圓金貨	全	金九銅一	全	二四八グレイン
全 五圓金貨	全	全	全	一二四グレイン
全 貳圓半金貨	全	全	全	六二グレイン
全 壹錢銅貨	全	全	全	一一〇グレイン
全 半錢銅貨	全	全	全	五五グレイン
全 壹厘銅貨	全	全	全	一四グレイン

然るに新貨製造實行の期到るに先ち銀貨本位を以て不可なりとし金貨本位に變更すへしと主唱する者輩出し一旦確定したる新貨制度も漸く更革せられんとするの有様を呈し廟議未だ決せず時に大藏少輔伊藤博文財政講究の爲め命を奉して米國に在り歐米近世幣制の實況を察し金本位の説方さに熾に行はれ將來萬國

を通して金本位の潮勢に順はざるを得ざるの姿あるを見て遙かに本位更革の意見を具して之を大藏卿に寄せ以て金貨本位制を立てんとを勸告せり是に於て朝議直ちに一決し大藏卿は終に伊藏少輔の意見を採用し四年四月を以て曩に一旦議決せし所の銀本位の制を改めて金本位の制となすへきの議を太政官に稟申して其允可を得翌五月十日を以て新貨條例なるものを發布せり新貨條例は九百位の金貨(二十圓、十圓、五圓、二圓及一圓の五種にし)を以て本位貨幣とし銀貨(十圓、五十錢、二十錢、十錢及五錢の五種にし)にして品位は一圓貨九百位五十錢以下八百位全量は一圓貨(二十六ヶ)及び銅貨(一錢半、一錢及一分の三種あり)を補助貨幣と爲したるものなれとも一時貿易上の利便を謀り前議壹圓銀貨を自由造幣を以て發行し開港場を限り墨西哥弗と共に無制限通行を許したるものなり今同條例の一部たる貨幣例目及び新貨幣通用制限を掲載すれば左の如し

## 貨幣例目

- 一 貨幣の稱呼は圓を以て起票とし其多寡を論せず都て圓の原稱に數字を加へて之を計算すへし但し壹圓以下は錢(壹圓の百分一)と厘(壹圓の百分一)とを以て小數の計算に用ふへし

一 算則は都て十進一位の法を用ひ壹厘十を合して壹錢とし壹錢拾を併せて拾錢といひ拾錢拾(即ち百錢)を以て壹圓とす壹圓より上十百千萬に至るといふとも皆な十數を合して一位を進む其他半錢五錢五拾錢五圓の如きは十數を半割し貳拾錢貳圓貳拾圓の如きも亦一十の數を倍するまでにして固より軌範の外に出せず

一 厘より以下は別に鑄造の貨幣なしと雖も若し計算を要すれば毛絲忽微織を以て微少の數を算すへし又萬より以上は十萬百萬千萬に至り千萬十即ち萬々を以て一億とし大數の計算を爲すへし

一 製貨中金銀純分の割合及其量目は都て真形模寫の下に表出するといへとも鎔和鑄造の際僅少の差あるを免かれず故に今各種の貨幣に就て其已を得ずして生ずる量目竝品位の公差を表出して以て毛絲の微細を辨折す

(量目公差表。ガラム、ゲロン、及日本量目比較表。英米佛三國貨幣及日本貨幣比較表。新貨幣品位量目表略之)

## 新貨幣通用制限

本位金貨幣(即貳拾圓、拾圓、五圓、貳圓、壹圓)の中壹圓金を以て原貨と定め各種とも何れの拂方にも之を用ひ其高に制限あることなし

本位とは貨幣の主本にして他の準據となるものなり故に通用の際に制限を立るを要せず尤も壹圓金を以て本位中の原貨と定むるとは就中壹圓金を以て本位の基本を定め他の四種の金貨も都て標準を壹圓金に取ればなり

定位の銀貨幣(即五拾錢、貳拾錢、拾錢、五錢)は都て補助の貨品にして其一種又は數種を併せ用ふるとも一口の拂方に拾圓の高を限るへし

定位の銅貨(即壹錢、半錢、四錢)は都て一口の拂方に壹圓の高を限り用ふへし

定位とは本位貨幣の補助にして制度によりて其價位を定めて融通を資くるものなり故に通用の際これか制限を設けて交通の定規とす

各開港場貿易便利の爲め當分の内中外人民の望に應し壹圓の銀貨を鑄造し之を貿易銀と爲して通商の流通を資くへし

此壹圓銀は全く各開港場輸出入物品其他外國人より納むる諸税及日本人外國人と通商の取引に用ふるのみにして内地の諸税納方等公なる拂方に用ふ可か

らざるは勿論其他一般の通用を得ざるへし去とも私の取引に付相對の示談を以て受取渡致す分は何れの地にても勝手たるへし

各開港場諸税受取方に付壹圓銀と本位金貨との價格比較は當分銀貨百圓に付本位金貨百〇壹圓の割合たるへし

右通用制限は元來貨幣に原本と補助との別ある所以の理に基きて制定せしものなれば人々取引の節右の制限に照準しもしこれに越れば誰にても請取渡を拒むの道理あるへしされとも私の取引に付便宜のため對談を以て請取渡し候儀は全く相互の都合に従ふ筈なれば右制限に不拘勝手次第に交通いたし不苦候事

明治四年辛未五月

大藏省

上掲新貨條例と同時に造幣規則布告せられ其第九條第十條及び第十二條に造幣料及磨損貨幣引換手数料に關する規定あり即ち造幣料は本位金貨百分一一圓銀貨百分二にして磨損貨幣引換手数料は金貨千分五圓銀千分十と定められたり

新貨條例既に發布せられ之か實施を見し以上は從來流通せし種々の金銀貨は當

然處分せられざるを得ず然れども當初新貨の流通未だ普からず加ふるに人民新貨に慣れず舊貨を用ゆるとを好み引換を請求する者尠なかりしかは舊金銀貨通用の停止は俄に決行すへからず明治四年以降數回の布告を見二十有餘年を経て漸く之を全廢するを得たり即ち政府は舊金銀貨引上の方策として明治四年十月大藏少輔伊藤博文の建議を採用し古金銀を差出す者に對して有期預證券を發行して交付し所定の期限に新貨を製造して引換るの制を創め以て古金銀の引上に着手せり此古金銀預證券は四年十二月十日より六年五月二十八日まで發行せられしか當初人民充分に其意味を解せず之か發行を請求する者至て少なく五年十二月までに預證券の發行せられしもの僅に五百萬圓に過ぎざりしを以て政府は三井組横濱爲換會社及び東洋銀行等に命じて舊貨の買收を爲さしめ其代金として預證券を交付するの法を採り漸く多額の舊貨を引上げ以て新貨に改造するとを得たり既にして明治七年九月五日に至り政府は始て舊金銀貨の通用停止令を發し八年十二月を限り新貨と交換すべく同期まで海關税を除くの外租税其他一般の公用に舊貨を用ゆるとを許せり然れども同期に至り尙ほ通用停止を實

行すると能はざりしを以て其期限を延し其後九年十二月十年十月十一年十二月十二年十二月の各布告を以て更に之を延期し二十二年七月三十一日大藏省令第九號を以て終に國庫收入の外舊金銀貨の用を廢止し三十二年八月八日同省令第三十九號を以て始て舊金銀貨の通用を全廢するを得たり  
以上は舊金銀貨の處分に就て述へしものなるか舊銅錢の處分は金銀貨の如くなる能はず其の一部は現今尙流通しつゝあり明治四年新貨條例發布せられ銅貨の新造始て定めりと雖も當時金銀新貨の製造方さに急要にして未だ銅貨を製造發行するに遑あらざりしを以て政府は同年十二月十九日布告を發して舊銅錢四種各其新貨に對する比較價格を律定して新貨と共に並行通用せしめたり而して其比較價格は天保通寶を八厘に濤錢(寛永通寶)を貳厘に文久永寶を一厘五毛に小寛永通寶を一厘に當てたるものにして此價格は爾來變更せらるゝとなかりき然れども是れ一時の權宜に出でしものなるを以て爾來新銅貨の發行と共に漸次之か處分を要するに至り天保通寶の如きは明治二十四年十二月三十一日限り通用を禁止し二十九年十二月三十一日限り其交換を結了し濤錢及文久永寶は其通用禁

止を布告せすと雖も明治十年以降漸次之を鑄潰し其現存せるもの甚た少額なり壹厘錢に在りては之に代るべき恰好の新銅貨なかりしを以て(新壹厘銅貨は矮小に失し不便なるを以て多く發行せず)唯一の補助小貨として好遇せられ以て今に至れり去れと一時其流通額過多なるの状況なりしを以て明治二十年以來之を海外殊に支那に輸出せると數十回に及びり現今支那に於ける銅錢中我寬永通寶を見るもの即是なり

新貨條例實施後明治十一年壹圓銀貨一般通用の布告までに我邦幣制上に於ける變化を舉れば明治六年八月二十九日第三百〇八號布告を以て新に貳錢銅貨を創造し明治八年二月二十八日第三十五號布告を以て墨西哥銀驅逐の目的を以て壹圓銀を貿易銀と改稱し其量目從來四百十六グレンとなりしを増じて四百二十グレンとなし同年四月二十日を以て造幣規則を改正し貿易銀の造幣料を減して百分の一半とし九年三月四日第二十七號布告を以て貿易銀と本位金貨との價格比較を改正して銀貨百枚に付本位金貨百圓の割合とせし等其重なるものなり

其二、明治十一年後に於ける本位貨幣の變遷、明治四年の制定に係る新貨條例

は金貨を以て本位貨幣とし銀貨及銅貨を補助貨幣としたるものにして唯一時貿易上の便宜を謀り一圓銀貨の自由造幣を許し開港場を限り無制限の支拂に用ゆることを得せしめしに止まるを以て當時我邦の幣制は純然たる金單本位制と云ふも不可なく唯開港場に於てのみ金銀兩本位の觀を呈したるが新貨條例制定以來外債の償還明治三年鐵道建設の爲め英國より借入たる百萬磅及同六年秩祿處分の爲め同國より借入たる二百四十萬磅の償還下關償金の支拂船舶機械等の購入雇外國人俸給の支拂等の爲め比年金貨の海外に流出するもの夥しく其勢浴々として停まず明治四年より同十年に至る金貨幣發行額は五千一百七十九萬八千五百九十六圓なりしも同十年に於ける流通額は僅に二千五百七十四萬八百六十二圓に過ぎず金貨の缺乏は到底永く金貨本位を維持するを許さざりき加之當時世界金銀の關係は大に動搖し殊に明治六年以降歐米市場に於ける銀の下落頗る劇しく其比例金一に對する銀十六より累轉して十九乃至二十に下り之か爲め人氣の攪亂甚しく其影響を東洋諸國に及ぼし洋銀相場の激變は我外國貿易をして愈々投機的ならしめ且つ洋銀の空相場なるものを生し其弊害寔に尠なしとせ

す明治八年政府は之を救済せんか爲め壹圓銀貨の量目を増加し其造幣料を減し且つ銀貨と本位金貨との交換比例を改正せしも及はず終に已むを得ずして明治十一年五月二十七日を以て自今貿易銀の全國一般通用を許し租税其他公私の取引上總て其支拂高に制限なく之を授受すへきとなし同年十一月二十六日第三十五號布告を以て增量貿易銀の製造を停め更に四百十六グレインの一圓銀の舊制に復し翌十二年九月十二日第五十三號布告を以て洋銀と一圓銀との並價通用を允し同十月一日第四十一號布告を以て再び内國租税を始として公私一般の取引上に無制限に通用せらるへき旨を令達せり是に於て一圓銀は實際に於て本位貨幣の資格を具へ我邦の幣制は終に金銀兩本位制に變遷せり而して金銀の法定比價は金一に對する銀十六・一七なり

斯の如く壹圓銀貨は法律上金貨と同じく本位貨幣の資格を具備するに至り我邦の幣制は金銀兩本位制に化したれば若し金銀兩貨とも爾來市場に並ひ行はれたらんには必ずや金銀市價變動の爲め惡貨たる銀貨は直ちに良貨たる金貨を驅逐し我邦の幣制は久しからずして銀貨單本位の制とならざるを得ず是れグレシヤ

ム氏法則の然らしむる所なり然れども當時我邦に於ては西南戰爭の餘殃として不換紙幣大に濫發せられ銀貨よりも一層劣悪なる紙幣行はれしかば硬貨は金銀の別なく齊しく紙幣の驅逐する所となり一時全く市場に其跡を斂め明治十五年日本銀行の設立を見十七年兌換銀行券條例發布せられ十九年に至り從來の不換紙幣の正貨を以て兌換せらるゝとなりしまて純然たる銀貨單本位制は實現せざりき

紙幣に關する事項を説述するは本章の範圍に屬せずと雖も當時我邦幣制變遷の事跡を明にせんには之に論及せざるを得ざるか故に以下少しく之に就て述ふへし

抑も明治政府の紙幣を發行せしは明治元年を以て初とし當時創業に屬し加るに兵馬倥傯の際に中り國帑空乏財政困難を極めたるより一時應急の手段として行ひしものにして其當初の發行に係るものは太政官札なりしが其後種々の事情に依り民部省札(二年九月)大藏省兌換證券(四年十月以降)及開拓使兌換證券(五年一月)の三種を加へ次て新紙幣及改造紙幣の二種を發行せり是より先き明治二年五月

布告を發し明治五年を限り一切の太政官札を正貨に兌換すへき旨公布せしが四年十二月の布告により其交換は新紙幣を以てするとなし更に明治八年一月以來數回の布告により太政官札民部省札及大藏省開拓使兌換證券を新紙幣と引換るとなせしかは爾來政府紙幣は純然たる不換紙幣となれり明治五年の國立銀行條例は同條例を遵奉して設立せる銀行をして政府紙幣を出さしめ引換に金札引換公債證書を與へ其證書を擔保として銀行紙幣を發行し正貨を準備して兌換に應せしめ以て政府紙幣を銷却するの企圖なりしも其目的を達せず同九年其條例を改正し正貨兌換の制を廢し通貨兌換の制となせり隨て銀行紙幣も亦政府發行の不換紙幣に兌換せらるへき不換紙幣となれり政府紙幣及銀行紙幣とも右の如く明治四年乃至九年の間に於て其性質を一變し甚た危險の傾向を呈せしにも拘らず明治九年に至るまでは其流通額尙ほ過多ならざりしを以て幸に不換紙幣固有の弊害を現出するに至らざりしも明治十年西南の變に際し臨時莫大の費用を要せしを以て此年十二月を以て紙幣貳千七百萬圓を増發し其費用に充て尙ほ國庫の都合に依り續々豫備紙幣を發行せしより同年以後紙幣の流通額頗る増加

し同十一年の初に至り其極に達せり加之明治九年國立銀行條例改正以來同銀行の設立日を逐て其數を加へ隨て紙幣の發行額大に増加し遂に不換紙幣濫發の勢を馴致せり此の如く不換紙幣の發行夥多なりしを以て明治十一年の初より紙幣の價は漸次下落し同年末には銀貨壹圓に付壹圓貳拾壹錢以上となり終に明治十四年四月には平均壹圓七拾九錢五厘に上るに至れり

不換紙幣濫發の結果は物價の騰貴となり正貨の流出となり一定の收入を以て衣食する者は皆非常の困難に陥り之に反して農家は米穀及地價の騰貴に依り奢侈風を爲し復た往時の勤儉の美風を留めず又商業家は物價變動の甚きに眩惑し皆投機にのみ汲々とし敢て復た正業を顧みず殊に巨額の資本を要する大規模工業の如きは金利昂騰せし爲め敢て起業を企つるものなし是即ち明治十一年頃に於ける我經濟社會の狀況にして外面浮虚の購買力を増進し物價騰貴の結果は外見上商工業繁榮の觀をなすも一朝潰崩の機熟するに至れば其患害の及ぶ所實に測るへからず是に於て之か救濟策を講ずる者漸く輩出し紙幣に關する處分は世上の一大問題となれり然れとも明治十一年の交に於ては未だ紙幣増發の弊害

を覺知する者少なく紙幣の價は下落せるに非ず只銀貨の騰貴に基くものとなし専ら之か騰貴を抑制するの政策を講し或は銀貨の騰貴を以て民間洋銀の空相場の致す所なりとし新に公許の洋銀取引所を起し又株式取引所に金銀貨の取引を許し組織的市場に於て其相場を立て以て其弊を矯めんとし或は紙幣の下落は金銀貨の蓄藏に因すと思惟し之か流通の路を開き以て紙幣の價格を回復せしめんか爲め正金銀行の設立を主張したり政府は一々是等の議を採容し百方救済の方策を盡せしと雖も素より原因結果を轉倒せし議にして其效を奏すへくもあらず銀貨の騰貴は終に之を抑制すると能はず既にして洋銀の取引は種々の弊害を醸出し横濱正金銀行亦非常の厄運に遭遇し莫大の損失を被り一時殆ど鎖店に瀕するの悲疆に陥れり是に於て政府は漸く紙幣銷却の根治法を施さる可からざるの必要を認め明治十三年九月酒造稅則を改正し其稅率を二倍とし其増加收入を以て紙幣銷却の元資に充て又同年十一月地方稅の範圍を擴め國庫の負擔を減し同時に痛く各省の經費に節減を行ひ其餘剩を以て亦紙幣銷却の元資を増加するの方針を定め又從來工業獎勵の爲め設けし官設工場は漸次之を拂下るとし準

備金の貸付事務を廢止し一意紙幣の整理に着手せり然れとも紙幣の下落は滔々として尙ほ歇まず明治十四年四月には其極點に達し銀貨壹圓に付平均壹圓七拾九錢五厘となれり是時に當り或は外債を起して紙幣銷却を斷行せんとの議をなす者ありしも其説行はれず明治十四年十月松方正義大藏卿に任せらるゝに及び終に一の計畫を立て一方に於ては紙幣を銷却し同時に他方に於ては正貨を蓄積して紙幣價格の回復と共に兌換を實施するの策を探れり而して松方大藏卿は紙幣の整理をなすには先づ兌換券發行の特權を有する中央銀行を設立し以て全國の金融を便にし國庫の出納を簡易にし諸外國との爲替の取引及金銀輸出入を圓滑にする機關に充つるの得策なるを認め明治十五年三月一日を以て其建議を提出し同年十月を以て日本銀行の創立を見たり而して政府は明治十五年以來新に諸稅を起し或は從來の稅則を改正し以て紙幣の銷却及び正貨の買入を爲し其他種々の方策を施し汲々として正貨吸収に努めたり其結果明治十八年末には正貨の蓄積は四千二百二十六萬餘圓の巨額に上れり是より先き準備正貨漸次増加し紙幣漸く減少するに隨ひ紙幣は大に其價を回復し銀紙の差殆ど之なきに至れる



を以て松方大藏卿は先づ紙幣兌換の準備として日本銀行をして試に兌換銀行券を發行せしめんとを建議し政府は之を容れ明治十七年五月兌換銀行條例を制定し日本銀行は翌十八年五月を以て始めて兌換銀行券を發行するに至れり而して國立銀行紙幣の整理に付き松方大藏卿は國立銀行條例を改正するの必要を認め政府に建議し十六年五月其改正を行ひ國立銀行の存立時期を定め其紙幣は合同銷却法によりて日本銀行をして之か銷却の事務を掌らしめ以て日本銀行の兌換券發行權の獨占を確定せり斯の如くにして銀行紙幣も亦其銷却を實行するを得るに至れり右の如く政府が銳意紙幣の整理を圖りたる結果明治二十一年に至り紙幣の流通額は大に減少せしを以て松方大藏大臣は兌換銀行條例を改正して我邦幣制の基礎を確立するの時機到れりとし日本銀行の兌換券發行額を擴張し且つ其發行制度を鞏固にし發行高の幾分を政府に借上げ以て政府紙幣を銷却せんとの議を建て閣議之を容れ同年八月敕令を以て兌換銀行券條例の改正を見二十年三月に至り政府は愈政府紙幣の通用を廢止するの目的を以て準備金千萬圓を以て交換基金とし紙幣交換基金特別會計法を定め又同年五月日本銀行兌換銀

行券保證準備發行額を擴張し二千二百萬圓を限り無利子を以て政府に貸上げしめ以て上掲交換基金に組入れたる如くにして政府紙幣并に銀行紙幣は共に日本銀行兌換銀行券を以て代へらるゝことゝなれり而して右銀貨兌換を實施したる結果我邦の幣制は茲に事實上純然たる銀貨本位制となり明治三十年幣制の改革せらるゝに至るまで此制度を維持したり

明治十一年幣制變更以來明治三十年幣制改革に至るまでの時期に於て我邦幣制中上述せし以外の變化を擧げは金銀貨造幣料の改正及び補助貨一部の更改是なり造幣料の改正は明治十六年五月第十五號布達造幣規則を以て金貨千分七銀貨千分十と改正せられ補助貨の更改は舊銅錢の處分五錢銀貨并に二錢銅貨の回收及び白銅貨の新造にして明治二十一年政府は造幣局長遠藤謹助の建議を採用し同年十一月六日敕令第七十四號を以て貨幣條例に五錢白銅貨の一項を追加し新に之を製造發行して從來の五錢銀貨二錢銅貨及び舊錢文久永寶天保通寶に代用せしめんとを期せり而して五錢銀貨及二錢銅貨は爾來之を發行せず從來通行のものは漸次之を引上るとし舊錢は鑄潰若くは引換の處分を爲せしと前に述べ

しか如し蓋し五錢銀貨は微細に失し二錢銅貨は大に過ぎ又天保文久の舊錢は或は重く或は計算に便ならず何れも恰好の補助貨に非す之に反して白銅貨は最も便利なる補助貨を爲すを以て此改正は我邦幣制上の一進歩なりと謂はざるを得ず

其三、明治三十年の幣制改革、明治十九年紙幣整理のこと漸く其功を奏してより我邦は始て不換紙幣の害惡を排除し整然たる貨幣制度の利益を享有するを得るに至り其結果金利は次第に低落し商工業は漸く振興の運に向ひ外國貿易も年々其額を増加し財政經濟の狀況は大に其面目を更むるに至れり然れども紙幣の整理と雖も素より金銀兩本位制の當然受くべき結果を如何ともすると能はず我邦の幣制はグレンシャム氏法則の作用により早く既に銀單本位制と化し爾來世界銀價の變動は直接に我經濟財政に其影響を及ぼせり

世界銀價の大勢は明治六年(一八七三年)以前に在りては金銀比價殆ど一定し大約金一に付銀十五半内外の比例を持續せしが明治四年(一八七一年)の頃より銀の産額著しく増加せるに際し獨逸帝國の成立するありて其幣制の統一を企て銀貨に

代るに金貨を以てするを得策とし新に貨幣法を制定し本位銀貨の製造を廢止し明治六年に至り斷然金貨本位制を實施し巨額の銀を賣却し初めたるより茲に始めて銀貨下落の勢を現し爲めに金銀兩本位制の諸國は銀本位制に遷移せらるゝの危険を感し歐米諸國は何れも競ふて金單本位制に移らんとし排銀吸金の政策を講ずるに至れり即ち明治六年に於て北米合衆國は一弗銀貨の自由造幣を罷め同時に法律を以て其發行額を制限し佛蘭西は明治七年(一八七四年)五法銀貨の自由造幣を罷め爾來唯政府の勘定にてのみ製造し明治十一年(一八七八年)以降全く其發行を停止せり他の羅甸同盟國及露西亞亦之に倣ひ荷蘭は明治十年(一八七七年)銀貨の自由造幣を廢止せり大勢既に斯の如くなりしを以て爾來銀の下落は更に急激を加へたり

是に於て巨額に銀を所有し若くは之を産出する諸國は勢已むを得ずして人爲を以て銀價を維持せんとを謀れり例へば北米合衆國は明治十一年(一八七八年)ブランド條例を制定し政府をして銀を購入して弗銀貨を製造せしめ以て銀の下落を抑制せんとを企て明治二十三年(一八九〇年)に至り同條例を廢止し更にシャーマ

條例を制定し一層購銀の額を擴張せしと雖も銀價下落の大勢は毫も之を緩和すると能はず明治十二年(一八七九年)には平均金一に付銀十八に及びたりしか明治十八年には金一に付銀十九を超へ爾來下落の勢益甚しく明治二十四年(一八九一年)には金一に付銀二十九となりしが明治二十五年には金一に付銀二十三、七二明治二十六年には終に金一に付銀二十六、四九に達せり

斯の如く銀價の下落は到底人爲を以て之を防止するを得ず其前途望を屬すると能はざるより諸國は益々排銀吸金の政策を採り澳太利匈牙利は明治二十五年(一八九二年)に其幣制を改革して金本位制を採り翌年北米合衆國はシャーマン購銀條例を廢棄し印度は銀貨の自由造幣を停止し露西亞も亦曩に一時銀貨の自由造幣を許したりしが此年に至り之を廢止し明治二十七年(一八九四年)には波斯も銀貨の製造を止め印度は銀の輸入に五分の税を課し明治二十八年には智利明治二十九年にはコスタリカと相尋て金貨本位制に移り露國も亦金貨單本位制に移らんとせり而して明治二十七年に於て銀の下落は平均金一に付銀三十二、五六の割合に達したり

然るに明治二十八年(一八九五年)に於ては銀價稍恢復の色を呈し其平均金一に付銀三十一、六〇となり翌二十九年には更に三十、六六となれり蓋し此小康は日清戰爭の結果其價金は銀を以て支拂はるへしとの想像と北米合衆國に於て銀派が勝を制せんとするの形勢とより來りし現象にして其想像齟齬し其形勢一變するや銀は再び低落して明治三十年には平均金一に付銀三十四、三四に達し其下落の極度は金一に付銀三十九、七〇に達したるとあるに至れり

以上記述せしか如く銀價日に低落し其浮沈動搖極りなく歐米諸國爭ふて金貨本位制を採るに至りし事實は銀貨本位制なる我邦に甚しき影響を及ぼさるを得ずして爲換相場の激變は外國貿易をして殆ど適從する所なからしめ其健全なる發達を阻碍し物價の騰貴は投機を助長し政府の經費を膨張せしめ其他經濟上財政上并に社會上に及ぼせし影響の寒心すへきもの尠なからす依然銀本位制を維持せるは到底國家の利益と相背馳するの惧あるに至れり是に於て大藏大臣渡邊國武は本邦幣制の得失を調査するの必要ありとし明治二十六年九月十一日を以て貨幣制度調査會を設置せんとを閣議に提出し閣議之を容れ同年十月十四日敕

令第百十三號を以て同會規則の公布を見たり而して貨幣制度調査會の攻究審議すべき事項は第一近時金銀價格變動の原因及其一般の結果第二近時金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響第三近時金銀價格の變動は我邦現行貨幣制度を改正すべき必要あるや若し其必要ありとするときは新に採用すべき貨幣本位並其施行方法如何の三項なりき

貨幣制度調査會は大藏大臣の奏請に依り高等行政官帝國大學教授帝國議會議員其他通貨に關し學識經驗ある者の中より選定せる會長副會長及二十名の委員を以て組織せられ前後特別委員會四十一回總會六回の審議を重ね結局銀價の下落を以て將來我邦に取り不利益と認め幣制改正の必要ありとし現制を改めて金單本位制を採用すへしとする者多數を占め明治二十八年七月三日を以て其報告書を大藏大臣に提出せり而して同報告書の要領を摘録すれば左の如し

第一、近時金銀價格變動の原因決議

- 一、銀生産額の増加。
- 二、銀生産費の減少。
- 三、銀生産額増加の割合に貨幣としての需要増加せざると。
- 四、銀の工藝用品として需要の減少。
- 五、需要

供給の増減に依て影響を蒙る銀の總現存額は割合に少額にして年々供給の増加は割合に巨額なると。六、金生産額増加の割合は銀生産額増加の割合に比し少額なると。七、金の貨幣として需要の増加。八、金の工藝用品として需要の増加。九、金を貯藏する傾向の増進。

第二、近時金銀價格變動の一般の結果決議

甲、銀貨國に生ずる結果

- 一、輸出の増進。
- 二、物價の騰貴。
- 三、債務者及定額納稅者の負擔軽減。
- 四、農業の好況。
- 五、商工業の發達。
- 六、租稅并其他收入の増加。
- 七、勞働者の需要増加。
- 八、國費の増加。
- 九、給料及勞銀を受くる者の困難。
- 十、債權者の不利。
- 十一、投機的企業の勃興。
- 十二、金貨國より輸入物品の騰貴并輸入の減少。

乙、金貨國に生ずる結果

- 一、債權者の利益。
- 二、銀貨國より輸入物品の下落。
- 三、國費の減少。
- 四、物價の下落。
- 五、債務者及定額納稅者の損失。
- 六、商工業の不振。
- 七、金利の下落。
- 八、農業者の困難。
- 九、租稅并其他收入の減少。
- 十、給料及勞銀を

支拂ふ者の困難。十一、労働者の需要減少。十二、銀貨國より貨物輸入の増加。丙、銀貨國及金貨國に生ずる結果

一、銀貨國と金貨國との間に於ける商業取引に澁滯を來すと。二、金貨國より銀貨國に資本の放下を減すると。

第三、近時金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響決議

一、——十一（銀貨國に生ずる結果に關する決議の一乃至十一と同斷）。十二、金貨國より輸入物品の騰貴。十三、奢侈の弊。十四、造幣局の公開は銀の輸入を誘致すること。十五、本邦と金貨國の間に於ける商業取引上澁滯を來すこと。十六、金貨國より本邦に資本の放下を減すること。

金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響に關しては右の如く決議せられしと雖も其各項の輕重利害の大小に就ては意見の分歧を免れざりき即ち甲は近時金銀價格變動の我經濟上に及ぼせる影響は大體に於て大に喜ぶべきものあり去れと銀の下落物價の騰貴は絶對的の慶事として目すべからず況や本位貨の急激なる下落をや然れとも銀は際限なく下落せざるべきを信すと主張し乙は金銀價格變

動の我經濟上に及ぼせる影響は利害共に之あり一時輸出を増進し商工業を振起せしか如きは其最も利益とする所なりと雖も輸出の増加は銀の輸入を促かし通貨を膨脹し物價を騰貴せしめ終に輸入超過を來さざるを得ず労働者の困難と外國貿易の澁滯の如きは其損害の最も大なるものなりと主張せり而して此意見の分歧は結局採決に至り甲説に決し貨幣制度調査會は比年金銀價格變動の我邦に及ぼせし影響に比し損害は小にして利益は大なりしとを認めたり

第四、近時金銀價格の變動は我邦現行貨幣制度を改正するの必要あるや否や（意見）

此點に就て採決せしに幣制改革を必要とせる者八不必要とせる者七にして幣制改正の必要ありと議決せり然れとも其理由に就ては意見の一致を缺きしを以て報告書中に各自の意見を排列せり即ち甲は金銀比價變動の我邦に生ぜし利益たるや一時的にして而も一部を利せしに過ぎず故に幣制を改正して永遠に完全鞏固なる制を立つべしと曰ひ乙は金銀比價變動の我邦に與へし利益は之を認むるに吝ならざれとも依然舊制を墨守すると能はず變に臨み機に應じて處決し得へ

き準備を爲さざる可からすと曰ひ丙は此際世界の大部分の結果に伴ふて來るべき患害を豫防し得べき幣制を立つべしと曰ひ丁は金銀價格動搖の爲我邦の受けし利益尠なからすと雖も其物價を騰貴せしめしより生ぜし害は甚大なり故に本位動搖の憂なき幣制を必要とすと曰へり

第五、採用すべき貨幣本位並其施行方法(意見)

本位并其施行方法に關しても亦各自意見書を報告書中に排列せり即ち本位に關しては金本位を主張せし者と金銀兩本位を主張せし者との二あり前者は六名にして二派に分れ甲は銀貨の無制限通用を許さすと曰ひ乙は現行壹圓銀貨は金貨と一定の割合を以て無制限通用を許す但し其自由造幣は止むと曰へり後者は二名にして一は各國同盟を要すとし他は之を要せすとせり施行方法に關しては三説あり甲は直に實行の準備に着手すべしと曰ひ乙は準備に止めよと曰ひ丙は時期の到るを待つべしと曰へり

右の外貨幣制度調査會の報告書中には尙ほ幣制改革を必要とせざる少數意見をも併掲せり不必要論者の理由亦各自同しからずして左の三種なりき

一、金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響は其利益の大なるを認む故に將來に於ても現制を維持するを可とす

二、金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響は其利益の大なるを認む而して將來萬國複本位同盟成るの日に至りては之に加盟すべきものとし適當なる準備を施すに止む

三、金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響は其利益の大なるを認め別に將來幣制の方針を明言せず

以上は貨幣制度調査會報告書の要領なり同會其報告書を大藏大臣に提出するや幣制問題は當時朝野の一大問題となり之に關し論議する者輩出し就中幣制改革の必要を鳴らし金本位説を主張する者頗る多く政府當局者も亦現制を改革して金單本位制を採るの必要ありと認めたり然れども斷然金貨本位制を施行するか如き素より容易の業にあらず先づ巨額の金を準備し而る後始て實行し得べき所なるを以て之か着手に躊躇せざるを得ざりき然るに偶々明治二十七八年戰役の結果金貨を以て巨額の償金を獲しかば政府は之を利用し始て金準備を得るの計

畫を決定するを得たり

明治三十年一月大藏大臣松方正義は幣制改革の時機到れりと認め先づ金本位制施行方法に付大藏次官以下四名の大藏省官吏に其調査の内命を下せり次官以下審議を盡し金本位制施行方法と題する一編の復命書を提出せしを以て松方大藏大臣は右調査に基き同年二月二十五日を以て貨幣法其他附屬法案を閣議に提出せしに此議廟議の容るゝ所となり同年三月一日を以て政府は貨幣法其他附屬の法律案を第十帝國議會に提出せり議會に於ては種々の修正說出ても成立せず結局原案を可決し貴衆兩院を通過し貨幣法案及附屬法案とも三月二十六日裁可を經同二十九日を以て公布せられ何れも明治三十年十月一日より施行せらるゝととなり茲に幣制改革の議全く確定せり新貨幣法の明文は左の如し

貨幣法

第一條 貨幣の製造及發行の權は政府に屬す

第二條 純金の量目二分を以て價格の單位と爲し之を圓と稱す

第三條 貨幣の種類は左の九種とす

金貨幣

貳拾圓

拾圓

五圓

銀貨幣

五拾錢

貳拾錢

拾錢

白銅貨幣

五錢

青銅貨幣

壹錢

五厘

第四條 貨幣の算則は總て十進一位の法を用ゐ壹圓以下は壹圓の百分の一を

錢と稱し錢の十分一を厘と稱す

第五條 貨幣の品位は左の如し

- 一 金貨幣 純金九百分參和銅一百分
- 二 銀貨幣 純銀八百分參和銅二百分
- 三 白銅貨幣 ニッケル二百五十分參和銅七百五十分
- 四 青銅貨幣 銅九百五十分錫四十分亞鉛十分

第六條 貨幣の量目は左の如し

- 一 貳拾圓金貨幣 四匁四分四厘四毛四十六グラム六六六五
- 二 拾圓金貨幣 二匁二分二厘二毛二(八)グラム三三三三
- 三 五圓金貨幣 一匁一分一厘一毛一(四)グラム一六六六
- 四 五拾錢銀貨幣 三匁五分九厘四毛二十三グラム四七八三
- 五 貳拾錢銀貨幣 一匁四分三厘七毛七(五)グラム三九一四
- 六 拾錢銀貨幣 七分一厘八毛八(二)グラム六九五五
- 七 白銅貨幣 一匁二分四厘四毛一(四)グラム六六五四

八 壹錢青銅貨幣 一匁九分〇厘〇毛八(七)グラム一二八〇

九 五厘青銅貨幣 九分五厘〇毛四(三)グラム五六四〇

第七條 金貨幣は其額に制限なく法貨として通用す銀貨幣は拾圓まで白銅貨幣及青銅貨幣は壹圓までを限り法貨として通用す

第八條 貨幣の形式は敕令を以て之を定む

第九條 金銀貨幣純分の公差は金貨幣は一千分の一銀貨幣は一千分の三とす

第十條 金銀貨幣量目の公差は左の如し

- 一 金貨幣貳拾圓は每片八毛六四(〇)グラム〇三二四〇(一)千枚毎に八分三厘(三)グラム一一二五〇(拾圓は每片六毛〇五(〇)グラム〇二二六九(一)千枚毎に六分二厘二グラム三二五〇(五圓は每片四毛三二(〇)グラム〇一六二〇(一)千枚毎に四分一厘一グラム五三七五〇)とす
- 二 銀貨幣は各種共每片二厘五毛九二(〇)グラム〇九七二〇(五拾錢銀貨は一)千枚毎に一匁二分四厘(四)グラム六五〇〇(貳拾錢銀貨幣は一)千枚毎に八分三厘(三)グラム一一二五〇(拾錢銀貨幣は一)千枚毎に四分一厘(一)グラ



五三七五〇とす

第十一條 金貨幣の通用最輕量目は貳拾圓金貨幣四匁四分二厘十六グラム五七五〇拾圓金貨幣二匁二分一厘八グラム二八七五五圓金貨幣一匁一分〇厘五毛(四グラム一四三八)とす

第十二條 金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るもの及銀貨幣白銅貨幣又は青銅貨幣にして著しく磨損したるもの其他流通不便の貨幣は其額面價格を以て無手数料にて政府に於て之を引換ふへし

第十三條 貨幣にして摸様の認識し難きもの又は私に極印を爲し其他故意に毀傷せりと認むるものは貨幣たるの效用なきものとす

第十四條 金地金を輸納し金貨幣の製造を請ふものあるときは政府は其請求に應ずへし

附則

第十五條 從來發行の金貨幣は此の法律に依り發行する金貨幣の倍位に通用すへし

第十六條 從來發行の壹圓銀貨幣は金貨幣壹圓の割合を以て政府の都合に依り漸次之を引換ふへし

前項引換の結了までは金貨幣壹圓の割合を以て無制限に法貨として其通用を許し通用禁止の場合に於ては六箇月以前に勅令を以て之を公布すへし通用禁止の翌日より起算し滿五箇年内に引換を請求せざるときは爾後地金として取扱ふへし

第十七條 從來發行の五錢銀貨幣及貳錢銅貨幣は従前の通り通用すへし

第十八條 此法律發布以後は壹圓銀貨幣の製造を廢す但し右期日以前に政府に輸納したる銀地金は此限に在らず

第十九條 此法律に牴觸する従前の法令は總て之を廢止す

第二十條 此法律は第十八條を除く外明治三十年十月一日より施行す

以上は新貨幣法の明文なり即ち我邦の幣制は此貨幣法により銀貨本位制より轉遷して金貨本位制となり本位貨幣の無料造幣磨損貨幣の無手数料引換制を採りたり而して新制に於ける一圓の價格は當時流通せし一圓銀貨の價格を標準とし

て定めたるを以て舊金貨は新制實施以來倍位を以て通用すべきとし舊壹圓銀貨は爾來其製造を廢止し從來流通せしものは漸次引換へらるゝとなり同時に兌換銀行券條例を改正し從來銀貨兌換とあるを金貨兌換と改め準備金中銀貨及銀地金の額に制限を加へ又明治十二年第三十五號布告を廢止し洋銀の並價通用を禁止せり

是より先き政府は金貨本位實施準備の爲め清國より得たる償金を以て金の購收を努め日本銀行をして其事に従はしめ明治三十年四月造幣局に命じて新金貨の製造に着手せしめ九月三十日を期し四千八百萬圓の新金貨を納入せしめ更に明治三十年度中に製造すへき新金貨の額を七千參百萬圓と律定し同時に補助銀貨を製造せしめ以て壹圓銀貨引換の準備に供したり

壹圓銀貨の引換に就ては政府は當初外國銀行の疑惑を解く必要を認め明治三十年七月十五日を以て日本銀行に内訓し十月一日新貨幣法實施と同時に同行の所有する銀貨を悉く政府の新金貨と交換せしめ横濱正金銀行及各港在留外國銀行の所有する壹圓銀貨は日本銀行をして同日以降無限金貨と交換すへく勧誘せ

しめ又横濱正金銀行本店及同神戸支店の取引は總て金貨を以て支拂はしめたり又政府は成る可く速に壹圓銀貨の通用を停止し其引換を結了するの必要あるを認め九月十八日敕令第三百三十八號を以て明治三十一年四月一日限り其通用を禁止し更に九月二十一日大藏省告示第六十一號を以て新貨幣法實施以後中央金庫に於て其引換に應ずへき旨を告示し尋て貴衆兩院の議決を經三十一年六月十一日法律第五號を以て其引換を同年七月三十一日限りと公布せり而して此政府の方針は着々其效を收め期日までに故障なく壹圓銀貨の引換を結了するとを得たり明治四年以來一圓銀貨の總發行額は一億六千五百餘萬圓にして内支那海峽殖民地其他東洋諸國へ輸出額九千九百餘萬圓日清戰役中戰地携帶使用高一千一百餘萬圓臺灣へ回送使用高八百萬圓なりしが多くは彼地に於て鑄潰され或は必要なる通貨として流通し或は刻印を施され貨幣たるの資格を失ひしかは引換の爲め回送せしもの其額僅に一千餘萬圓に過ぎず之に内地流通の分約四千萬圓を加へしも優に新金貨を以て引換ることを得たりしなり然而して政府へ引揚げたる壹圓銀貨は或は補助貨の地金に充用せられ或は香港上海等に賣却せられ或は

臺灣朝鮮等へ輸出し其地の通用に供せられ明治三十一年未に至り悉く其處分を終れり

明治三十年の制定に係る我邦新貨幣法の概要并に舊本位貨幣壹圓銀貨引揚の状況大概上述の如し今や我邦は右貨幣法を實施し我邦の貨幣制は純然たる金貨單本位制なり然れども金貨本位制は我版圖一般に行はるゝものに非ずして臺灣に於ける現行幣制は尙銀貨本位制なるか故に我邦現行の幣制を叙述せんには右の外尙ほ臺灣の幣制を附加せざる可からず

臺灣の割讓以前に於ける通貨の状態は清國と等しく頗る錯雜を極め西班牙弗墨西哥弗香港廣東臺灣の小銀貨及び各種の銅錢并ひ行はれ銀貨は剝削若くは毀損の結果何れも重量を以て取引せられ各貨間嘗て一定の比價なく銀銅は常に時價を以て受授交換せられたり然るに同地の我版圖に歸するや政府は壹圓銀貨補助貨并に兌換券を以て同地の支拂に供し且つ貨幣統一の目的を以て極印若くは毀損せられたる銀貨は一切公納に收受せざるとなしたるに壹圓銀貨は從來流通の銀貨に比して品質形體俱に善美なりしより一般人民に歡迎せられしも臺灣の

土民は從來信用證券の受授に慣れざるを以て兌換券は一般に之を嫌忌し割引を以て流通し甚しきに至りては銀紙の間に二割の差を生したり是に於て政府は力めて兌換券の價格を高め其流通を圖る爲め出納官吏をして其交換を行はしめ尋て日本銀行をして交換所を設け日を期して其交換を爲さしめたり之に依て兌換券は漸く民間に信用せらるゝに至り頗る其流通區域を擴張し當時政府は別に臺灣に貨幣條例を施行せざりしも事實内地と同一の幣制を施行せし結果に歸せり然れども兌換券及び壹圓銀貨の分量は未だ全島に普及するに至らず日常土民相互間の取引には尙ほ舊時の粗惡なる通貨の流通甚多かりしなり

然るに明治三十年三月に至り政府は貨幣法を發布し十月一日より之を内地に實施することとなりたるを以て茲に臺灣の幣制は之を如何にすへきやの問題を生せり是より先き臺灣に於ける貨幣の政務は銀行の政務と共に勅令を以て大藏大臣の主管に屬せられ之に關し臺灣總督は大藏大臣の監督を承くるものと定められしを以て臺灣幣制の問題は大藏省に於て之か講究に従事し監督局長添田壽一は三十年七月中之に關する意見書并に臺灣貨幣法案を草して同省貨幣會議に提

出したり貨幣會議は種々討議の末臺灣に金貨制度を施行すること實際の取引には可成銀を使用すること多額の取引に於て金銀の間に相場を生ずることあるときは之を認許すること并に當分の内時價を以て政府の公納に銀地金を以てするも妨なきことと決議せり是に於て大藏省は審議を盡し將來は本土と同一の幣制を施行するの方針を採るべきも目下直ちに之を施行するは臺灣の状態に照し或は不便を來すやも計られずとなし金貨本位を實施し得べき時機の到來するまで暫時壹圓銀貨に極印を施して流通せしめ金貨に對し時價を以て公納支出に供し同時に從來流通の外國銀貨并に私に極印を施したる貨幣の通用を禁ずることに一決し又内地新貨幣法實施と共に改正兌換銀行券條例を實行せざるを得ざりし結果之を臺灣に適用する能はざるより十月一日以後臺灣に於ける兌換券の交換を廢止するとに決し其旨を臺灣總督に通知し尋て極印銀貨使用に關する勅令案を閣議に提出せり閣議の結果其政府の支拂に就ては合意に依るべきことに改め十月二十二日敕令第三百七十四號を以て左の如く公布せられたり

第一條 臺灣に於ては當分の内政府の極印を施せる壹圓銀貨幣の時價を以て

公納及政府の支拂に用ふることを得

但政府の支拂は合意に依るべきものとす

第二條 前條の極印は左の形式に依り政府引換濟壹圓銀貨幣の表面に施すものとす

② 經一分五厘

第三條 外國貨幣及私に極印を施したる貨幣は爾後公納に用ふることを得す但特に外國貨幣を以て公納に用ふることを規定しあるものは此限にあらざ然而極印銀貨の時價に關しては臺灣と經濟上直接の關係ある香港の相場に依り之を公定するの議に決したり

極印付銀貨は右の如く通用すると定め内地より之を臺灣に回送せしか政府の支拂上合意に依りてのみ發行するの制なりしかは充分に之を普及せしむると能はざりしを以て三十年十二月二十八日に至り政府は兌換券を金庫に差出して極印付銀貨を請求する者ある時は金庫に於て在合せ高を限り時價を以て其請求に應ずべき旨を金庫に命し尋て翌三十一年四月十二日を以て臺灣に於ては壹圓銀

貨通用禁止後と雖も其引換期限内は無傷壹圓貨に限り其引換の手續を省略して額面價格にて政府の公納に用ゆることを許可したり

極印付銀貨は充分に之を普及せしむると能はざりしを以て政府は右の如く一時引換期限内を限り無傷壹圓銀貨の公納を許せしか引換期限満了後に於て之を如何にすへきや之か流通を禁止せんか貨幣の缺乏を來さざるを得ざるの憂ありしを以て大藏大臣は明治三十一年二月七日を以て臺灣制度調査會を起し幣制の方針を調査せしめ其決議を貨幣會議に諮ひ審議を経て四月十三日を以て更に其決議を閣議に提出したり而して閣議の決定は實に左の如くなりき

一、當分の内無傷壹圓銀貨の無制限通用を許す

二、前項の銀貨と金貨との比價は時價に依り公定す

但時價は上海香港臺灣等に於ける前四箇月の平均銀相場に依り毎四箇月之を定む

三、墨銀其他の外國銀貨及私に極印したる銀貨は國庫に於て收入せず

四、無傷壹圓銀貨幣の無制限通用は其引換期限の盡くると同時に施行す

右閣議の結果は大藏大臣より六月十四日を以て臺灣總督に訓令せられ同總督は七月三十日を以て壹圓銀貨無制限通用に關する律令を發し又爾來數次壹圓銀貨及極印銀貨の時價に關する告示を公布せり

之を要するに臺灣は我版圖に屬し其位置相近接し而も經濟上の關係頗る切なるを以て内地と同一の幣制を施行するを要するや勿論なりと雖も現今同島の情態俄に之を許さざるを以て暫く上掲の幣制を實行し他日幣制統一の期到るを待ちつゝあるなり然而して幣制統一の準備として先づ同島に於ける貨幣の混亂を整理する方法としては引揚壹圓銀貨に極印を施して之を普及せしめんとを圖りしが充分に其目的を達すると能はざりしを以て無傷壹圓銀貨の并用を許さざるを得ざりしも之に依て同島貨幣の情態は大に其面目を革むることを得たりしなり

本章參考書

横井時冬氏帝國商業史講義錄

大日本貨幣史

第九章 日本貨幣制度

## 第十章 貴金屬の國際的配當と其移動

第一節 貴金屬の國際的配當を支配する法則——第二節 貴金屬の國際的移動に關する英國正統學派の學說を批評す——第三節 信用の貴金屬移動に及ぼす影響——第四節 貴金屬の移動を惹起する普通の原因——本章參考書

### 第一節 貴金屬の國際的配當を支配する法則

世界各國が其國內に潤澤なる貴金屬の分量を保有せんとに努むるは古今を通じて其授を一にし往時にありては國家の富強は一に其保有する貴金屬の分量如何に依るとの觀念よりして列國争ふて其輸入を獎勵し其輸出を制抑する方策を施したりき現今と雖尙ほ斯る觀念の列國法令上に現出するもの尠なしとせず去れと斯の如き政策の正鵠を失せるは素より論を要せざる所にしてアダム・スミス一  
度其非を明かにしてより後世學者の之を支持する者殆とあるとなし蓋し世界上何れの國と雖も必ず自然に其需要に應じて貴金屬の國際的配當を受け健全なる幣制と變通なる銀行制度とを有する以上は克く其の經濟的情況に適應すべき金

屬貨幣の分量を保有し得へきか故に法令を以て漫りに之れか獲得の手段を講し其の流出を防遏せんとするか如きは素より有害無益の擧たるを免れざるなり抑も貴金屬の移動を支配する法則は一般貨物の移動を支配する法則と異なることなく其需要急ならず價格比較的小なる場所を去りて需要多く價格比較的大なる場所に就くへきは當然の理なり即ち貴金屬の國際的配當は之を抽象的に言へは其貨幣用并に其他の用を綜合して國々の之に對する比較的需要によりて定まらざるを得ず而して世界上既存貴金屬の配當一旦行はるゝに於ては新に生産せられたる貴金屬は更に國々の比較的需要に應じて分配せられ其權衡を得るに至るまで國際間に移動して停まざるへし又或事情より國々の比較的需要攪亂せられ配當の變更を要する場合に於ても貴金屬の移動は自然の結果として起らざるを得ずして其移動は再び其比較的需要の權衡を得るに至るまで持續すへきなり然れとも比較的需要の權衡の成立は世界各地に於ける貴金屬の比較的購買力をして均等を保たしむるに止まり其價格をして世界到る處同一ならしむるものに非らず何とならば國々に於ける貴金屬の價格は一般貨物及貴金屬の運搬費保險料

及び内國貨物取引の繁閑等によりて定まるものなればなり貴金屬の比較的需要の如何にして定るやを知らんと欲せば先づ貴金屬の用途并に其各用途の相互の關係を究めざる可からず貴金屬の需要は之を大別して二種とす曰く貨幣用としての需要曰く工藝用としての需要是なり而して一國內(一經濟區域内)貴金屬の價格は此二者を照合したる結果なるを以て甚だ複雑せる事情によりて定まり其消長を攻究すると頗る困難なりと雖も貴金屬の價格に對する此二者の相互の關係は極めて單純にして此二者間に於ける貴金屬移轉の自由は常に一方に高價にして他方に廉價なるを許さす必ずや其價格をして同等ならしむへきなり即ち若し一國に於て金屬貨幣大に缺乏し其價格遙に地金よりも高きときは貴金屬地金の一部は直ちに工藝用を去て貨幣用に向けらるべく之に反して貨幣過多にして其價格地金に及はざるときは貨幣の一部は直に鑄潰されて地金となり工藝用に向けられ結局此二用途に於ける貴金屬の價格均等なるに至るへきなり

右述るか如く一國の要する貴金屬の分量は其貨幣用并に工藝用需要の合計に他

ならず而して其貨幣に要する分量は主として其國に於ける貨幣の情況人口の粗密商業取引の分量及方法物々交換及信用取引の多寡金屬貨幣の效程(所謂流通の速度)企業の規模交通發達の程度等によりて定まり工藝に要する分量は人民の習慣嗜好流行其他種々の事情によりて決せらるへし然而世界諸國各其特異の事情によりて定まれる貴金屬の需要の多寡は所謂國々の比較的需要にして國際間貴金屬の配分を指定し其移動の方向を決するものとす

貴金屬の國際的配當を支配し其移動の方向を指示する法則は其國々の比較的需要なる上述の如し然りと雖も此法則の作用は實際に於ては信用の作用并に幾多の抵抗力の爲めに隠蔽せられ充分に其働さを逞ふすると能はざるを常とす是れ頗る重要なる事項なりとす抵抗力とは何ぞや曰く國民の習慣猜忌心貴金屬輸出禁止法正金政策及び貴金屬の供給に對する物價の感應の遲緩等所謂經濟的摩擦なるもの即是なり是等の事情及び信用の作用は實際上大に貴金屬の國際的移動を左右し或は其移動を不必要ならしめ或は之を喚起し又或は之を妨礙し其國際的配分をして比較的需要の指示する所に従はしめず貴金屬の比較的購買力を

して永く相隔離せしむると往々ありとす

以上論述せしか如く貴金屬の國際的配當并に之が移動を支配する根本の法則は國々の比較的需要なりと雖も信用の作用及び經濟的障礙の存在は往々にして其法則の作用を隠蔽するか故に實際上貴金屬の移動に對し正確なる説明を下さんと欲せば其比較的需要の如何を究むるを以て足れりとせず更に進んで信用の作用并に經濟的障礙を考察し彼此相對照比較せんとを要するや勿論なりとす然れども元來貴金屬の比較的需要と云ひ信用の作用と云ひ又經濟的摩擦と云ひ何れも皆煩雜錯亂の事項にして到底精密に其各勢力の程度を斗量するを許さざるを以て國際間貴金屬の移動に對する正確なる説明は現今の學問の程度を以てしては殆ど不可能の事に屬すと云ふも敢て過言にあらざるへし去れと貨幣用として一國の要する貴金屬の額を支配する事情并に之に隨伴して國際間貴金屬の移動を左右すべき勢力の作用に關しては吾人現今の智識の程度を以てするも尙ほ幾分の光明を與ふとを得ざるにはあらざるなり



## 第二節 貴金屬の國際的移動に關する英國

## 正統學派の説を批評す

ジョン・スチュワート・ミルはリカードの所説を敷衍して貴金屬の國際的移動に關する學論を叙述せり Ricardo's Works—Neculloch's edition—ch. VII & "The High Price of Bullion"; J. S. Mill, Principles, Book III, chs. XIX—XXI. 其要に曰く

若し或産金國に於て貴金屬の産額の増加を見る時は其影響は先づ同國に於ける貴金屬の價格を下落せしめ一般物價を昂騰せしむへし然る時は同國の物價の平準は他國の物價の平準に對して權衡を失ひ之か爲め輸入は益増加し輸出は愈減少し貿易は所謂逆調を呈するに至り其結果は同國に貨物を輸入する國に向て貴金屬の流出を見るべきなり既にして右と同一の情勢は其貴金屬を收受せし國に於ても亦現はれざるを得ずして貴金屬流入の結果は其國に於ける貨幣の分量を増加し其價格を減し物價を騰貴せしむべきを以て輸出貿易は漸く衰へ輸入貿易は漸く振興すへし乃ち其當然の結果として其國の貴金屬貨幣の一部は其國に貨物を輸入せし第三國に向て移轉せざるを得ざるなり之を要するに貴金屬の新供

給は先づ其増加を見し國の物價に影響し輸入超過を馴致し貿易上順調を呈せる國に向て順次移轉し諸國の物價の平準再ひ權衡を得るに至て始て歇むべきものとす

以上は貴金屬の新供給の如何に國際に配分せらるゝやを叙述せしものなるか貴金屬の供給に變化なく單に貨物の側に於ける供給の變化ありし場合に於ても亦同一の理由により貴金屬の國際移動を惹起するものとす今講述の便を許り世界中他の諸國と隔離せる甲乙二貿易國を假想して之を説明せん若し右甲乙二國の輸出入相平均するときは其二國は各自其賣買取引額に適應する金屬貨幣の分量を維持し其間に正金の移動を現するとなかるへしと雖も今或原因により俄に甲國より乙國に向て或新貨物の輸出を見る時は乙國は從來の輸出のみを以て此新輸入の支拂に充ると能はずして甲國に於ける爲換手形の供給は其需要に超過し其價格下落し遂に正金輸送點を超へ到底乙國より甲國に向て正金の輸送を免れざるなり然而此正金の移動は甲國に於ける貨幣の分量を増加し爲めに甲國の物價の平準を高むと雖も乙國に於ては之に反して其流通貨幣の減縮を來し爲

めは物價の平準を下落せしむべきなり斯の如くなるときは從來乙國より未だ曾て輸出せられざりし貨物も今や乙國に於ける其價格の下落と甲國に於ける騰貴との爲め新に甲國に輸出せらるゝに至るべく又從來甲國より乙國に輸出したりし貨物中其一部は甲國に於ける騰貴と乙國に於ける下落との爲め最早乙國に輸出せられざるに至り結局乙國より甲國への正金移動の爲め國際物價の變動を惹起し終に再び乙國より甲國への輸出超過を生し兩國間の貨幣の分量復平するに至りて始めて止むべきなりと

右は貴金屬の國際的移動に關し英國正統學派を代表せるジョン・スチュワート・ミルの所説にして從來多數の學者によりて祖述せられし所なり然れども是れ唯貴金屬の移動を惹起するものは其比較的購買力なるの一事を指示せしに止まり其移動の原因を究めず又之を左右する幾多の勢力の存在を認めず其説明全く正鵠を失し到底探るに足らざるを奈何せん何を以てか之を言ふ曰く此學説は左の諸要件を考慮せされはなり

一、貴金屬の産國より輸出せらるゝ貴金屬は一種の貿易品なると

二、國際物價の變動は必しも正金の移動を來すものにあらざると

三、貴金屬の用途は單に貨幣用のみに限らざると

四、實際上幾多の障礙は正金の移動をして容易ならしめざると

五、信用は貴金屬の移動に著大の影響を及ぼすと

以下順次右諸項を説明し以て正統學派の學説の缺點を明かにすへし

第一、正統學派の説に據れば貴金屬の産出額大に増加する時は産金國の物價を騰貴せしむるを以て其結果輸入超過を來し貴金屬は貿易の差額を支拂ふ爲め輸出せらるゝものとす故に貴金屬の移動は産金國の貿易逆調を呈せし結果として起る現象なりと云ふに在れども是實際の事實に適合するものにあらず抑々産金國より貴金屬の輸出せらるゝや一種の貿易貨物として輸出せらるゝものにして貿易の結果として生ずる國際貸借の支拂に供せらるゝか如きは寧ろ稀有の事に屬せり去れば正統學派の如く貴金屬の輸出を以て物價の平準の騰貴より來る輸入超過を俟て始めて行るべきものゝ如く解するは決して正鵠を得たるものにあらざるなり蓋し産金國の物價は貴金屬の産出増加の爲め騰貴し貨物の輸入亦貴金

屬輸出の増加に應じて増殖すへしと雖も貴金屬の輸出は物價騰貴の結果にあらざるなり

第二、抑々各國の物價の平準の相互的動作は所謂國際的物價の均衡を來さんとし正金の移動を指定するものとす然れとも支拂手段としての正金の移動なるものは正金の輸出か最も低廉なる支拂法たる場合の外行はるべきものにあらすして國際物價の失衡より來る貨物輸入の結果たる國際貸借は多くの場合に於て反對の方向を以てする貨物の輸出入を促かし正金の輸出の如きは稀に起る所なりとす(産金國より輸出せらるゝ貴金屬は其國の輸出貨物の一種なると前段に述べしか如し)換言すれば國際貸借の決濟は正金を以てするよりも寧ろ貨物を以てすると多く唯正金の現送か最も廉價なる支拂法たる場合に於てのみ之か移動を見る者とす今正統學派の説明法を襲用し茲に貨幣用の外一切用途を有せざる同一種の金屬を以て成る貨幣を用ゐる毫も信用を利用せざる甲乙二國あり共に通商をなすも二國共に世界中他の諸國と全然離隔せられ一切貿易上の關係を有せずと假想せんに若し或原因より甲國に於ける生産費減少し或貨物の價値に下落する

時は甲國の物價の平準は之か爲め稍低落し或貨物は多く乙國に向て輸出せらるへし然るに此輸出ありし爲め甲國は毫も貨物の餘剰を感せず既存の貨幣を以て充分に國內交易の用に應ずるを得へしとする時は毫も貨幣を輸入する必要なかるへし乙國に於ては右甲國より輸入せる新貨物に對し新に輸出すべき貨物なきに於ては已むを得ず貨幣を輸出して其支拂に供すへしと雖も既に多額の外國品を輸入したる以上は内國品は之か爲めに自ら下落せざるを得ずして乙國より甲國への輸出亦自ら増加し結局二國の物價の平準は共に低落し其比は従前と異ならずして貴金屬の移動を要せざるへし

以上は甲國に於ける低廉なる貨物の餘剰の全體か乙國に輸出せられしものと想像せし論なるか實際に於ては斯るとなかるべく甲國より乙國に輸出せらるべきものゝ額は乙國の内國品と其の輸入品との比價をして甲國に於ける内國品の増加と輸入の増加との結果として生ぜし諸貨物の新比價と均衡を保たしむる點に止まるへし即ち斯の如くなるときは甲乙二國の國際物價の關係は毫も攪亂せらるゝとなくして復た正金の移動を要せざるべきなり

之を要するに國際物價の關係より生ずる貿易の失衡は普通貨物の輸出入の變化によりて匡正せらるゝを例とし正金の輸出せらるゝは輸入超過の國に於ける諸貨物中正金か最廉なる支拂方便たる場合に於てのみ起るものにして特に正金か其固有の性質として他の諸貨物を排して輸出用に選定せらるべき道理あらざるなり然るに正統學派の學説は國際物價の變動より生ずる貿易上の失衡は必ず正金の移動を惹起し其結果として再び國際物價の衡平を攪亂し輸出入の趨勢を變し正金は次第に其原輸出國に回歸し其移動は國際物價の衡平の回復するまで持續すべしと云ふものなり豈正鵠を得たりと云ふを得んや

第三、貿易の結果貴金屬の移動あるも元來貴金屬は貨幣用のみならず工藝用にも使用せられ此二者の比較的需要は常に均衡を保つべきを以て一國より貴金屬の輸出あるときは其貴金屬は必ず右兩途より吸収せられざるを得ず又其輸入國は必ずしも之を以て交換の媒介として流通せしむるに限らず或は工藝用に供し或は銀行の支拂準備金として庫中に藏し銀行は必ずしも之れに對して交換の媒介を増發せざるなり隨て貨物に向て提供せられ其需要を増加し物價を騰貴せしむ

るに限らざるなり然るに正統學派は凡そ輸出せらるゝ貴金屬は必ず流通市場より吸収せられ其丈輸出國の流通貨幣を減し物價を下落せしめ又輸入せられたる正金は必ず其輸入國に於て流通市場に投せられ物價に影響を及ぼさるゝを得ざるか如き假設の下に其論をなせり斯る單純なる理法を以てせる結論は複雑せる實際問題を解釋すべき資料と爲すに足らざるや自ら明白なり

第四、正統學派の學説は所謂經濟上の摩擦若くは抵抗力の存在を無視したり即ち同學説は正金の移動并に國際物價の均衡か急速に完全に而も何等の費用障礙なくして行はるべしとの假想の下にあらずんば眞實なるを得ず是れ實際と甚しく相違せる所なり凡そ國際貴金屬の分配は貴金屬の餘剰の現はれたる國の如何により自ら遲速あるを免れずして其餘剰か經濟の未だ充分に進歩せざる邦國に現はるゝときは其國際的分配は自ら遲緩ならざるを得ず之に反して經濟の發達著しく銀行の利用盛なる邦國に現はるゝときは其國際的分配は頗る迅速なるべし此事情は交通の進歩せる現今にありては餘り重きを置くに足らざるか如しと雖も今日にありても金産國よりの距離大なる國は運送費其他の關係より貴金屬

の配分を享くると自ら遅からざるを得ず又貴金屬の移動は國民の習慣猜忌心貴金屬の輸出を抑制する法律の存在及び物價の容易に貴金屬の供給の伸縮に感應せざる事情の存在等により自ら阻碍せられざるを得ざるなり是等は皆所謂經濟的摩擦若くは抵抗力にして正統學派の考慮せざりし所なり

第五、正統學派の學説は諸國の交換の媒介を唯金屬貨幣のみなりと假想し毫も信用の存在を認めざるなり然れども既に第四章及第五章にも述へしか如く信用は文明國に於ける交換の媒介手段中主要なる部分を占め而かも各國其利用の程度を異にするを以て其影響は貴金屬の移動上に及ぼさるを得ざるなり然而其影響は甚大にして現今國際間貴金屬の移動は概ね信用の關係より生ずと謂ふも大差なきか如し尙信用の貴金屬の移動に及ぼす影響に就ては次節に於て之を説明すへし

之を要するに正統學派の學説は國々に於ける貴金屬の比較的需要を以て其國際的配當并に移動を支配するものなりとせる點に於ては正當なりと雖も其移動の行はるべき狀況并に其結果に關し甚しく正鵠を失し且つ其移動に影響を及ぼし

之を左右すへき諸勢力の存在を全然無視したるを以て到底實際上の現象を解釋するの資料となすに足らざるなり

### 第三節 信用の貴金屬移動上に及ぼす影響

仰も信用は單り一國の獲得する所の貴金屬の分量に變化を與ふるのみならず其分量の急激なる變化を融和するの力あるものとす現今の信用制度の下にありては一國の有する金屬貨幣の額は其富力産業の情況若くは支拂の度數多寡によりて定まるよりも寧ろ信用利用の範圍及巧拙によりて決せらるゝものゝ如くにして經濟最も進歩し交易頻繁に信用盛大なる社會にありては交換の媒介を要すると大なるにも拘らず貨幣用貴金屬の需要は却て比較的小なるを例とし信用の制度愈微妙なれば貴金屬の比較的需要愈小に一定の貴金屬の效程愈大なるに至るものゝ如し

正統學派の説に據れば一國の物價平準の騰貴は貨幣の過多を意味し其過剩高の輸出を惹起するものとす然れども實際上一國の物價の平準大に變動し國際貸借の差著く生ずるも貴金屬の移動を見るに限らざるなり蓋し現今の世にありては

信用の利用は貴金屬の移動をして不必要ならしめ其費用を節せしむること多し  
今試みに其主要なるものを擧げば第一は爲換の取引なり爲換は或は二國間に直  
接に取組まれ或は第三國を経由して間接に取組まれ又或は「ブランククレヂット」  
の方法により季節的片爲換を匡正し克く正金を動かすことなくして國際の貸借を  
決濟せり第二は國際的有價證券の取引なり國際的有價證券とは世界的市場を有  
する公債株券社債券の類を云ひ正金の現送を要する場合に克く其代用を爲し廉  
價なる支拂法を供せり第三は借國に於ける割引歩合の引上なり國際貸借上借方  
の位地に在る國に於て俄に割引歩合を引上げ其率外國市場に於ける割引歩合よ  
りも高率なるに至る時は貸國の債權者は一時其受取るべき金額を借國に止め以  
て利率の差を獲んとするを以て借國に於ける割引歩合の引上は正金の移動を阻  
止するの一方策たるを失はず第四は借國か外國に於て新に債務を起すと是なり  
借國の新に起せる債務は借國の爲換を順ならしめ一時正金の輸出を阻止するに  
足るものとす是等の方法は何も國際貴金屬の移動を減ずるものにして現今諸國  
に於て常に實行せらるゝ所なり加之ならず信用の利用は一國の交換の媒介をし

て市場の需要に應じて自由に伸縮すべき弾力性を有せしめ各國經濟事情の變化  
動搖と共に生ずべき貴金屬移動の必要を減ずるものとす夫の銀行貸出の情況に  
應ずる兌換券并に振替預金の展縮即是なり是等の信用形態は交換の媒介として  
金屬貨幣の代用を爲すを以て其利用は大に金屬貨幣の需要を融和し貴金屬の頻  
繁なる移動より生ずる費用を節約するの效あるものとす

信用の利用か貴金屬の國際的配分を小ならしめ又其急激なる移動を融和する力  
あると上述の如し然りと雖も信用は亦屢々貴金屬の國際的異動の原因を爲すと  
あり蓋し現今の世にありては貴金屬の國際的配分は流通用としての需要よりも  
寧ろ信用の保證としての需要を以て其標準となすを以て若し或原因より一國の  
信用の保證に變化を來すとあるときは國際物價の動搖を要せずして直ちに其國  
の貴金屬に對する需要に影響し之か移動を惹起すべきなり

之を要するに信用の國際貴金屬の配當并に其移動上に及ぼす影響は頗る著大に  
して實際上に於ける貴金屬の移動をして大に正統學派の所説と隔離せしめ終に  
或一派の學者(例へはラフリン氏の如き)をして全然正統學派の學説を非認せしむ

るに至れり蓋し正統學派の説は單に國際物價の失衡を以て貴金屬移動の原因なりとし信用其他之を支配すべき諸勢力の存在を無視したるか故に毫も眞理を含有せすと云ふを得ざるも以て實際上の現象を解釋すべき資料となすに足らざるなり

#### 第四節 貴金屬の移動を惹起する普通の原因

貴金屬の國際的移動を支配するものは之に對する國々の比較的需索なると既に論せしか如し然則其需索の消長を來す所の事情は其性質の如何を問はず皆悉く貴金屬移動の原因たらざるを得ざるなり蓋し國際貴金屬の比較的需索は其國々に於ける其購買力の懸隔を以て之を卜知するを得べく之か失衡を惹起する事情は即ち貴金屬移動の原因たらざるを得ざるなり然りと雖も現今國際間に行はるゝ貴金屬の移動は必ずしも國際物價の失衡を俟て始て行はるゝ限りに非ず國際物價の如何に拘らす之か移動を生ずる場合亦尠なしとせず特に前節にも述べしか如く信用の之に及ぼす影響の如き頗る顯著なるものありとす現今國際間貴金屬の移動を惹起する普通の原因を列擧すれば左の如し

第一、或國の内國商工業の發達、一國の經濟的進歩著しく其内國商工業大に振興し既有的貴金屬を以て其増進せる交換の用を辨するに足らず信用の擴張を以てするも尙其需索を充たすと能はざるに於ては貴金屬の購買力は大に増加し之か輸入は蓋し數の免れざる所とす然而して斯る場合に於ては其國の外國貿易は比年普通貨物の輸出の増進を見るを常態とし貴金屬は輸入貨物中一の主要なる部分を占むるものとす

第二、金銀比價の動搖、金銀の市場比價の動搖か貴金屬の移動を惹起する場合に二あり一は複本位國に於けるグレシヤム氏法制の作用より生ずる場合他は下落せる金屬を本位とせる國の輸出貿易の振興より來る場合是なり然れとも現今に於ては最早純然たる金銀複本位制を採る國なきに至りしを以て金銀市價の變動より來る貴金屬の移動は多く後者の場合に起るものとす即ち金銀の市價動搖する時は本位を異にせる邦國間の貿易に影響を及ぼし下落せる金屬を本位とせる邦國の輸出を振興し輸入を萎微せしむると同時に騰貴せる金屬を本位とせる邦國の輸入を鼓舞し輸出を阻碍し爲換の情勢は前者に順にして後者に逆なるへ

きを以て結局後者より前者に向て下落せる金屬の輸入を見るべきなり然れども前者に於ける輸出貿易の振興の爲め大に其内國商工業の發達を來し爲めに後者より機械鐵道船舶其他の形態を以てせる資本の輸入を促すに於ては前項に述べし場合の如く只前者に於て新たに加はりたる交易上の需要に應ずるに當り貴金屬の缺乏を感ずる範圍に於てのみ之か輸入を見るものにして貿易上必ずしも輸出超過の情勢を現するに限らざるなり

第三、國際證券の移轉、世界的市場を有する有價證券の移轉は國際貸借決濟の爲め貴金屬の代用に供せらるゝとありと雖も國際物價并に普通貨物の貿易上何等の變化なくして行はるゝとあり斯る場合に於ては其丈國際貸借を生出すべきを以て爲換に影響し正金の移動を惹起する原因を爲すとあり是れ現今屢々諸國に目撃する所なり

第四、信用の情況、一國の金融俄に變調を呈し信用緊縮の形勢を現するときは銀行は汲々として其支拂準備金を維持せんとし商工業者は平素の如く資金の融通を得る能はず其債務の履行上甚しく苦痛を感ずへし斯る場合に於ては貴金屬

の需要は俄に加はらざるを得ずして金利は暴騰し貴金屬の急速なる輸入を要するや論を俟たず恐惶襲來の兆ある場合に歐洲市場間に貴金屬の移動を見るか如きは其實例なり既に於て市場恢復するに及ては漸く貴金屬の餘剩を來し其需要縮減すべきを以て之か再輸出を見るは亦當然の結果なりとす

第五、割引歩合の引上、金融市場變調を呈する場合は勿論平素と雖も或る原因より銀行の支拂準備金薄弱を告げ急に回復するの望なく信用の基礎危からんとする形勢あるときは各國の銀行は之に對して種々の方策を施し支拂準備金の潤澤を期すと雖も就中其效果の最も大なるものを割引歩合の引上とす割引歩合の引上は克く正金の流出を防遏し其流入を促かすの效あるものにして若し一市場の割引歩合と他國の歩合との差か正金を輸入して尙ほ利潤を生ずる程大なるに於ては正金の移動を實現するものとす

第六、銀行法の改正、一國の貴金屬保有高は其經濟上の自然の必要により決せらるへしと雖も銀行法の如何も亦其額を律する一原因を爲すものとす去れは一國の銀行法改正せられ其兌換券若くは預金に對する正貨準備額に變化を來し又



は其發行する所の兌換券の額面に變更を生ずる時は或は正貨の餘剰を來し或は之か補足を要するに至るべきを以て銀行法の改正は貴金屬移動の一原因たるを失はざるなり

以上列擧せる所は現今國際的貴金屬移動の主要なる原因を爲すものとす然而して是等の諸原因は必ずしも國際物價の均衡と關係を有するものに限らざるを以て貴金屬の移動を以て單に其比較的購買力に因するものなりと斷するを許さざるなり

本章參考書

- Kinley, Money, ch. VI.  
Laughlin, Principles of Money, ch. X.  
J. S. Mill, Principles of Political Economy, Book III, chs. XIX, XXI.  
Ricardo, Works (Meculloch's edition), pp. 79-86, 263 ff.  
Senior, The Transmission of the Precious Metals from Country to Country.  
Walker, Money, ch. III.  
Nicholson, Principles of Political Economy, Vol II, ch. XXVI, § 11-15.  
Rugnet, Currency and Banking, ch. IV.  
佐野善作 銀行論 第三版 第三章 第四章 第七章 第八章

## 第十一章 經濟の發達と貨幣の分量

第一節 交換の増加と金屬貨幣の需要——第二節 交換の媒介に對する需要の増加と信用行使の増進——第三節 信用行使の増進と金屬貨幣の増殖との交替的現象——第四節 交換媒介の需要の増加と流通貨幣の枚程の増進——第五節 一國の要する金屬貨幣の額——本章參考書

### 第一節 交換の増加と金屬貨幣の需要

經濟の發達商業交易の増加か如何に一國の金屬貨幣の需要に影響するやは頗る重要な問題にして之を解決せんには先づ其國の要する貨幣の額如何其國に行使せらるゝ支拂の具は如何なるものを以て構成せらるゝや金屬貨幣と其代用物との比例は如何經濟の進歩は交換の媒介の各成分に如何なる變化を來すべきや等の各事項を討究せざる可からず然れども是等の事項に關しては英國正統學派の研究殆ど絶無にして吾輩現今の知識亦甚だ淺薄なり隨て此重要な問題は尙ほ多く討究の餘地を存せり

凡そ世界上一國の享くる貴金屬貨幣の配分は其國人口の情況交易の多寡及性質物價の高低並に信用行使の情況等により左右せらるると雖も金屬貨幣と其他の支

拂の手段との關係は之を明かにすると最も難し何とならば人口の増加交易の増進は大に國民の經濟的活動を鼓舞し經濟機關の效程を高むればなり然れとも其關係の情態を叙述するは全然不可能の事にあらず

惟ふに商業交易の増加は交換の媒介に對する需要を喚起すと雖も必ずしも金屬貨幣の増殖を要せざるものとす更に之を詳言すれば交易の増加は交換の媒介の數量的増加若くは效程的進歩を要するものにして永時に亘りて論ずるときは畢に金屬貨幣の數量の増加を要するや勿論なりと雖も其急劇なる増加は必ずしも之を必要とせず從來存在せる金屬貨幣を用ゐて一層多額なる交易を行ふの方法に乏しからざるなり

同一額の金屬貨幣を用ゐて一層巨額の交易を行ふ方法の主要なるもの四あり曰く物々交換を多くすると曰く物價の平準を低落せしむると曰く交通を開發し貨幣の效程を増すと曰く信用行使を増進するとは是なり而して社會か是等四方法中何れの方法を採るかはその時其場合に最も犠牲の小なるものを採擇すると勿論にして是れ當さに經濟の理の然らしむる所とす然る社會は一時是等の方法を採用

して其急に應ずへしと雖も交易愈増進し終に是等の方法を以てしては多大の犠牲を爲さるゝを得ず新に金屬貨幣の數量を増殖する方却て利益なることを發見するに至れば茲に始て金屬貨幣の獲得に努むべきなり

經濟の進歩と共に交換の媒介を要すると愈切なるに當り之に應せんか爲め社會の常に行ふは犠牲の最も小なる方法にして其主要なるもの上掲の如し而して尙ほ其結果として茲に特に記せざるを得ざるは社會は常に其金屬貨幣の保有量を最小の程度に止むる傾向を有するとは是なり蓋し金屬貨幣の獲得に要する社會の犠牲は甚大なるを以て社會か其商業交通上必要とする貴金屬の分量を超へて之を保有せんとは經濟上不利にして社會の克く爲し能ふところにあらざるへし去れば如何なる社會と雖も或特殊の事情の存在せざる限りは直接流通上並に支拂準備用に必要なる分量を超過して貴金屬を保有するか如きとなかるべきや必せり

## 第二節 交換媒介の需要の増加と信用行

### 使の増進

經濟の發達交換の増加に隨伴して起る交換媒介の需要の増加に應ずる方策に種々あると前節に述べしか如し而して貴金屬の獲得以外各種の方策中犠牲の最も小なるものを索むれば先づ指を信用行使の増進に屈せざるを得ず蓋し物々交換の如きは需要供給の投合を得ると極めて難く其方法に依る交換の犠牲甚大なるは言を須ゆるの要なし又物價平準の下落は貸借關係を攪亂し大に企業の發達を阻害するを以て決して策の得たるものなりと謂ふ可からず又交通の開發は多大の資本勞力を要すると貴金屬の獲得に遜らざるを以て遽かに望み得べき所にあらざるなり然るに信用行使の増進に至つては若し其社會の人民が從來既に之の利用に慣るゝに於ては容易に之を實行し得べく隨つて各種の方策中犠牲の最も小なるものたるは疑を容れざる所とす然りと雖も信用元と貴金屬貨幣を保證として構成せらるゝものなるか故に其増進は無限に之を行ふ可からず或程度を超過する時は恐るべき危険を生ずべきを以て其程度以上の擴張は貴金屬の力に藉らざるを得ざるなり換言すれば信用の行使は大に貴金屬の需要を減すと雖も其擴張は亦自ら其需要を喚起するものとす

信用の行使を増加するに二個の方法あり即ち一は信用制度其物の改善にして他は從來の制度を維持し其行使の區域を擴張すると是なり例へば信用機關たる銀行に就て謂へば前者は兌換券并に預金に關する銀行法の改正又は銀行の合同若くは經營法の改良等によりて行はれ後者は其増設若くは支店出張所の増殖等により行はるゝか如し然而信用行使の増進は特別の障礙の存せざる限り右二個の方法を同時に行ふによりて其目的を達するを常とす

交換媒介の需要の増加は社會の信用制度を刺戟して其改善と擴張とを促かし愈々其行使を盛ならしむると上述の如しと雖も亦之と同時に其利用を容易ならしむるものとす是れ看過すべからざる事項にして世の必要は自ら之に應ずる方法を供すと謂ふべきなり蓋し人口の増加市街の繁榮交通の開發等は社會各部の商業的關係をして一層複雑にして且つ密接ならしめ各人の經濟的相互倚賴をして一層切ならしむるものとす要言すれば社會の經濟的結合をして一層鞏固ならしむるものとす而して此變化は各人を接近せしめ其相互の信認を強め以て信用の利用をして一層容易ならしむべきや明白にして愈信用行使を増進せざるを得ざ

るなり

然りと雖も前にも述べしか如く信用の増張は無限に行ひ得べきものにあらずるを以て一旦其限度に達するときは社會は最早他の方法を以てするにあらずんば其増加する交換媒介の需要に應ずると能はざるものとす抑も信用増張に限度ありとは信用の分量と其保證たる貴金屬の分量との比例に自ら限度あり其點以上の擴張を許さざるの外尙ほ三個の理由の存在に基けり即ち第一は數學上の必要第二は交易増加の程度と信用の増張との關係第三は世の進歩に隨伴する支拂期限の短縮即是なり以下順次之を説明せん

第一、數學上の必要 元來交換の媒介は獨り信用のみを以て形成するものに非ざるを以て總ての交換の媒介に對する信用の比例は百分百以下ならざるを得ざるや勿論なり去れば支拂の額十倍に増加せば信用行使の額亦十倍し得べきも交換の媒介の全體に對する信用の比例は無限に増加すると能はざるは數學上明白なるとなりとす之を代數學上坐標軸式 Co-ordinate を以て説明せば縱線 Ordinate の  $y$  は百を超過すると能はざるも横線 Abscissa の  $x$  は無限に増加し得へし然るとき

は全體の交換媒介に對する信用の比を示す所の曲線 Curve は終に  $x$  の軸に平行すへき傾向を有すへきなり

第二、交易増加の程度と信用の増張との關係 凡そ信用の利用には自ら單位ありて存し社會に於ける交換媒介の需要の増加か其單位の増殖を値する場合にあらずんば其の利用を増張し得べきものに非ざるなり是れ恰も鐵道の運輸上に自ら一定の單位あり其單位以内の擴張を許さるか如し蓋し鐵道の營業に於て乘客貨物の増加あるも其増加より生ずる利益か汽罐車車輛其他の設備の一單位の増加に要する費用を補ふて餘ある場合にあらずんば事業の擴張は鐵道業者の敢てする所にあらずるへし信用と雖も亦然り世の經濟進歩し交易増加するも信用の一單位を増加するに要する費用を辨するに足る丈の分量を以てするにあらずるよりは社會は敢て信用の擴張をなさざるへく其點に達するまでは或は物價の低落を忍び或は貴金屬を増殖して交換の媒介に資するを以て却て經濟上利益なりとすへきなり

第三、支拂期限の短縮、經濟の進歩が支拂期限を短縮するの傾向を有するとは

蓋し疑ふへからざる所にして賃銀給料等の支拂か漸く年拂若くは季拂より月拂となり更に週拂となるか如きは吾人の目撃する所の事實なり而して支拂期長き時は日常物品の購買上自然長期の掛賣買を要すへきも支拂期短縮する時は自ら現金取引を多く行ふに至るへし而して物品購買の都度現金を以て其代金を支拂ふ時は其一口の支拂高は自然に小額ならざるを得ざるか故に信用證券を使用するよりも寧ろ金屬貨幣を用ゆるを便利となすへきや明かなり

之を要するに交換の媒介に對する需要の増加と信用の利用との關係は亦社會は同一の效用を得へきに於ては犠牲の最も小なる方法を選択せしとの原則によりて支配せられざるを得ずして信用が交換の媒介を増加するに最も廉價なる手段たる間は其利用區域の擴張若くは其制度の改善によりて之か利用の増進を見るへし然れとも信用の増進には限度あるを以て既に其限度に達するときは社會は尙進んで之か増進を計らんよりは寧ろ貴金屬を獲得するを以て廉價なりとし一時之か増進を計るへきなり然而して交換の増加愈熾にして之に對する交換の媒介の需要愈急なるに當り更に貴金屬を獲得して之に應せんより信用の利用を増

張する方犠牲小なるに至るに於ては信用の増進は茲に再び現出するに至るものとす

### 第三節 信用行使の増進と金屬貨幣の増進との交替的現象

前節に述べし如く經濟進歩し交易増加するときは之れに應じて交換の媒介の増進を要すと雖も其増進は場合により或は信用の擴張により或は金屬貨幣の増加によりて實行せらるへし而して此二者は交替的に實行せらるゝを常とす然れとも信用の擴張其限度に達し將に金屬貨幣の増加を見んとするに當りては一時物價の下落を見ると往々ありとす更に之を詳言すれば例へば茲に一定の商業取引額を有する一社會あり一定の金屬貨幣を流通用并に支拂準備用に使用すと假想せんに若し人口の増加其他の原因より交易盛大を加ふるに至る時は其金屬貨幣は物價を下落するとなくして之に應ずるとを得へきや否やと云ふに一時は信用の改善若くは擴張によりて之に應ずるとを得へきも信用の増進には自ら限度あり無限に膨脹し得へきものにあらざるを以て必ず久しからずして窮迫し尙其

擴張を計らんとせば莫大の犠牲を忍はざるを得ず寧ろ新に貴金屬を獲得して支拂の用に供する方利益なることを發見するの時期に到來すへし然るときは社會は信用の擴張を中止して一層犠牲の小なる貴金屬の獲得に従事すへきなり然れども貴金屬の獲得も亦固より容易の業にあらず多大の費用を要するとなるを以て其實行前或は一時一般物價の下落を現出するとなきを保せざるなり既にして貴金屬貨幣の或分量新に流通用に加はり交易の増加に應ずるときは其獲得は茲に中止せられ交易盛大となり更に交換の媒介の増殖を要し其需要か信用の一單位の増進を値するに足るときは社會は再び信用の擴張を實行すへし斯の如くにして信用の擴張と貴金屬の増加とは常に交替的に起るものとす然りと雖も此交替的現象なるものは實際上劃然區分し得へきものにあらずして信用の増進と貴金屬の獲得とは同時に實行せらるゝと多し只或時期に於ては信用の増進の方貴金屬の増加よりも一層顯著にして他の時期に於ては之に反して信用の増進漸く其勢を減し貴金屬の増加盛となり此二現象は交替的に起るを例とすと云ふのみ

以上は或一國に於ける交易の増加に應ずる交換の媒介の増加の有様を叙述せるものなるがこの現象の世界諸國を通して現出する情態は決して單純ならず諸國の經濟的進歩の遲速と共に伴ふ貴金屬の比較的需要の大小は先づ貴金屬の國際的移動を惹起し畢に世界を通して如上の交替的現象を現出するに至るものとす即ち若し世界中或數國の經濟上の進歩特に著しく交換媒介の増加を要すると最も急なるときは是等諸國は先づ之に應せんか爲め各其國內既存の信用機關をして其最大作用を爲さしめんとに努め其餘力盡き愈正貨を獲得せざるを得ざるに及んで各自必要に應し其供給を經濟上の進歩一層緩慢にして而かも貴金屬の移動上費用の最も小なる諸國に仰くへし即ち斯場合に於ては前者に於ける貴金屬の需要は後者に於けるよりも比較的大ならざるを得るか故に後者に於ける貴金屬は前者に向て移動し結局諸國の貴金屬に對する比較的需要の均衡を得るに及んで始めて止むへきなり然る時は前者に比し經濟の進歩一層緩慢なる後者も亦貴金屬の減少と交易の増進との二個の原因より交換の媒介の缺乏を感ずるに至るへきを以て亦之に應せんか爲め既有の信用機關をして其最大作用を營まし

めんとを努め其餘力なきに及んで前者諸國と相帥て終に貴金屬の増加を圖るに至るべきなり斯の如くにして或國の交易の増進は其影響を他國に及ぼし尋て世界全般に波及し終には世界全體が恰も一國の如く齊しく交換の媒介の缺乏を訴へ之に應せんか爲めには一國の場合と同じく先づ既存信用機關の作用を高め其限度に達するに及んで貴金屬の獲得に着手し其の適當なる分量を得るに至るまで或は一時物價の下落を現出すへし而して貴金屬の適當なる分量の増加を見るに及んで物價は恢復し再び交易の増進に遭ふて復た信用の擴張を見るものとす

#### 第四節 交換媒介の需要の増加と 流通用貨幣の増進

凡そ社會經濟の進歩は交通の開發生産法の革新商業取引法の改善等を伴ふものにして斯る時勢に際しては貨物の生産額及び其取引額の増加は其當然の結果として起り大に交換の媒介の需要を喚起するものとす而して信用の擴張の之に應ずる良策たるとは既に論述せしか如くなるか其と同時に流通上に於ける貨幣の増進の増進の交換の媒介の需要に及ぼす影響も亦重要なる事項にして看過すべ

からさるとに屬す

新に交通を開發して貨幣の増進を高めは交換媒介の需要の増加に應ずる一手段なりと雖も是れ巨大の出費と或る期間とを要し社會の遽かに行ひ得べき所にあらず然れども交通の開發は交換媒介の需要を増加せる經濟の進歩其物に隨伴する所の一現象なるを以て經濟進歩し交易増加する社會は即ち交通の益々開發せられつゝある社會なりと認め得べきなり去れば其結果として起るべき流通上に於ける貨幣の増進と交換媒介の需要の増加との關係は必ずや信用の擴張に影響を及ぼさざるを得ざるなり

抑々流通上に於ける貨幣の増進とは信用の準備以外に於ける正貨幣の仕遂ぐる仕事の分量の増加を意味するものにして其増加は交通の開發商業取引法の改善等の結果として起り正貨を用ゐて行ふ賣買取引を盛にすると同時に此方面に於ける正貨の用を減し其一部をして準備用に向はしめ以て信用の擴張に資するを得せしむるものとす即ち社會の經濟進歩し交換貨物の分量大に増加し交換媒介の増殖を要するときは社會は先づ其需要に應せんか爲め先づ信用の擴張

を行ふへし然る時は準備用正貨の效程大に増進すると同時に其效用亦大に増加し社會は流通用貨幣の一部を割て準備用に加るを以て利益とするに至るへし然るに斯る場合に於ては交通の開発商業取引法の改善等の結果として流通用の正貨も亦大に其效程を進め従前よりも遙かに多額の交換に資せられ或は其結果として其一部は流通用上殆ど不用に歸すへきを以て流通用貨幣の一部は茲に其用途を轉して準備用に供せらるゝに至り此兩途に於ける正貨は愈々其效程を高め従前に倍蕪せる貨物の交換を行ひ得るに至るへきなり之を要するに信用の擴張と流通上に於ける正貨の效程の増進とは相須て交易の増加より來る交換媒介の需要を充たすものにして信用の擴張は流通上に於ける正貨の效程の増進に待つ所尠なからざるなり

### 第五節 一國の要する金屬貨幣の額

一國の要する金屬貨幣の額は吾人今日の智識を以てしては到底測定すると能はざるなり蓋し一國の人口交易の額物々交換及信用取引の多寡貨幣の效程企業の規模交通の情況商業取引の方法及び人民開化の程度等は其國の要する金屬貨幣

の額を定むる要件なりと雖も是等諸項の精密なる調査は最も困難なる業にして且つ其相互の影響及び關係の如き殆ど之を知悉すると能はざるなり然りと雖も本章各節に論せし所は大小各社會の用ゆる金屬貨幣及び交換の媒介の比較的分量に關して幾分か光明を投ずるとを得へきなり例へば茲に或分量の金屬貨幣を有し信用を利用し人口商業共に増進しつゝある一社會ありと假想し實際流通の金屬貨幣の分量をAとし銀行の支拂準備金の分量をBとし信用形式による支拂手段の分量をCとせばA+Bは金屬貨幣の總量にしてA+Cは交換媒介の總額なり然るに今此社會に於て交易増進せば右A+Cのみにては到底之に應ずると能はざるに至るを以て社會は必ずや或方法を以て交換媒介の増殖を計らざるを得ざるへし而して現今の文明社會に於て斯る場合に先づ第一に採る方法は信用の擴張なれば茲に従前と同量の準備金を以て一層多額の信用形式の創設を見るへきなり既に信用の擴張あれば準備用正貨の效用は愈増加し其結果準備用及び流通用に於ける正貨は復た従前の如く其間に效用の權衡を保つ能はざるに至るべきや明白なり然るに斯の如き際には流通用正貨の效程も亦大に増加すへ



きを以て假令社會の正貨を以てする交易の數量増加するも之に要する正貨は従前に比し減少すへきを以て茲に準備用及び流通用正貨の配分に變化を來し後者の一部は其用途を變して前者に加はり更に一層の信用の擴張に資するに至らん然る時は其結果は左の如くなるへし

$$A-X=A' \dots \dots \text{流通用金屬貨幣の額}$$

$$B+X=B' \dots \dots \text{支拂準備金屬貨幣の額}$$

$$C \dots \dots \text{信用形式の額}$$

$$C > C'$$

$$A'+C' \dots \dots \text{交換媒介の總額}$$

$$A'+C' > A+C$$

然り而して右C'はB'即ちBとXとの和の上に構成せらるゝ信用形式の總額なれども其分量はBの上に構成せられしCに比し絶對的にも比較的にも遙に大なるを得ざるなり何とならば信用擴張の結果 $B+X < B'+C' < B+C$ なるも明かなればなり又 $A'+C'$ は單り數量に於て $A+C$ より大なる而已ならず效程に於て遙に優るか

故に社會の交換の媒介は非常に増加したるものと認めざるを得ざるなり

然れども前節にも述べしか如く信用の増張は久しからずして其限度に達し加之人口の増加支拂期限の短縮等の諸原因は愈々流通用として金屬貨幣の需要を増加し最早從來の金屬貨幣のみにては復如何とも爲すへきの術なく終には一時物價の下落を現出するの止むを得ざるに至り其犠牲は漸く新に貴金屬を獲得するを以て得策とするを知らしめ茲に貴金屬の新供給 $Y$ を見其貴金屬は先づ流通用に供せられ社會の有する金屬貨幣の總額は $A'+Y+X$ となり交換の媒介の總額は今や $A'+Y+X$ たるに至るへし既にして交易愈増加し交換媒介の需要更に加はり信用の一單位の擴張を値するに至らば $Y$ の一部は又準備金中に編入せられ尙ほ不足を感ずるに於ては更に貴金屬の新供給 $Z$ を獲得し銀行準備金は $B'+X+Y+Z$ となり其上に構成せらるへき信用形式 $C'$ は $C'$ よりも一層大なるものとなり終に社會の交換媒介總額は $A'+Y+Z+X+C'$ なる式を以て示さるに至るべきなり

以上は一國の要する金屬貨幣の分量と交換媒介の分量との間に於ける關係の大要なるか吾輩は右叙述せし所により二者の關係上左の斷定を下すとを得るなり

- 一、世界貴金屬の年々産出額一定なりと假想するも(實際一定するものに非ず)金屬貨幣の供給は信用形式による支拂方便に對して常に不規則の増加を現するものとす
- 二、金屬貨幣の額は交易の増殖に伴ひ其割合に照準して増加するものには非ず
- 三、準備用正貨の額と其上に構成せらるゝ信用形式の額との間には一定の比例存在するとなし

本章參考書

Kinley, Money, ch. VII  
Langhin, Principles of Money, ch. II  
Kleinwelter, Lehrbuch der Nationalökonomie, S. 343 ff

## 第十二章 貨幣の價格

第一節 意義及研究の範圍——第二節 貨幣數量説——第三節 貨幣の價格——第四節 交易の増加と貨幣の價格の平準——本章參考書

### 第一節 意義及研究の範圍

貨幣の理論中最も錯雜し且つ最も困難なる問題を貨幣の價格とす抑も貨幣の價格は其一單位の購買し得べき貨物の分量によりて指示せらるゝものなりと雖も其貨物たるや或特種の貨物を指すものに非ずして社會に存在せる有ゆる經濟貨物の綜合てふ無體的觀念を以てせる貨物を謂ふものとす更に之を詳説すれば貨幣の價格を指示する貨物とは市上萬般の交換貨物の集合にして其單位中には各種の特種貨物の或分量必ず包含せられ其一單位と其中に含有せらるゝ各特種貨物の分量との割合は市場に於ける有ゆる交換貨物の總量と各特種貨物の全量との比例と同一なる者とす然則貨幣の價格とは上述せる綜合的無體貨物と貨幣との關係問題にして或特種の具體的貨物と貨幣との關係にあらざるなり再言すれば貨幣の價格と云ふ時は何故に或貨物は何圓を價するやと云ふ義にして何故に

甲貨物は一圓にして乙貨物は二圓なりやと云ふ義にあらざるなり前者は貨幣と貨物との關係に關する問題にして後者は貨物と貨物との關係に關する問題なり貨幣價格の意義概ね上述の如し然而貨幣の價格は一の社會的現象にして箇人的現象にあらざるなり凡そ箇人の貨幣に對して認むる所の價格は各人によりて差異あり到底歸一すべきものにあらす隨て一般的論究を許さすと雖も社會に於ける交易上の競争は終に一定の交換比例を生出すべきを以て之を社會の見地よりする時は所謂貨幣の社會的價格なるものを認め得べきなり本章討究する所は即ち此社會的價格に他ならざるなり

貨幣價格の意義及性質右述へしか如し今や此問題を討究するに當り講述の便宜上豫め其範圍を劃する要あり本章に於て論ずる所の貨幣は各種の貨幣中所謂貨物貨幣 Commodity money 金屬貨幣は即ち一種の貨物貨幣にして文明社會の貨物貨幣なりとすに限り紙幣の類を包含せしめざるへし紙幣の價格は後章別に之を論ずへし但し紙幣及各種信用形式の金屬貨幣の價格に及ぼす影響は本章に於ても之を論せざるを得ざるなり又貨幣中名目貨幣と稱すべきものは特別の理由によ

り其名目價格を以て流通するものなるを既に第七章に論せしか如くにして茲に之を再論するを要せざるを以て本章に於ては特に之に論及するとなかるへし

### 第二節 貨幣數量説

貨幣の價格は往時極めて單純なる學説を以て説明せられたり即ち貨幣の價格は其分量に逆比例し分量増加するときは其割合を以て價格を減し物價を騰貴せしめ分量減少するときは其比例を以て價格を増加し物價を低落せしむるものなりとせり之を貨幣數量説 The Quantitative Theory of Money と云ふ例へは茲に一千單位の交換すべき貨物あり之に對する貨幣の分量一千單位ありと假想するときは其割合は貨物の一單位に付貨幣の一單位なり而して其貨幣の一單位を一圓と稱するときは貨物一單位の價は一圓なるへく貨物の總量一千單位の價は千圓なるへし然るに今貨幣の數量を二倍して二千單位となすか若くは貨物の數量を半減して五百單位となすときは貨物一單位に付貨幣二單位の比例となるを以て貨物一單位の價は二圓となり貨物全體の價格は二千圓となるへく之に反して貨幣の數量五百單位即ち五百圓に減するか若くは貨物の數量二千單位に増加するときは

貨物一單位の價は半圓となり其全體の價は五百圓となるか如し  
以上は貨幣數量説の原始の形態なり現今に於ては新數量説とも稱すべきもの出  
て同説に所謂貨幣の内容を擴張し又其流通の回數を斟酌する等自ら其形態を異  
にするに至りしと雖も根本の道理に至りては右に述べし所と毫も異なるとなき  
もの尙ほ一派の學者によりて支持せられつゝあり今左に同學説の沿革を略叙し  
以て之を祖述する學者の地位を明かにせん

貨幣數量説の始祖として目すべき人之をジョンロックとなすロックは千六百九  
十一年を以て一書(Locke, Some Consideration of the Consequence of the Lowering of Interest)  
を上梓し貨幣數量説を創始せりロックに繼て同説を唱道せし重なる者はジョン  
ローモンテスマキユネビッド、ビュームシヨセン、ハリス等(John Law, Money and Trade  
Considered, with a Proposal for Supplying the Nation with Money, Edin., 1705; Montesquieu, L'  
Esprit des Loix, Geneva, 1748; David Hume, Essays, Moral, Political and Literary, 1752; Joseph  
Harris, An Essay upon Money and Coins, 1757)にして千七百六十七年に至りサーギーム  
ス、スチユワートか之に對して疑義を挿みしめて(Sir James Steuart, An Inquiry into the

Principles of Political Economy)メルカンチリズムの學者によりて一般に眞理なりとし  
て遵奉せられたり

アダムスミスは物價に廣義の解釋を下し生産費を以て其主なる原因なりと主張  
し貨幣數量説を認さりしものゝ如しリカードは物價を解釋するに二個の相矛  
盾せる學説を用ゐたり即ち一方に於ては貴金屬の價格は其生産費によりて決定  
せらるゝとアダムスミスの言の如しと曰ひ他方に於て不換紙幣を論ずるに當り  
ては凡そ貨幣は其實價遙に名目價格より小なるも其分量大ならざる限りは其名  
目價格を以て流通するものなり蓋し不換紙幣は百パーセントの造幣料を課した  
る貨幣に他あらず故に其分量大ならざれば其價格下落する者に非すと曰ひ以て  
貨幣數量説を唱へ從來同説に所謂貨幣の中に紙幣をも包含せしめたりヘンリー  
ソントン亦一方に於て物價は貴金屬の價格と他の貨物の價格との比例なりと  
主張し他方に於て貨幣數量説を唱へ自家撞着を免る能はざりき其他カレンシー  
主義の論者は皆貨幣數量説を遵奉せり蓋しバンキング主義の學者とカレンシー  
主義の學者との主なる争點の一はラフリン氏の指示せしか如く貨幣數量説を承

認する否とありしなりセニオルも亦生産費學説を主張すると同時に貨幣數量説を唱へ信用も亦物價を騰貴せしむる原因をなす者なれば貨幣の一種と見るを正當とすと曰へり即ち貨幣數量説に所謂貨幣はリカードによりて紙幣をも包含する者とせられセニオルによりて更に其範圍を擴張せられ信用も亦貨幣の一なりとせられしなりジョン・チユワート・ミルはバンキンク派の學者なれども亦貨幣數量説の感化を脱すると能はず其物價論を講ずるや生産費の學説と貨幣數量説とを混用したり加之ミルは全くリカード及セニオルの所説を採り價格の比準たり支拂の標準たり且つ交換の媒介たる貴金屬貨幣と單に交換の媒介たるは過ぎざる紙幣及小切手の類とを區別せず齊しく皆貨幣なりとし其分量の増減は必ず直接に物價を騰落せしむへしと論せり

右述るか如く貨幣數量説は近世に至りて漸く其原始の形態を失ひ同説に所謂貨幣の範圍大に擴張せられたり而して之と同時に貨幣流通の速度 *Rapidity of Circulation* なるもの加味せられ今や貨幣數量説は左の如き算式を以て示さるゝに至れり

交換貨物の分量 × 交換の度數  
貨幣(正貨幣紙幣小切手等)の分量 × 流通の度數 = 貨幣の價格

即ち貨幣の價格は或格段なる時期に於て交易の爲め提供せられたる貨物の單位の數量を總ての交換の媒介の單位の數量を以て除したる商なれども其同期間に於ける貨物の賣買移轉の回數及び貨幣使用の度數即ち其效用を盡す程度は當さに斟酌を要する點にして畢竟貨幣の價格は貨物の數量に其移轉の度數を乘したるものを貨幣の數量に其流通の度數を乘したるものにて除したる結果なりとす故に貨物の數量其交換の度數及び貨幣の流通の度數に變化なき時は貨幣の價格は其數量に反比例すへしと云ふに在るなり

然而現今貨幣數量説を奉ずる學者其數尙尠なしとせず又同説を奉ずる者の所説必ずしも全然合致せざるか如しと雖も同説を唱ふる者は大抵皆復本位論者たるの觀あり是れ蓋し世界各國が皆金貨單本位の制を採るに於ては貨幣用貴金屬の供給潤澤ならずして甚しく物價を動搖せしむへしとの論據に基くものなるへし米國のウォーカー氏英國のニコルソンの如きは其の錚々たる者なり

貨幣數量説か貨幣の價格を説明する唯一の法則として永時多數の學者によりて

遵奉せられしこと上述の如し果して同學説は正當なる學説なるや抑も貨幣の價格なるものは斯る單純なる學説を以て説明し得べきものなるや請ふ次節の研究を俟て其正否を検せよ

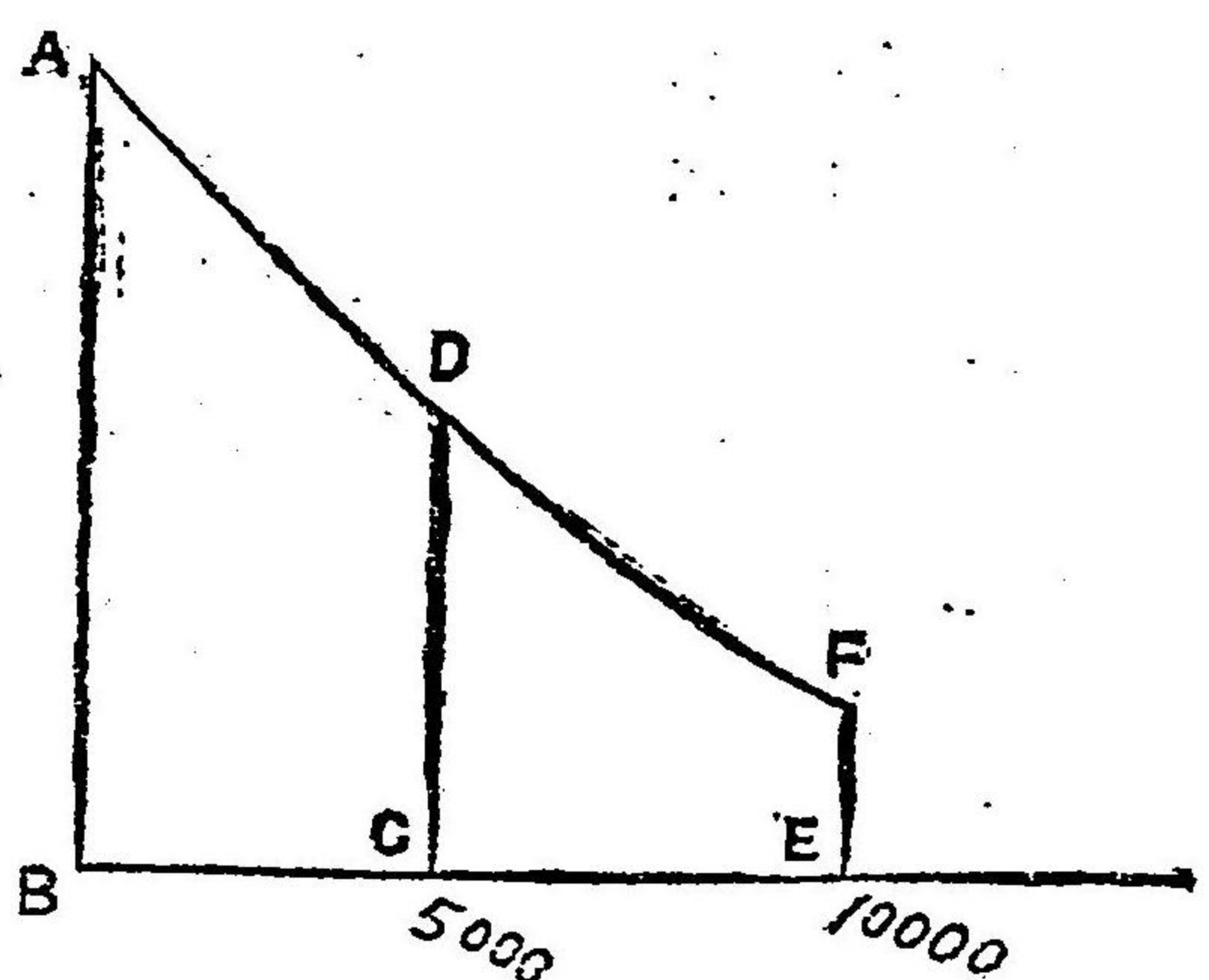
### 第三節 貨幣の價格

貨幣價格の意義は第一節に於て既に之を説明せり今や貨幣の價格は如何にして定まるものなるやを明かにせんとするに當り先づ其研究の方法を劃定するの要あり蓋し貨幣價格の物たる種々の事項の交叉的現象にして頗る錯雜せる問題なるを以て之を研究せんには先づ或一事項を捉へ其單獨の作用を究め然る後順次他の事項を追加して其各作用を論ずるを以て最も當を得たる方法なりとす而して吾輩は本問題を講究するに中り先づ第一に貨幣として用ゐらるゝ貨物の獲得と使用とに要する社會の犠牲と其效用との關係を論じ次に其貨物の貨幣用としての效用と他の用途に於ける效用との權衡を究め第三に貨幣の效用と其價格との關係に及び最後に貨幣以外の交換法并に貨幣の用を節約すべき利器の貨幣價格若くは物價に及ぼす影響如何を討究するの順序を採らんとす

第一 貨幣として用ゐらるゝ貨物の社會に與ふる效用と其獲得行使に要する犠牲 此問題を攻究せんか爲め吾輩は今貨幣用の外一切他に用途を有せざる物質を以て成る貨幣を想像し貨物の交換毎に必ず之を使用し全然信用及び物々交換法の行使を無視し以て其一定の分量と貨物の一定の分量とを對峙せしむへし凡そ交換法の社會に與ふる效用とは社會か其方法の利用を開始したる爲め從來浴すること能はざりし貨物の效用を新に獲得するによりて生ずるものにして交換を爲し有無を相通し各種の貨物の生産をして比較的最も犠牲の小なる所に行はれしめ其消費をして比較的效用の最も大なる所に於て行はれしむるによりて社會の得る所の利得は即ち之を馴致せる交換法の效用を定むるものとす更に例を設けて之を説明せん例へは茲に從來一切交易のことを知らず各人其生産する所の物を自ら消費する社會あり或一定の期間若干單位の貨物を消費す然るに其社會に於て突然貨幣なる交換の利器を發明し之を利用したる結果同一の期間更に若干單位の貨物を消費上加ふるを得るに至りしと假想すへし此の場合に於て貨幣の其社會に與へし效用如何と云ふに社會は貨幣を用ゐし爲め新たに若

干の貨物を消費に加へし者なれば其新貨物の社會に與ふる効用は即ち貨幣の効用を定めざるを得ざるや明かなり換言すれば貨幣の効用なるものは貨物の効用の映象に他ならずして其行使により發生せる貨物の効用は即ち其貨物の効用たると同時に貨幣の効用を成すものとす然則貨幣の効用は貨物の効用を支配する法則に従はざるを得ざるや亦自ら明白なり凡そ貨物の總計効用 Total utility なる者は或程度までは其分量の増加と共に増加するものなりと雖も其疆界効用 Marginal utility は一般に謂ふ時は分量の増加に隨て減少するを例とす去れば貨幣の効用も亦然らざるを得ずして其總計効用は分量の増加と共に愈大なるへきも疆界効用は漸次減少すへきなり更に圖式を用ゐて上述せし所を説明せん例へは前例の社會に於て五千單位の貨幣を用ゐて交換を爲すときはX單位の新貨物起り貨幣の數量を二倍にし其一萬單位を使用するときはX+Y單位の新貨物生すとせば貨幣の効用は當さに左圖に示すか如くなるへし

BC Eの水平線を以て貨幣の數量を示しA B D C F Eの垂直線を以て其効用を示す



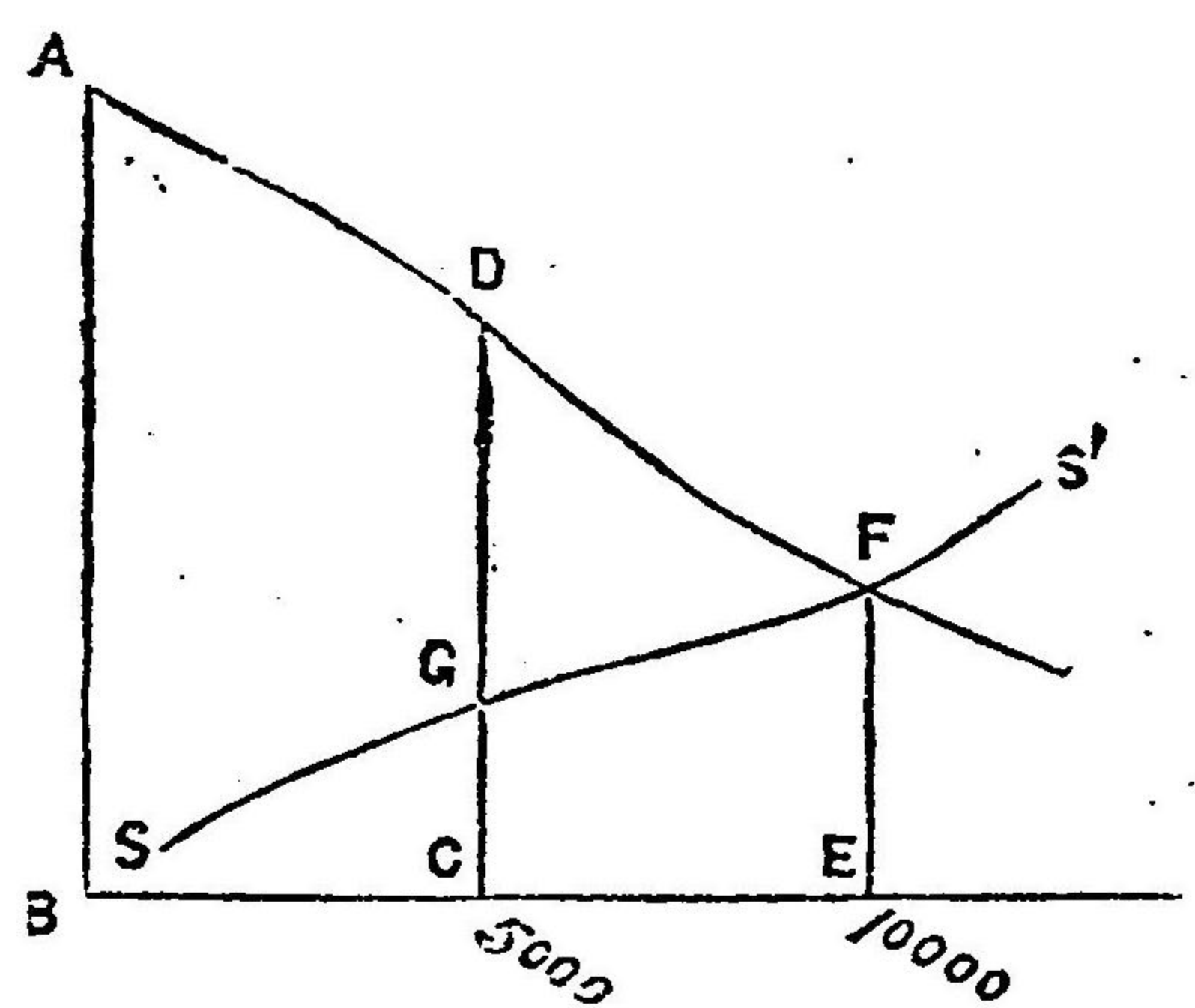
此圖に於て五千單位の貨幣を用ゆるにより社會の得る所の總計効用はA B C Dの面積にして疆界効用はD Cの高さとす而して貨幣の分量一萬單位に増加する時は總計効用は増加してA B E Fとなり疆界効用は減してF Eの高さとなるへし然れどもF Eは必ずしもD Cの二分の一にあらずA D Fなる曲線の位置の如何により或は遙に其二分之一よりも大に或は僅に其十分一にも及はざることあるへし

由是觀之貨幣の總計効用は其分量の増加か最早毫も効用を創出せざるに至る點(上圖に於てはA Fの曲線を伸張しB Eの水平線を折斷する點)若くは其効用か犠牲と伯仲するか又は犠牲に及はざる場合犠牲に就ては後段説明する所を參考せよに達するまで分量の増加と共に増加し疆界効用は分量の増加と共に愈減少すへしと雖も其増減は決して分量の伸縮と比例を保つへきものに非ざるなり

以上論述せし所は單に貨幣の効用に止まり其行使に要する犠牲に關しては毫も

論及する所なかりしを以て以下少しく其犠牲に就て説述すへし凡そ如何なる貨物と雖も自由に取得し得へき天恵物に非ざる限りは毫も犠牲を要することなくして之を獲得す可らず貨幣の効用に對する犠牲は二個の方面に存在す曰く貨幣其物を獲得するに要する犠牲曰く貨幣を行使するに要する犠牲是なり去れば今若しニコルソン氏に従ひ取得上毫も犠牲を要せざる「ドドボーン」の如き物を貨幣として用ゆるも貨幣の効用に對する犠牲は貨幣の行使上に存在せざるを得ざる道理なり今前例を借り其犠牲をS'S'なる線を以て示す時は社會は五千單位の貨幣を用ゐるX單位の貨物を獲得する時はG Cの疆界犠牲を以てC Dの疆界効用を得最終の單位に於て差引D Gの利益を得へきも一萬單位の貨幣を使用しX+Y單位の貨物を獲得する時は疆界犠牲も疆界効用も共にE Fにして互に相伯仲し社會は最終の單位に於て毫も利得する所なきなり然而此點より以上は貨幣を増加するも社會は收支相償はざるを以て最早貨物を増殖するとなかるへし去れば此點より以上の貨幣單位の増加は一萬單位を以て足るへき交換を其以上の數量を以て行ふことゝなるを以て茲に始て貨幣の價格は其數量に反比例すてふ貨

幣數量説の現出を見るに至るへし



世に説を爲す者あり曰く貨幣の數量は自由に伸縮し得へきものにして若し一萬單位の貨物を交換するに一萬單位の貨幣を以てせば貨幣の價格は一なれとも五千單位の貨幣を以てせば貨幣の價格は二となり二千單位を以てせば五となるへし故に貨幣の價格は之を以て交換すへき貨物の數量に變化なき以上は當に其分量に反比例せざるを得ずと是れ純然たる貨幣數量説なり若夫れ論者の説く如くんは倘し極端に貨幣の數量を減し單に一單位のみとなすに於ては貨幣の價格は當さに一萬ならざるを得ず之に反して一億單位を用ゆるに於ては貨幣の價格は當さに一萬分一とならざるを得ざるへし是れ豈實際上起り得へき現象ならんや蓋し論者の説の如きは貨幣の性質并に之が獲得行使に要する犠牲を無視したる暴論にして終に一顧を値せざるなり夫れ貨幣素と有體の貨物にして其用役を全ふせんには必ずや汎く社會多數の人の間に分布せられ廣



き地域に亘りて存在せざるを得ず隨て其分量には自ら一定の限度あり漫りに之を減少すること能はざると同時に之か獲得行使に要する犠牲は亦漫りに之を増殖することを許さざるなり若し一定の限度以内其額を縮小せん乎交換上の障礙立ところに生し之か行使に對する社會の犠牲は大に増加し物々交換の犠牲と相擇まざるに至らん又適當の分量を超過して其額を膨脹せん乎之か爲め多大の資本勞力は必要なる生産を去て不必要なる貨幣の獲得に投せられざるを得ず又其分量の膨脹は之が行使上不便と費用とを増加せざるを得ずして社會の犠牲は終に貨幣行使より享る效用を没却するに至るべきなり果して然らば論者の説の如きは獲得上毫も犠牲を要せざる「ドドボ」若くは瓦礫を以て貨幣となし而かも其行使上何等の勞費を要せざる場合に非ずんば眞なるを得ざるや明かなり天下豈斯の如き貨幣あらんや

然りと雖も貨幣は吾人の假想せしか如く唯一回しか其用を成さずして直ちに消滅すべきものに限らざるなり隨て貨幣の效能の其效用及び犠牲に對する關係は當さに考慮すべき重要な事項なりとす若夫れ一交換期間貨幣にして唯一回し

か交換に使用せられずして消滅するものならんか或一定量の貨物を交換するに當り社會は極めて多額の貨幣を要すべく隨て其一單位の效用は小ならざるを得ざるなり然れども貨幣にして若し一交換期間幾回か轉帳使用せらるべきに於ては同量の貨物を交換するに其小量を以て足るべきか故に貨幣一單位の奏する所の效用は頗る大なるべきや明白なり即ち貨幣の價格は

貨物の單位の數	貨幣の單位數	價格
第一の場合	8	10
第二の場合	8	10
	20	25

上掲の如くにして若し(一)交換期間貨幣使用の度數にして3なる時は貨幣の價格は貨幣か一回しか使用せられずして消滅する場合に比し三倍となり5なれば五倍とならざるを得ざるなり去れば貨幣の効程は其效用并に犠牲に至大の關係を有するや明白にして效能の大なる貨幣は其效用大なるか故に社會は其一單位の獲得に比較的大なる犠牲を爲し得べき道理なり然れども前にも述べしか如く貨幣は其貨幣たる用務を完ふせんか爲めには自ら廣き地域に亘り汎く各人の間

に分布せられ或分量の現存せんことを要するを以て貨幣の效程には自ら限度あり其行使の度數をして無疆ならしむる能はざるなり是に於てか $\alpha$ は無限なる能はず隨て $y$ 及 $u$ は無疆零なるを得ざるなり

第二 貨幣として用ゐらるゝ貨物の貨幣用としての效用と他の用途に於ける效用との權衡 上段吾輩は貨幣用の外一切他に用途を有せざる貨物を以て或る貨幣を假設し其價格を論じたり然れとも貨幣か貴金屬を以て成る時は其用途は單り價格の比準支拂の標準并に交換の媒介としてのみならず工藝用として直接消費上にも亦是あるなり去れば貴金屬貨幣の效用は貴金屬の工藝用に於ける效用と權衡を保たざるを得ずして必ずや此兩途の疆界效用をして相均等ならしむる點に於て貴金屬の用途を決すへきなり即ち若し貴金屬貨幣の供給か交換すへき貨物に對する適當の分量を超過し其價格下落の傾向を呈するや貨幣の一部は直ちに流通社會を去て工藝用に供せらるへく之に反して貨幣の供給缺乏を告げ地金に比し其價格騰貴し所謂名目貨幣たるに至る時は貴金屬は人爲的障礙の存在せざる限り直ちに造幣用に供せられ其移轉は結局右兩途に於ける價格の均等な

るに至りて停むすへきなり隨て貴金屬貨幣にありては貨幣の供給餘剰を告ぐる場合と雖も前段に論せしか如く其價格か其分量に反比例を爲すか如きことあらざるなり

第三 貨幣の效用と其價格との關係 抑も貨幣の價格とは貨幣一單位の購買し得へき貨物の分量にして貨幣の總額を以て之に對して交換せらるゝ貨物の總量を除し得たる商を云ふ去れば此二者孰れか一方若くは双方に變化を生ずるときは貨幣の價格は當然動搖せざるを得ざるなり然れとも貨幣の效用は之に對して交換せらるゝ貨物の效用の映象に他ならざるを以て貨幣一單位の效用と其購買し得へき貨物の分量の效用とは常に必ず均衡を得へきものにして貨幣價格の變動によりて毫も變化を受くべきものにあらずるなり

貨幣の效用と貨物の效用との二者か均衡を保つへきと上述の如し然りと雖も凡そ交換は特種貨物と貨幣との交換にして綜合的貨物なるものは一の想像的のものに過ぎざるか故に實際市場に行はるゝ特種貨物の賣買か如何にして綜合的貨物と貨幣との間に效用の均衡を馴致すへきやを説明せざる可からず

箇人の見地より謂ふ時は總て交換は其當事者か之によりて利益を得されは決して行はるゝものに非ざるか故に交換上貨幣の效用と貨物の效用と均衡を保つとは箇人の位地より理解し得べきものにあらず然れども市場に於ける賣買者双方の自由競争は或一定の割合を以て貨幣と特種貨物との交換を行はれしめ其結果賣買當事者の交換上享受する所の餘剩利得 Differential Surplus は素より差異あるへきも結局其交換の割合は社會的価格を爲し貨物と之に對して支拂はるべき貨幣との社會的效用は均衡を保つべき道理なりとす而して斯の如くにして得たる特種貨物の效用と貨幣の效用との均衡は綜合的貨物の效用と貨幣の效用との均衡を解釋すべき鎖鑰を爲すものとす

今例を設けて市上個人間に行はるゝ各種貨物と貨幣との交換が如何にして其社會的価格を決するやを説明し然る後貨幣の效用と綜合的貨物の效用との均衡を保つべき理由を明かにせん

例へは茲に麥を賣らんと欲する者五人あり同時に之を買はんと欲する者五人あり其各人の麥及び貨幣に對する效用の評定左の如しと假想す

甲	一圓に付麥	一斗五升以上	己	一圓に付麥	一斗 以下
乙	一圓に付麥	一斗四升以上	庚	一圓に付麥	一斗一升以下
丙	一圓に付麥	一斗三升以上	辛	一圓に付麥	一斗二升以下
丁	一圓に付麥	一斗二升以上	壬	一圓に付麥	一斗三升以下
戊	一圓に付麥	一斗一升以上	癸	一圓に付麥	一斗五升以下

買方  
賣方

今此十人相會して賣買を取組まんとし買方の者先つ立て一圓に付麥一斗六升を以て買はんと申出せしか賣方一人も之に應ずる者なきを以て買方は漸次競り上げ終に其呼直一斗五升以下に至るときは賣買の投合は

一斗五升にては 五人買ひ 一人賣り  
 一斗四升にては 四人買ひ 一人賣り  
 一斗三升にては 三人買ひ 二人賣り  
 一斗二升にては 二人買ひ 三人賣り  
 一斗一升にては 一人買ひ 四人賣り  
 一斗 にては買人なく五人賣るへし

右の如くなるときは賣買は終に一斗二升と三升との間の相場を以て丁戊二人の買方と壬癸二人の賣方との間に行はれ自餘の賣方及び買方は所謂競争上の弱者にして結局損失を忍んで賣買を執行するか若くは毫も賣買を爲さずして退去すへきなり即ち貨幣と麥との交換比例は市場に於ける競争の結果貨幣一圓に付麥一斗二升餘と公定せられ其各社會的效用は此點に於て合致すへし

以上は麥なる一の特種貨物と貨幣との間に於ける社會的価格の決定并に其效用の合致を示せるものなるか此説明は以て綜合的貨物と貨幣との關係に對する説明に資するを得へし即ち右と同一の理法により各種の貨物の貨幣に對して交換せらるゝ割合は市場に於て競争の結果一定すべきを以て實際交換せられたる各種貨物の總量の代價を總計するときは當さに之に對して支拂はれたる貨幣の總額に符合すべきなり然而して右各種貨物の總量は即ち綜合的貨物の總量をなすものにして其社會的效用は之に對して支拂はれたる貨幣の總額の社會的效用と同等ならざるを得ず貨幣の總額を $n$ 除して得べき其一單位の社會的效用は綜合的貨物の總量を $n$ 除したる分量の社會的效用と均衡を保たざるを得ざるなり

Y——綜合的貨物の效用

X——貨幣總額の效用

$a+b+c\dots n$ ——各種貨物の效用の總計

$a'+b'+c'\dots n'$ ——各種貨物の代價の效用

$$Y = a+b+c\dots n$$

$$X = a'+b'+c'\dots n'$$

$$a+b+c\dots n = a'+b'+c'\dots n'$$

$$Y = X$$

$$\frac{Y}{n} = \frac{X}{n}$$

第四 貨幣以外の交換法并に貨幣の代用を爲すべき利器の貨幣價格に及ぼす影響 貨幣の價格は交換上提起せらるゝ貨幣の分量と交換貨物との比例なりと雖も交換貨物は必ずしも貨幣と交換せらるゝに限らず物々交換并に貨幣の代用を爲す所の信用を利用する交換法の存在は之を無視することを許さざるなり是に於て乎貨幣の價格を論ずるに當りては漫に貨幣の分量と交換貨物の總量とを對比せしめ之を算定することを得ざるなり

物々交換は極めて幼稚なる交換法なりと雖も進歩せる社會に於ても尙ほ其行使を認むること第三章に述べしか如し去れば貨幣の價格は貨幣の分量と交換貨物

の總量との對比によりて決せらるゝか如き單純なるものに非ずして假令貨幣の代用を爲すへき利器の行使を無視するも物々交換法により交換せらるゝ貨物は當さに交換貨物の總量より控除せられざるを得ざるなり  
加之ならず元來貨幣を貨物の交易に使用する所以のものは貨幣交換法か物々交換法に優る所あるを以てなり而して物々交換法と雖も之か實行を見る以上は必ずや其犠牲に對して一層大なる效用なかる可からず故に第一段に論せしか如く貨幣の疆界單位の犠牲と其效用と相等しき點まで貨幣を増加するか如きは實際上あり得へからざる所にして貨幣の分量の増加は其效用か犠牲よりも稍大なる點に於て止まらざるを得ず而して其點は物々交換法によるも貨幣交換法によるも交換上社會の獲る所の利得に差異なき點にして社會の使用し得へき貨幣の數量の最大限度を劃するものとす果して然らば第一段に掲けたる第二の圖式に於ける  $S'S'$  の曲線は  $F$  を通過せずして  $F$  よりも稍低き點に於て  $E$   $F$  の線を横斷せざるを得ざるなり

物々交換は又社會に於ける貨幣の分量の最小限度を劃す夫れ貨幣元と有體の貨

物にして其用役を完ふせんには必ずや汎く社會多數の人の間に分布せられ廣き地域に亘りて存在せざるを得ず隨て其分量に一定の最小限度あると既に第一段に論せしか如し而して其額最小限度に及ばざる時は交易上の障害立ところに生し物々交換法を以て交易を爲す方却て利益なるに至るへし去れば社會の貨幣を用ゆるや其供給は物々交換の犠牲と貨幣交換の犠牲と相當る點を以て其最小限度となさざるを得ざるなり

由是觀之社會の交換上貨幣を使用するや其用は物々交換以外の交換に限り而かも其額は貨幣交換法の犠牲と物々交換法の犠牲と相伯仲する點を以て上下の限度として決定せらるゝし故に貨幣の價格は交換貨物の總量より物々交換法により交換せらるゝ貨物の分量を控除したる殘額を右上下限度の範圍内に於て定められたる貨幣の數量を以て除したる商ならざるを得ざるなり

信用は大に貨幣の効程を増進し其價格に至大の影響を及すものとす蓋し信用取引の支拂は互に相消殺せらるゝと多く其貨幣を要するは只其消合の殘額を支拂ふ場合に見るのみ然而現今の文明社會にありては信用の行使甚だ熾にして其大

部分相殺せらるゝにも拘らず貨幣は流通上よりも寧ろ信用の保證即ち支拂準備に用ゐらるゝと多しとす然れども支拂準備に要する貨幣の額は信用行使の状況により自ら差異あり信用に對し一定の比例を保つものに非ずして其額は必ずしも信用の伸縮に伴はず隨て貨幣の價格は頗る錯雜せる事情により決せられ前段に述しが如く貨幣の用を流通上に限定し其總額と貨物の總量とを對比して決するが如き單純なるものに非ざるや明かなり若夫れ信用の貨幣價格に及す影響如何に就ては請ふ之を第十四章に詳論せん

之を要するに貨幣の價格は貨物と貨幣との交換比例に他ならずと雖も其材料たる物價に對する貨幣以外の需要物々交換法の存在并に信用の行使等を無視したる場合の如く單に其數量と交換貨物の總量との比例によりて定まるか如き單純なるものにあらず總て是等の複雑せる作用の結果として現はるゝ者にして社會の交換貨物中物々交換法により交換せられたる分量を控除したる殘額を流通上の貨幣と信用の保證たる支拂準備用貨幣との和に其效程を乘したるものを以て除したる商なりとす然れども凡そ交換媒介の數量は其形式の何たるを問はず漫

に伸縮し得へきものに非ずして交換上貨幣行使の犠牲と物々交換の犠牲と相伯仲する點を以て上下の限度とし其範圍内に於て決せられ貨幣の數量即ち流通上の貨幣と信用の保證たる支拂準備用の貨幣との合計額は其材料たる物質の各用途に於ける價格の均衡を得る點に於て定まるべきものとす

#### 第四節 交易の増加と貨幣價格の平準の維持

貨幣の價格は或一團の交換に於て賣買者雙方の競争より生ずるものなること前節に述へしか如し故に進歩せる社會に於て諸般の事情日月を追て遷移するに當り其繼續して間斷なき各團の交換を通して一定の價格を維持せしめんことは到底之を期す可からず然れども大に其動搖を防遏し若くは輕減する諸勢力の存在せる事實は無視するを得ざる所にして是等の諸勢力は克く貨幣の價格をして急劇なる變化を生せざらしめ其平準を持續せしむる效あるものとす

貨幣の價格の動搖を防遏する勢力の主要なるもの三あり曰く交易の増加に隨伴して起る貨幣の效程の増進曰く貨幣の分量の變化に對應する貨物供給の伸縮曰く貴金屬の生産費と其價格との關係是なり以下順次之を説明せん

第一 貨幣の教程の増進 繼續せる數圓の交換に於て若し貨幣の分量と貨物の分量とに變化なきときは貨幣の價格は一定不易なるか如く考へらるへしと雖も貨幣の教程に變化あるときは然る能はざるなり貨幣の教程とは一に貨幣流通の速度なる文辭を以て言ひ表はさると雖も流通の速度と云ふは少しく語弊に陥れる嫌ありて往々誤解せらるゝ虞なきにあらざるを以て何をか貨幣の教程と云ふやに就き茲に一言説明をなすの要あり抑貨幣の教程とは貨幣の成し遂ぐる仕事の分量と云ふ義にして必ずしも其流通の回數を意味するものにあらざるなり今例を以て之を明にせん例へは同一量の貨幣を使用せる繼續せる二年あり其第一年に於て貨幣は $x$ 回使用せられ第二年に於て其二倍即ち $2x$ 回使用せらるるとせんに若し第一年に於ける物價の平準か第二年に於ける物價の平準に二倍するときは賣買取引の額は當さに同一ならざるを得ざるか故に貨幣の教程は亦同等ならざるを得ず之に反して毫も物價に變化を來さずして第二年の取引の額第一年に比し二倍なるときは貨幣使用の回數は必ずしも二倍ならざるも貨幣の教程は第二年に於て第一年の二倍なりと云ふを得へしか如し又甲乙二個の社會あり各

同一期間に同量の取引を爲し同量の貨幣を使用するも甲の物價の平準は乙の二倍にして甲に於ける賣買の度數は乙に於ける賣買の度數の二分一なるときは貨幣流通の速度は一と二との割合なるへきも貨幣の教程は彼是相等しきか如し要するに賣買取引の額及び物價の平準同等にして貨幣の分量に差あれば貨幣の教程に差異あるものとす

貨幣の教程の意義上述の如し是より其増進か如何に貨幣價格の變動を防遏する力を有するやを講究すへし上述せし所によりて之を見るに若し貨幣の教程を増進することを得は一定の取引に要する貨幣の分量は之を減少することを得べく之に反して貨幣の教程退歩せば同一量の取引を爲すに從前よりも多額の貨幣を要すへきや自ら明かなりとす惟ふに貨幣流通の最も迅速なるは商工業の隆盛なる社會にして斯る社會は交易常に増加し貨幣の増加を要すること最も切なるものとす而して其貨幣に對する需要の急切なる事情は必ずや自然に其社會をして出來得へき限り少額の貨幣を以て多大の用を辨せしめんと努めしむるに至らざるを得ず即ち斯る社會は交易の増加に應せんか爲めには貨幣の分量の増殖を以

てせんよりも寧ろ先づ在來の貨幣を利用し其效程をして愈大ならしめんことを企圖すべきなり果して然らば貨幣の效程の増進は大に其價格に影響せざるを得ずして然らすんは當に大に騰貴すべき貨幣の價格をして騰貴せしめす克く商業交易の増加に應じて物價の平準を維持せしむる効果を奏するものとす凡そ貨幣の效程を増進せしむる原因は五あり第一貨物に對する貨幣の供給の比較的僅少なること第二人口の増加第三交通の進歩第四物價及び收入の程度に適せる貨幣を製造すると第五一般の繁榮即是なり是等の事情は何れも直接若くは間接に貨幣の需要を喚起し其價格を騰貴せしめ終に貨幣の分量の増殖若くは其效程の増進を促かすものとす然れとも前章に論せしか如く貨幣の分量を増殖するは社會に取り鮮なからざる犠牲を意味するものなるか故に社會は經濟の原則に従ひ犠牲の小なる他の方法を選びて其急に應ずへし而して信用の利用其他の手段により貨幣の效程を大ならしむるは最も利益ある方法にして而かも進歩繁榮の社會に取りては此方法を利用すること最も容易なるべきを以て貨幣效程の増進は必ずや上記諸原因の發生せる社會の採擇する所ならざるを得ざるなり

既に貨幣の效程増進せん乎新に起りたる貨幣の需要は之により融和せらるべきを以て貨幣の價格は爲めに騰貴することなく物價の平準は一時之を維持することを得べきなり

貨幣效程の適應は單り交易の増加せる場合のみならず亦交易の減退せる場合に於ても現出す所謂貨幣の彈力作用と云ふもの即是なり交易の減退に隨伴して起る貨幣效程の適應は二個の場合に於て現出すへし曰く恐惶襲來の虞ある場合曰く商業の不振若くは不景氣の場合即是なり市場變調を呈し恐惶到らんとする恐あるや樂天的なりし人心は俄に變じて悲觀的となり信用取引は漸く縮小せられ世人一般に警戒を怠らざるに至るを以て賣買取引は大に萎縮し貨幣の效程は甚しく減縮せざるを得ず又商況振はす世人不景氣を唱るの秋に於ては事業頓に衰微し企業亦起らず商業取引は愈其額を減すべきを以て茲に金融緩慢を來し貨幣の效程は大に減退すべきなり然り而して斯る場合に於ける貨幣效程の減退は大に其價格の激變を防遏するものにして若し其效程に變化なきに於ては物價の低落は終に底止する所を知らざるに至るへし蓋し物價の下落は恐惶の虞ある時及



以不景氣の場合に於て終に避くへからざる現象なるか如しと雖も斯る場合に於ける貨幣效程の減縮は大に其低落の度を融和するものと斷すへきなり

夫れ斯の如く貨幣の效程は商業交易の消長に伴ひて伸縮するものなるか故に其彈力作用は當さに貨幣價格の平準を維持する勢力の一として看過すへからざることに屬す即是れ貨幣は自ら自身の問題を解決する力を有すと謂ふへきなり

第二 貨幣の分量の變化に對應する貨物の供給の伸縮 以上吾輩は貨幣の價格の變動を論するに中り貨幣又は貨物何れか一方にのみ變化ある場合のみを捉へて之を説明せり然れ共實際に於ては貨幣の分量に變化あれば貨物の供給亦變化せざるを得ざるなり而して其變化は貨幣に對して提供せらるゝ既成貨物の供給並に將來に於ける貨物生産の二方面に現はるへし以下各別に之を説明せん

甲 貨幣に對して提供せらるゝ既成貨物の伸縮 凡そ市場に存在せる貨物は必ずしも皆或價格を以て貨幣に對して提供せらるゝものに限らざるなり其或部分は其時の相場にては賣却せられざるへし故に或格段なる時に於ける貨物の供給と云へは其當時の相場にて賣却せらるゝ部分のみを指すものにして市場存在貨

物の全量を指すものにあらず然而貨幣の分量の變化により貨幣の價格下落せは貨物の供給は俄に増加し貨幣の價格騰貴せは貨物の供給減少すへきなり果して然らば貨物の供給は貨幣の價格の變動に應じて自然に伸縮し價格下落せは之か需要を喚起し之を騰貴せしめんとし騰貴せは之か需要を縮少し下落せしめんとする結果其甚しき變動を防遏するものと謂ふへきなり

更に詳しく其然る所以を説明せんか爲め貨幣の分量減少せる場合に就て述んに凡そ社會に於ける貨幣の疆界單位の效用は物々交換の疆界的效用と均衡を保つを原則とす去れば若し或原因より貨幣の分量減少する時は其疆界單位の效用は増加し貨物の疆界效用に比し懸隔を生すへきを以て茲に従前よりも一會多くの物々交換を行ふの餘地を生し大に之か行使を見るへきなり既に物々交換にして増加せは貨幣に對して提供せらるゝ貨物の分量は減少せざるを得ざるか故に貨幣の價格は其分量に比例して騰貴せざるへきや明かなり

然りと雖も以上論せし所は純然たる理論に過ぎず實際に於ては物々交換の増加の如きは實現するものにあらず蓋し一度貨幣交換に慣れたる社會か自然經濟の

状態に歸復するか如きは非常の場合の外あり得へきにあらざるのみならず物々交換は斯る社會に取りては犠牲の最も大なる交換法たらざるを得ざるなり故に貨幣減少せるか如き場合に於ては社會は物々交換によらずして信用の擴張を以て之に應ずるを常とす是れ既に前章に論述せし所なり

乙 將來に於ける貨物生産の伸縮 貨幣價格の變動に應ずる貨物の供給の伸縮は單り既成貨物に於て之を見るのみならず將來に於ける貨物の生産上にも亦現るへし然れとも貨幣價格の下落に應ずる貨物生産の増加は容易に行はるへきも其騰貴に應ずる生産の縮少は之を行ふと頗る困難なる事情を有するものゝ如し蓋し現今の生産事業は多額の資本の放下を要するもの多きを以て生産物の價格下落するも俄に事業を縮少すること能はず之を縮少せんより寧ろ之を繼續する方損失小なるを得へきなり然りと雖も凡そ生産物の價格の下落と事業利得の減少は大に發明と改良とを促かし生産費の減少を來すべきを以て貨幣價格の騰貴に對しても亦將來に於ける貨物の生産上に於て之に應ずることを得へきなり之を要するに貨幣價格の動搖は既成貨物并に將來に於ける生産貨物の供給の伸

縮により大に防遏せらるへきは疑を容れざる所にして貨幣の價格下落し物價騰貴するときは既成貨物の供給の増加并に將來生産の擴張により之を恢復せしめ之に反して貨幣の價格騰貴し物價下落するときは現在にありては既成貨物の供給を減し將來にありては貨物の生産費を減して之に應し甚しく物價の均衡を攪亂することなかるへきなり之を貨幣價格の平準を維持する第二の勢力となす

第三 貴金屬の生産費と其價格との關係 貨幣價格の平準を維持せんとする第三の勢力は貴金屬の價格と其生産費との間に於ける關係の薄弱なること是なり是れ古來學者の齊しく唱る所にして由來貴金屬は其性質として永久に保存し得へく隨て其現存高頗る巨額に上り輒近其年々産出額漸く増加するに至りしと雖も尙ほ世界に於ける總供給額に此すれば僅に其百分五六を以て算するに過ぎず而して其價格は主として總現存高に對する需要の消長によりて決定せられ生産費の如きは其價格に影響すること殆ど是なしと云ふも可なり

今更に詳く貴金屬の生産費の其價格に及ぼす影響の微弱なる所以を説明せんに其理由の重なるもの三あり

甲 往時貴金屬の生産は經濟的に行はれざりしこと 輓近に至るまで古來世人は營利の目的を以て貴金屬の生産に従事せざりしものゝ如し是れ貴金屬の生産費か其價格を支配すること能はざりし理由の一を爲すものとす蓋し吾人々類の急遽なる致富を欲するの念は古來世人をして少數採金者の成效を羨ましめ相帥て搜金的冒險を敢てせしめ常に多數の失敗者を出せり去れば總ての搜金者の費せし所を合算して其採掘せし貴金屬の生産費と見做すときは到底其價格を以て生産費を償ふに足らざるや明かなりとす

乙 貴金屬の年々産出額は其現存額に比し甚た小なること ジャコブ氏の計算に據れば耶蘇紀元の初に於ける世界金銀在高は約三千五百八十萬磅にして第九世紀の初には減して三千三百六十七萬四千二百五十六磅となり夫より後七百年間金銀の年々産出額と消滅額とは殆ど相當り現存額に差したる増減を見ざりしも千五百四十五年ポシトの銀坑發見せられ爾來米國産の銀は年々平均二百二十五萬磅を加へ其狀況は約五十ヶ年間繼續せり十六世紀の終に於ける歐洲金銀貨幣在高は約一億三千萬磅にして十七世紀中金銀の産出額は年々平均三百三十七

萬五千磅にして同世紀の終に於ける金銀貨幣在高は二億九千七百萬磅なりき而して十八世紀に至りては墨西哥の銀附加せられ千八百十年には世界に於ける貴金屬貨幣の在高は三億八千萬磅に上りたり然れとも爾來年々の産額稍衰へ千八百二十九年に於ける世界貴金屬貨幣の在高は三億一千三百三十八萬八千五百六十磅と算せられしか幾何もなくして西伯亞の砂金新たに加はり又千八百四十八年乃至五十年カリホルニア及濠地利の金坑の發見あり金の年々産額は千八百六十年まで大に増加し爾來千八百九十六年に至るまで其年々産額減少の姿を呈せしも其間銀の産額は非常に増加したりき

千八百九十七年より金は金の産出高再び増加し加之アラスカ及南亞弗利加の金坑の發見并にコロラドに於ける舊鑛の再撰等は大に世界貴金屬現存高を膨張し米國造幣局長の報告に據れば千八百九十九年に於ける金の産出額は實にカリホルニア金坑發見當時に於ける産額の五倍を以て算し夫の世界に於ける銀産額の最高度に達せし千八百九十一年に於ける金銀合計産額よりも大に又九十二年より九十四年に至る三ヶ年間何れの年に於ける金銀の合計産額にも超過せりとあり

而して千九百年より千九百二年に至る三年間は南阿戦争の爲め金の産額稍減少せしも千九百三年以降は年毎に記録を破りつゝあり

マルホール氏の統計字彙に載する所に據れば世界に於ける金の存在高は千六百年に於て約一億一千六百萬磅にして千七百年には一億八千三百萬磅となり其間百年間僅に六千七百萬磅を増し千八百年には三億八千二百萬磅となり千八百四十八年には五億磅なりしか爾來急激の増加を見千八百八十年には十億九千二百萬磅千八百九十年には十二億三千五百萬磅となれりとあり

依是觀之往古に於ける世界貴金屬の存在高は其増加甚た遅々として其年々産出額の如きは存在高に比すれば實に九牛の一毫に過ぎざりしを知る去れば古の學者貴金屬の價格を論するや之を以て生産費學說の例外をなすものなりとし其價格は主として現存高とそれに對する需要供給との關係によりて定まると説きしは蓋し故なきに非ざるなり然れとも前掲計算に示すか如く輓近貴金屬の年々産額は其存在高に比し決して小なりと謂ふへからす加之ならず貴金屬の採掘は近年漸く經濟的となり營利主義を以て之を經營するに至れるの事實より推す時は

現今に於ては最早貴金屬の價格を論するに當り漫然古の學者の所説を襲用すること能はず其生産費は大に其價格に影響すと謂はざるを得ざるへし然るに尙ほ貴金屬の價格と其生産費との關係は極めて微弱なりといふは如何なる理由ありて然るか是れ當然起らざるを得ざる質疑なり吾輩は此間に對して左の如く答へ以て貴金屬の價格と其生産費との關係は甚だ微細にして其事實は當さに貨幣價格の平準を維持せんとする勢力の一たるべきことを主張せんと欲す

一、輓近貴金屬の産出か漸く經濟的となり一の企業として營利主義を以て經營せらるゝに至りしは疑ふへからざる事實なり然れとも貴金屬の生産費の限度を劃するものは其現存額とそれに對する需要とによりて決せらるゝ市價ならざるを得ず換言すれば貴金屬の生産費は其價格に影響するよりも寧ろ價格によりて限定せらる而して貴金屬の價格は其現存額と之に對する需要との關係なりとす

二、輓近世界に於る貴金屬の産出額の大部分は直ちに銀行の庫中に藏せられ銀行は之を支拂準備として貸出を營み其結果銀行券若くは預金の形態を以てせる購買力盛に造出せられ以て貨物の取引を進捗し貴金屬の需要を増加す既に貴金

の需要増加すれば年々多額の産出あるも社會は其大部分を吸収し得へきを以て大に其價格の下落を防ぎ得へしと謂はざるを得ざるなり  
以上論述せし所は貨幣の分量の變化に對して其價格の平準を維持せんとする諸勢力の作用を説明したるものなり然れども余は讀者か上述せし所を以て貨幣の價格は其分量に變化あるも必ず維持せらるへきものなりと誤解せざらんことを望まざるを得ず何とならば以上論述せし所は只貨幣價格の平準を維持せんとする諸勢力の存在を示し其作用を説明し以て學者をして貨幣數量說的誤謬に陥らざらしめんことを期せしに他ならざればなり  
之を要するに貨幣の數量の變化の其價格に及ぼす影響は頗る錯雜し且つ之を攻究すること最も困難にして其數量の變化は時に毫も其價格に影響せず時に大に其價格を動搖せしむ而かも其價格に影響するときは其間に比例を認むること能はざるなり然而して其變幻的現象を呈する所以のものは左の諸事情の存するあるを以てなり

一、貨幣の數量變化するときは其效程亦變化すへきこと

二、貨幣の供給に隨伴して貨物の供給伸縮するを常とすること

三、金屬貨幣の數量の變化するときは之か代用を爲す信用形式の數量に伸縮ありて其價格に影響せしめらるること

参考文献

- kinley, Money, chs. VIII & IX.  
Laughlin, Principles of Money, chs. VIII & IX.  
Scott, Money and Banking, chs. VIII & IX.  
Nicholson, Money and Monetary Problems, 5th ed., Pt. I, ch. V; Pt. II, ch. V.  
Del Mar, Science of Money, ch. XV.  
Mill, Principles of Political Economy, Bk. III chs. VIII & IX.  
Ricardo, Works (McCulloch's ed.), ch. XXVII.  
Pareto, Cours d'Economie Politique, I § 290 ff.  
Philippovich, Grundriss der Politischen Oekonomie, 4te. Aufl., I Bd § 91.

## 第十三章 貨幣價格の變動

第一節 貨幣價格變動の意義——第二節 貨幣價格變動の原因——第三節 貨幣價格變動の狀況——第四節 貨幣價格變動の影響——第五節 貨幣價格の變動を測知する方法——第六節 概論  
貨幣價格の趨勢——本章參考書

## 第一節 貨幣價格變動の意義

貨幣價格の定まる原則并に其平準を維持せんとする傾向を有するものなること前章に論せしか如し然れども前章述へし所は抽象的に完全なる自由競争の下に於ける貨幣價格決定の原則即ち貨幣價格の歸着すべき標準を示し且つ其價格の動搖すべき事情の發生するに當り自然に之を醫正すべき勢力の存在することを説明せしに止まり未だ貨幣價格の變動の原因及び其結果に關しては毫も論究する所なかりき是に於て乎活動社會に於ける實際の現象を解釋する資料を得んか爲め茲に貨幣價格の變動に關する攻究をなすの要あり是れ本章を設くる所以なり

貨幣價格の變動を研究せんには先づ其變動と云ふ文字の意義を明かにせざる可

らす何をか貨幣價格の變動と云ふや曰く其騰貴(Appreciation)及び下落(Depreciation)に他ならず而して騰貴とは貨幣價格の向上を意味し下落とは其降下を意味すと雖も所謂價格とは主觀的價格なるや將又交換價格(即ち購買力)なるやによりて自ら其趣を異にするを以て其何れを指すやを明示せざる可からず讀者は前章講究せし所より推及して今其何れを指すやを聞くの必要を感せざるへしと雖も余は豫め誤解を避けんか爲め茲に冗煩を顧みず其區別を明かにせんと欲するなり何とならば主觀的價格の變動は必ずしも購買力の變動を意味せず此二者は全く別物にして混同することを許さざればなり例へば或原因より貴金屬貨幣の供給減少せりと假想せんに若し同時に貨物の分量も亦之に應じて減せん乎貨幣及貨物の分量兩ながら減少し其疆界効用増加するも其購買力には毫も差異を生ぜざるへく又之に反して貴金屬の供給増加するも若し其と同時に貨物の生産費減し其供給之に應じて増すときは雙方の疆界効用は減少するも其相互の交換比例には何等の變化を來さざるか如し

吾輩の本章に於て攻究する所の貨幣價格の變動は其主觀的價格の變動にあらず

して全く其交換價格の變動なりとす貨幣の主觀的價格は其交換價格の如く貨幣と貨物との對比的關係にあらざるか故に其變動は時としては絶對的變動とも稱せられ社會の福祉上より云ふ時は頗る重大なるものなるや勿論なりと雖も本章論する所と毫も關係なきものなり若夫れ貨幣の主觀的價格の變動若くは貨幣價格の絶對的變動に關しては後章理想的本位論の下に之を説述すへし本章論する所の貨幣價格の變動とは貨幣の貨物に對する交換比例の動搖にして例へば従前一單位の貨幣が十單位の貨物と交換せられしものか今や八單位の貨物としか交換せられざるに至れば貨幣の價格は下落したるものにして十二單位の貨物と交換せらるゝに至れば貨幣の價格は騰貴したりと云ふなり

貨幣價格の變動は時としては貨物の側に變化なき時は貨幣の供給額の伸縮を意味すと信せられ其供給増加せば其價下落し減少せば騰貴すへしと主張せらるゝこと往々あり然れども是れ貨幣價格の變動の意味を明に説明するものと云ふを得ざるなり何とならば此説は左の二要點に留意せざるものなればなり

- 一 貨幣價格の變動とは貨幣と貨物との對比的結果を云ふものにして其原因を

指すものにあらず

- 二 貨幣の供給の伸縮は必ずしも其價格に變動を與ふるに限らざるなり例へば貨物の供給に何等の變化なくして貨幣の供給縮少することあるも若し貨幣の代用を爲す所の信用形式増發せられ其兌換確實なるを得るに於ては貨幣の效程増加すへきを以て貨幣の購買力に何等の變化を來さゝるか如し

之を要するに貨幣價格の騰貴若くは下落とは其社會的疆界效用の消長を云ふものにあらす唯其交換價格即ち貨物に對する購買力の増減を意味するものにして其由て生ずる原因か貨幣の側に在ると貨物の側に存するとを問はず事實に於て交換上貨幣に對する需要の程度に變化を生じたる場合に起る現象を指すものとす

## 第二節 貨幣價格變動の原因

貨幣價格變動の原因を説明せんには其騰貴の原因と下落の原因とを各別に列擧するを便とす

第一 騰貴の原因 貨幣の價格は貨幣と貨物との對比的關係なるが故に其騰貴

とは貨幣の購買力の増加即ち物價の下落を云ふ而して其原因は之を要するに貨幣供給の減少にあらずんば貨物供給の増加にして其孰れかに存在せざるを得ざるなり即ち

一 他の事情に毫も變化なく交換せらるべき貨物の分量同等にして貨幣の供給減少せる場合

二 他の事情に毫も變化なく貨物の分量増加し貨幣の供給同等なる場合

三 貨幣の供給及び貨物の供給に毫も變化なきも貨幣(貴金屬貨幣)以外の交換の媒介減少せる場合即ち貨幣の效程減退せし場合

第二 下落の原因 貨幣價格の下落の原因は其騰貴の原因と相表裏すべきや勿論なり即ち左の如し

一 他の事情に毫も變化なく貨幣の供給同等にして貨物の供給減少せる場合

二 他の事情に毫も變化なく貨幣の分量増加し貨物の供給同等なる場合

三 貨幣及貨物の供給に毫も變化なきも貨幣以外の交換の媒介増加せる場合即ち貨幣の效程増進せし場合

然而して貨幣價格の變動か以上列記せしか如く毫も他の事情に變化なく單に貨幣の分量又は貨物の分量若くは貨幣以外の交換の媒介の分量の伸縮により起るときは其社會に及ぼす所の結果は大率左表の如くなるへし

第一 貨幣價格騰貴物價下落の場合

	貨物の分量	貨幣の分量	他の交換の媒介	貨幣の購買力	貨物の疆界效用	貨物の總計效用
一の場合	同	減	同	増	同	同
二の場合	増	同	同	増	減	増
三の場合	同	同	減	増	同	同

第二 貨幣價格下落物價騰貴の場合

	貨物の分量	貨幣の分量	他の交換の媒介	貨幣の購買力	貨物の疆界效用	貨物の總計效用
一の場合	減	同	同	減	増	減
二の場合	同	増	同	減	同	同
三の場合	同	同	増	減	同	同

乃ち知る貨幣價格變動の社會の福祉に及ぼす結果は只貨物の分量に増減ありし



場合にのみ起り其増加せる場合は物價下落し社會の福利進歩し其減少せる場合は物價騰貴し社會の福利は退歩するものにして其他の原因より生ずる物價の變動は社會の福利に何等の關係を有するものにあらざるを

然りと雖も貨幣價格の變動なるものは實際上に於ては決して右の如き單純なる原因によりてのみ起るものに非ずして前章にも述へしか如く貨幣の分量増加するときは貨物の分量亦隨て増殖し貨物の供給増殖する時は貨幣の效程亦之に應じて増進するを常とし決して他の事情同一なる能はざるを以て其由て來る原因は頗る錯雜するを例とし互に相反せる二個以上の原因が同時に綜合的に種々の方面に働き而かも其勢力に強弱あるを免れざるへし隨て其社會に及ぼす結果亦上述の如く單純なるを得ざるなり

實際社會に於て貨幣の價格の變動を惹起する事情は右述へしか如く頗る錯雜し到底之を單純なる原因に追躡すること能はずと雖も今參考の爲め實際の事實に鑑み貨幣價格の變動が從來多く如何なる原因より起りしかを見るに其重なるもの實に次の如し

## 第一 貴金屬の側に於ける原因

### 一 經濟上の事情

甲 輓近貴金屬の生産漸く資本的となりし爲め商況の如何か其生産に影響するに至りしこと

乙 貴金屬の採掘業と他の生産事業との比較的利潤か貴金屬産出額の増減を生ずるに至りしこと

丙 新坑の發見生産法の改良生産費の減少が貴金屬の産額を増加せしこと

丁 幣制改革か貨幣用として金銀の需要に消長を來せしこと

戊 不換紙幣の整理か貴金屬の需要を増加せしこと

### 二 政治上の事情

一 甲 戦争か貴金屬の産出を減し又一般生産業を攪亂せしこと

乙 購銀條例の如き特種の法令か一時或金屬の需要を生出せしこと

### 三 社會上の事情

甲 文明の進歩生命財産の安固漸く保證せらるゝに至りしと共に貴金屬の藏

匿漸く減するに至りしこと

乙

工藝用としての貴金屬需要の變遷

第二 貨物の側に於ける原因

一 生産法の改良

二 新市場の開始

甲 食料及び製造原料の供給の増加

乙 粗生品及製造品の販路の擴張

三 交通の進歩と運送費の輕減

第三 信用の利用に關する原因

一 信用利用の増進

甲 信用制度の改善

乙 信用利用の區域の擴張

二 信用利用の緊縮

甲 恐慌

乙 不景氣

第四 金銀比價の變動

一 金貨國に及ぼせし影響

二 銀貨國に及ぼせし影響

以上列舉せし所は近年世界に起りし貨幣價格の變動の原因の重なるものなり而して是等の原因中或物は時に最も顯著にして貨幣價格の變動の唯一の原因なるか如く見ゆと雖も或物は間斷なく其作用を逞ふするを以て貨幣價格の變動は實際多數の原因の綜合的結果なりと云ふの外なく其追躡最も困難にして *Ceteris Paribus* を以て抽象的に論斷するを許さざるなり

### 第三節 貨幣價格變動の情況

貨幣價格變動の情況は之を普通の情況及び非常の情況に分ちて説述するを便とす

第一 普通の情況 貨幣價格變動の原因は前節に述へしか如し然れとも其作用は普通の場合に於てはケヤンス氏 *Caimes* の論せしか如く (*Essays in Political Economy*)

急激に一般的に而も諸貨物に對して同一の程度を以て現するものにあらずして國により又貨物の種類により自ら前後大小の差異あるを免れざるなり即ち或産金國に巨額の貴金屬の採掘あり諸國の貨幣爲めに大に増殖せる場合に於て先づ第一に物價の騰貴を見るは産金國にして次に産金國より直接に金を輸入する國に現はれ終に一般諸國に及ぼし而かも其影響波及の遲速は諸國の銀行制度の完否如何によりて差あり又是等諸國に起る物價の騰貴は貨物の種類により自ら遲速大小あるを免れずして例へば産金國より直接に金を輸入する國の物價の變動は如何なる有様を以て行はるべきやと云ふに先づ第一に物價の騰貴を感ずるは産金國に向て輸出せらるゝ輸出品たるべきや明かにして之か生産に従事する者は一時非常の利益を享け之に使役せらるゝ勞力者亦自ら賃銀を増加せられ利得を受くへし而して其影響は漸次他の貨物の生産に波及し其生産額の比例を變化せしめ終に各種の貨物の騰貴を見るべきも其間多少の時日を要するか如し

貨幣價格變動の原因か貨物の側に存する場合亦然り凡百の貨幣の供給が同時に同一の程度を以て増減するが如きは實際有り得へからざることにして或物は増

加し或物は減少し差引増加又は減少して以て物價を變動せしむるを例とす例へば年に豊凶あり農産物の收穫に増減を來し若くは製造上に新發明起り又は流行變遷し或特種の製造品の價格に變動を生ずる場合の如し斯る場合にありては其國の一般物價は爲に動搖し終に外國貿易上に影響すべきや勿論なれとも其動搖は凡百の貨物一般の増減に原因せずして或格段なる貨物の増減に基くものとす即ち吾輩の所謂綜合的貨物の成分に變化を生じ其單位の分量の變化により物價の變動を來すものにして綜合的貨物の成分に變化を生ずることなくして其單位の分量の伸縮に因らざるなり

第二 非常の情況 上段叙述せし所は貨幣價格變動の普通の情況なるか非常の場合に於ては其情況自ら右の如くなる能はず非常の場合とは吾人の不常的心理作用の物價の上に現する場合を云ひ其變動急激にして一般的に貨物により其程度を等しくせざるも且つ誇張的なるを例とす例へば或豐富なる金坑の發見あり其採掘容易にして其産額鉅大なるべき見込ある場合の如きにありては其産出未だ甚大ならず金の供給に未だ何等の變化を見ざるも世人の想像力の作用は既に

巨額の産出ありしか如く一般貨物の価格は俄に暴騰し信用取引は盛に流行し投機の勃興を見るか如し又之に反して貨物の生産其度を誤まり需用供給の權衡を失し市場變調を呈する場合に於ては世人は俄に恐怖し急に信用を緊縮し企業を差控へ一般貨物は常規を脱して暴落するか如し

#### 第四節 貨幣價格の變動の影響

前節に述へしか如く貨幣價格の變動は數多の原因の綜合より生ずるを常とし其由來を追躡攻査すること頗る困難なりと雖も要するに其變動の方向如何を問はず社會の消費に上る貨物の分量増殖し其總計效用増加するに於ては社會の福利は之か爲め大に進められしものと認むるを得べきなり然れども社會の福利常に必しも個人又は或階級の福利と一致せざるを以て貨幣價格の變動の影響を究めんには之を幾多の見地より觀察するの必要を生ずるなり

今や貨幣價格の變動の影響を究むるに當り吾輩は之を産業上貸借上并に收入上の三方面より觀察し以て社會各階級に及ぼす利害を考査すへし

第一 産業上に及ぼす影響 此方面に及ぼす影響を論せんには先づ現今の産業

制度の大要を述ふるの要あり現今の産業社會は之を大別する時は資本家地主をも含む勞力者及び企業經營者の三階級より組織せらるゝものと認むることを得へし而して現今の産業は經營者を中心とし經營者か資本と勞力とを結合して事業を營み資本勞力に對しては其事業の結果を見ざる以前に於て其報償たる利子及賃銀を協定し事業の成否は一に經營者の負擔に歸するを常とす換言すれば現今社會生産の果物は生産社會を構成する三階級の分配する所なりと雖も其分配の方法は資本家及勞力者は事業の結果如何に拘らず豫め經營者との間に協定したる配分を享け經營者の受くる所は其殘部にして事業の成否により伸縮するものとす故に現今の分配法を説明する學說を名けて利潤の最終配分説(The Residual Claimant Theory of Profit)若くは利潤の危險報償説(Risk Theory of Profit)と稱す

現今の産業制度右の如くなるを以て直接に貨幣價格の變動の影響を被る者は經營者たらざるを得ずして若し生産費に變化なくして物價騰貴するに於ては彼獨り利益を收め之に反して物價下落する時は彼單り損失を被るべく資本家勞力者の如きは只間接に其支出上に於て反對の影響を蒙るに止まり其利害は正に經營

者の利害と相表裏すべきなり然れども物價騰貴し經營者の利潤増加するときは自ら人氣を鼓舞し企業を奨励し資本勞力の需要を増加し又其報償を高むるの傾向を呈すべきを以て物價の騰貴は畢竟資本家及勞力者の福利を増進し之に反して物價下落し利潤減するときは人心を沮喪し企業を萎微せしめ資本勞力の需要を減し其報償を低むる傾向を有すべきを以て物價の下落は結局資本家及び勞力者の利益を害すへし去れば此三階級の利害は永時に亘りて論する時は相背馳するものと謂ふを得ざるなり

以上は生産費に變化なき場合に生産法に變化なくして企業盛衰の結果利子賃銀の増減する場合に就ての論なれども生産法の改良運送賃の輕減等より生産費大に減するときは其結果物價下落するは當然なれども若し生産費減少の度か物價下落の度よりも一層大なるに於ては結局利潤は膨脹すべきを以て企業は愈興り資本家勞力家は比較的其収入を増すと同時に其支出を減し企業經營者も資本家も勞力者も皆齊しく利益を獲産業は益々發達し社會の福利は大に進歩せらるべきや明白なりとす

貨幣價格の變動の産業上に及ぼす影響大略右の如し然れども以上叙述せし所は物價の動搖か各貨物を通して一般的に行はれしものとしての論なるを以て之をして實際上の現象に適合せしめんには物價動搖の情況を斟酌せざる可からず前節に説述せしか如く物價の動搖は普通の場合に於ては貨物の種類により自ら前後あり且つ其の程度を等ふするものにあらざるを以て貨幣價格の變動の生産社會各階級に影響するや第一着に其變動を先づ感せし貨物の生産者に及ぼし順次他の貨物の生産者に及ぼし終に一般に波及するの順序を採るべく又影響の程度の如何は各貨物の生産に預る各階級の損益に大小を生せざるを得ざるや勿論なりとす

第二 貸借上に及ぼす影響 貨幣價格の變動の貸借上に及ぼす影響は之を窺知すると極めて容易なり即貨幣の價格騰貴し物價下落する時は債務者は其債務を辨済するに當り借りたる貨幣より購買力の一層大なる貨幣を以て支拂を爲さるを得ざるを以て損失を被り債權者は其丈利得を享くべきなり之に反して貨幣の價下落し物價騰貴する時は債務者は利益を受け債權者は損害を被るべきなり

現今の社會に於ては貸借は公私共に一般に行はれ國家は内外債を起し商工業經營者は亦多く債務を負ひ其業を營めり而して是等に對して債權者の位地に立つ者は無爲の資産家及び鰥寡孤獨を以て主とす故に貨幣價格の變動は單に貸借上より觀察するも其影響甚大にして其財政上經濟上及び社會上に及ぼす所は決して看過するを得ざるなり之を財政上より謂はん乎貨幣價格の下落は大に國家の利益にして特に公債の所有者か外國人なる場合に於ては其利益一層顯著なり之を經濟上より謂はん乎貨幣價格の下落は企業を鼓舞し産業を發達せしめ假令投機空商を獎勵するの害を免れざるも結局社會の福利を増進すへし之を社會上より論せん乎貨幣價格の騰貴は鰥寡孤獨等不幸の民の生計を豊かにするの利益あるも同時に惰民の濫費を獎勵するの惡果を來すへし

第三 収入及出費上に及ぼす影響 凡そ團體と個人とを問はず其収入と出費との關係は之を大別して三種となすことを得へし曰く収入出費共に確定して變らざる場合曰く收支共に物價に應じて推移する場合曰く孰れか一方確定し他の一方物價の變動に應じて變化する場合即是なり

第一の場合にありては貨幣價格の變動により毫も損益を感ずることなかるへし例へは一方に或金額の負債を有し同時に他方に同額同條件の債權を有する場合の如し貨幣價格の變動により何れか一方に損失あるときは必ず他方に利益あり彼是相埋合すへければなり

第二の場合亦然り収入物價に應じて増減し支出亦物價に應じて伸縮するに於ては貨幣價格の變動より毫も損益を感せずや明かなり然れとも前節にも述べしか如く物價の變動は各貨物を通して迅速に一般的に且つ同一の程度を以て行はれざるを例とし貨物の種類により其變動の遲速大小あるを免れざるを以て或は収入と支出との間に調和を保たざる場合生すべく當局者の業務位地階級の如何により自ら損益の度を異にすへきなり

第三の場合には之を小別して二種となすことを得へし即ち甲は収入確定し支出推移する場合乙は其反對に支出の方確定し収入推移する場合はなり而して甲の場合にありては物價下落せば其購買する所の貨物にして下落せば利益を受け騰貴せば損失を被り乙の場合にありては物價騰貴せば利益を得下落せば損耗を被る

へし夫の世上一般貸借の當事者及び俸給を支拂ひ若くは受くる者の如きは其何れかに屬し貨幣價格の變動により或者損失を被り或者利益を享くべきなり然れども其損益の來る時期の遲速及び其額の多寡は實際上免れざる所とす

貨幣價格の變動の收入及出費上に及ぼす影響は前段叙述せし所の其産業上に及ぼす影響并に貸借上に及ぼす影響と併せて之を觀察するときは貨幣價格の變動の如何に社會各階級の休戚に關するかを窺知することを得へし即ち企業經營者に取りては生産費を増加せずして其生産する貨物の騰貴を見るときは直接に其利潤を高め之に反するときはその利潤を減殺し生産費減少して生産物の價亦下落するときは其比例の如何によりて利害を生し生産費の減少と生産物の價格の下落と相伯仲するときは損益なく貨物の價格の下落の方生産費の減少に比し一層大なるときは損失を被り生産費の減少の度貨物の價格の下落の度よりも多ければ利益を享くべきなり又貸借上に於て企業家は寧ろ債務者の階級に屬すべきを以て物價騰貴は其利益にして物價下落は其損失ならざるを得ず收入及出費上に於ては企業家は第三の場合の乙に屬するを以て物價騰貴は又其利益を來たすも

のとす資本家に取りては物價の騰貴は其企業家と協定せる利子の購買力の減少を意味し又貸借元金の價格下落するものなるを以て直接に其損失を來たし之に反して物價の下落は直接に其利益を生すへしと雖も企業家の利益は結局企業を奨勵し資本の需要を増加すべきや明白なるを以て物價の騰貴は却て資本家將來の利益を生出するものなりと謂ふを得へし特に生産法の改良運賃の輕減等より來る生産費の減少に基く物價の下落の如きは毫も他の階級の利益と背馳することなくして資本家の福利を増進するものとす

然れども自己の所有せる不動産を抵當として債務を負擔する地主の如きは此關係に於ては借方の位地に在るを以て上掲收入及支出上第三の場合の乙に屬し物價騰貴によりて直接に利益を受け下落によりて直接に損失を爲すと企業家の場合と異なるとなし

勞力者及俸給によりて衣食する階級に取りては其賃銀及給料が貨幣價格の變動に推應すると甚だ遅々たるを常とするを以て物價の下落は其利益となり騰貴は其損失を生ずるを例とす然れども物價の下落は生産費の減少に基く場合の外企

業の利益を奪ひ産業の衰頹を來たすへきを以て終に或は賃銀給料の低減となり或は勞力者役員の解僱となり畢竟彼等の不利益を醸さるゝを得す之に反して物價の騰貴は一時彼等の利益を害すと雖も企業を勃興せしめ勞力の需要を増加し終に賃銀給料の騰貴を來し且つ彼等の僱役を保證すへきを以て結局彼等の利益たるに至るへきなり又貸借上より論する時は彼等は所謂零碎資金の貯蓄者にして常に貸主の地位に立つ者なれば物價變動の影響として彼等の頭上に墮つる利害得失は資本家の其れと相擇む所なきなり

文明の進歩交通の開發生産法の改良運賃の低減等より來る物價の下落は其物價の下落か生産費の減少額に超過せざる限り企業家を利益し産業の勃興を來たすを常とするを以て物價騰貴の場合の如く一時勞力者を苦しむる等の弊なくして克く彼等の利益を増進し其地位を高むるを以て社會の爲め最も歡迎すへき事に屬す

永久公債の所有者及び年金の受領者の如きに取りては貨幣價格の騰貴は利益にして其下落は不利益なると論を矣たす蓋し是等の階級は上掲收入及出費上に及

ほす影響の第三の場合の甲の適例をなすものとす

政府の財政上より謂ふ時は貨幣價格の下落は一般に其歳出を増加する結果を生ずへし而して歳入は地租の如く課税の目的物たるもの、數量を増加する能はざる場合にありては貨幣の價格下落するも收税額に變化なきを以て税率を改正せる場合は論外なり貨幣の購買力の減少せる丈政府の損失に歸する道理なれども貨物若くは收入等に課する税にありては社會の繁榮と共に收税額亦自ら増加すへきか故に貨幣の購買力は減少するも其金額の増加により政府の利益を生ずるとあり得へきなり貨幣價格騰貴の場合にありては其騰貴の原因の如何により政府の財政上に及ぼす影響に自ら差異を生ずへし即ち貨幣價格の騰貴か文明の進歩交通の開發生産法の改良等の結果たる生産費の減少より來り而かも企業家の利潤増加し産業振興する場合に起るときは政府の歳入は愈増加し歳出は愈減少せんとするを以て歳計の餘裕は自然の結果として生し内治外交爲めに大に其實績を擧ぐるに至るへきも若し貨幣價格の騰貴か農業の不作商工業の不景氣若くは政治上の攪亂等より來るときは歳入は愈々減縮し不時の歳出は物價下落より



來る利益を拭去し國幣爲めに疲弊し財政漸く困難を告ぐるに至るとなきを保せざるなり

公債の元利償還上より見るときは貨幣價格の下落は政府の利益にして其騰貴は政府の損失を馴致すへきや明かなり何とならば公債は募集の際其償還條件を定むるものなるか故に償還の際貨幣の購買力下落せば政府は購買力の大きな貨幣を借り購買力の小なる貨幣を以て返済するとなり之に反して貨幣の價格騰貴せば政府は購買力の小なる貨幣を受取り購買力の大きな貨幣を支拂ふとなるへければなり

### 第五節 貨幣價格の變動を測知する方法

貨幣價格の變動を測知する方法として學者により提起せられしもの一にして足らずと雖も其最も廣く採用せらるゝもの唯一あり或時期に於て多數の貨物の價格を記録し之を標準とし他の時期に於ける價格に對比し以て其變動を測知するもの即是なり此方法により各時期に於ける多くの貨物の價を記録し其高低を表示し以て貨幣の價格の變動の情態を明かにせるもの之を物價の指數 (Index Num-

beris) と稱す蓋し貨物の價格は其種類により或者は騰貴し或者は下落し又其騰落の程度を一にせざるを以て貨幣價格の變動を知らんとせば大數觀察法に依るの外なく僅々一二種の貨物を以て其真相を窺ふと能はざるや明かなり是れ多數の重要貨物を網羅せる物價指數の起る所以なり  
今簡短なる例を以て物價の指數の如何なるものなるやを示さんに例へば千八百八十年の物價を基準とし爾後十年毎に物價の高低を知らんとせば左の如き表を作り八十年に於ける物價を一〇〇とし之に準して九十年并に千九百年に於ける物價の比例を算出するものとす

	一八八〇	一九〇〇
米	一斗に付 一四〇—一〇〇	一四五—一〇三五
麥	一斗に付 一〇〇—一〇〇	一〇五—一〇五
石炭	一噸に付 九〇〇—一〇〇	八八五—九八三
石油	一箱に付 三九〇—一〇〇	三五〇—八九七
砂糖	一貫に付 一五五—一〇〇	一五二—九八、一

鹽 百斤に付 三五〇—一〇〇

綿絲 一駄に付 一二〇,〇〇—一〇〇

(第一法)

一四〇三五

一〇〇

一四〇六〇

一〇〇四

一三九七七

九九六

九八八

(第二法)

一〇〇

一〇〇二

一〇〇四

九九六

右は只物價の指數の如何なるものなるやを示さんか爲めに作れる一假例に過ぎずして選擇せる貨物の數僅に七種に止まれとも實際のものは貨物の數も多く又其種類を明細に記載すると勿論なりとす然而茲に特に注意すへきは各年の平均相場を以て算出する基礎を定むるに二法あること是なり即ち第一法は各貨物の相場を以て計算の基礎とするものにして第二法は各貨物の實價を以て計算の基礎とするものとす而して此二法は計算の結果に於ては素より同一なるを得ざるも物價の騰落の大勢を示す上に於ては決して背馳するとなし即ち前例に就て謂へば物價の比は第一法にありては一〇〇と一〇〇、四と九八、八にして第二法にありては一〇〇と一〇〇、二と九九、六なれとも千八百九十年の物價か千八

百八十年の物價よりも高く千九百年の物價か千八百八十年の物價に比して廉に千八百九十年の物價に比すれば更に大に廉なるを示す點に於ては二法とも其趣を異にすることなきか如し  
物價の指數の趣旨并に其調製の方法大略右の如し今や進んで其目的及び效用を説明するに當り先づ其沿革と各國に於ける重要な物價指數表の種類と物價の指數に對する批評の概要を紹介すへし

第一 物價の指數の沿革

物價の指數と名け得へきもの、最も古きは千六百七十五年の出版に係るライス、バウソン氏 (Rice Vaughan) の *A Discourse of Coin and Coinage* 中に見ゆる千三百五十二年の物價と千六百十年の物價との比較表にして唐黍家畜魚布帛リンネル獸皮等の貨物を擇みしものなり之に亞て古きものは千七百〇七年に出てしビシヨップ、フリートウッド氏 (Eleetwood) の *Chronicon Preciosum* にして氏は唐黍肉類酒類布帛及貨銀の高低表を作れり是等の物價高低表は何れも粗雜の者なれとも其趣旨は後世のインデックスナムパースと毫も異なることなし此の二氏に次て起りしは、サ

「フィロソフィカル・トランザクション」中の「Some Endeavours to ascertain a Standard of Weight and Measure」に掲げたる一論文を公にし其章尾に「コンクエント」以来の物價表を掲出したリ十九世紀の初めに至りては「ヤング・ロー・スクロープ」ヘンリー・ゼームス、ボーター等の諸氏輩出し大に物價の指數の效用を鼓吹せり（Arthur Young, An Enquiry into the Progressive Value of Money in England (1812); Joseph Lowe, The Present State of England in regard to Agriculture, Trade and Finance (1822); G. Panlett Scrope, An Examination of a Bank Charter Question with An Inquiry into the Nature of a Just Standard of Value (1833); Henry James, The State of the Nation (1835); G. R. Porter, Progress of the Nation (1838)）就中「ロー・スクロープ」及び「ボーター」の三氏は「ジェボンズ」氏によりて物價指數本位説（The Fabular Standard）の創唱者を以て目せらる「ボーター」氏の著書には千八百三十三年乃至千八百三十七年に於る五十種の重要貨物の物價指數表を掲けたり去れと是等諸氏の物價指數表は何れも僅々數箇年に亘れるものに過ぎず現今に至るまで繼續せる物價指數表にして最も古く且つ最も名あるものは「ロンドン・エ

「エコノミスト」雜誌の表にして「ニュー・マーチ」氏の創設に係り千八百五十年より現今に至るまで年々の物價を掲けたり（但し一八五二年及び一八五四―一八五六年の分を缺く）

十九世紀の中頃濠洲及びカリホルニアの金坑發見に次て諸國の物價大に騰貴の趨勢を呈するや「ジェボンズ」氏は千八百六十三年起て之か研究を創始し「トウク・ニュー・マーチ」の物價史及び「エコノミスト」の表を基礎とし自ら物價指數表を調製し之に據りて貸借の公平を得せしめんとし以て物價指數本位説を主張せり（Jeavons, A Serious Fall in the Value of Gold ascertained and its Social Effects set forth (1863); The Variation of Prices and the Value of the Currency since 1792 (Journal of R. S. S. 1865); The Depreciation of Gold (Economist, May 8, 1869)）

又獨逸に於ては千八百六十四年「ラス・ペイレンス」氏起て漢堡に於ける物價の研究を創始したり（E. Laspeyres, Hamburger Warenpreise, 1851-1863, und die californisch-australischen Goldendeckungen seit 1848 (Jahrbücher für Nationalökonomie u. Statistik, III, 1864)）然れとも物價指數の特に世の注意を惹起するに至りしは晩近世界に於ける浴々

たる物價下落の大勢にして英米獨佛其他の文明國何れも物價の研究を爲さざるものなきに至り最近二三十年間各種の物價指數表を生し統計學の進歩と共に其調製愈々精確を加へつゝあるものゝ如し

第二 各國に於ける重要な物價指數表 近年歐米諸國に於て調製せられし物價指數表の重要なものを列擧すれば左の如し

英國、英國に於ける物價指數表の有名なるもの四あり曰く「ロンドンエコノミスト」の表曰く「ジエボンス氏の表曰く「マルホール氏の表曰く「サウエルベック氏の表是なり

一 「エコノミスト」の表 同表は千八百五十年にニューマーチ氏 (Newmarch) の創始に係り現今まで繼續せる物價指數表中最も古きものにして且つ往時他に比類なかりしかは最も著名なるものなり千八百四十五年乃至千八百五十年に於ける二十二種の重要貨物の各平均價格を以て基準一〇〇とし爾來連年(一八五二年及一八五四—一八五六を除き)各貨物の相場(一月一日若くは七月一日の相場)を調査し一々基準に對する比例を算出し其總計を二十二除し以て一般物價の大勢を示

せり

「エコノミスト」の表に關聯して記載すべき表二あり、ブールン氏の表 (Bourne's Table) 及びバルグレーフ氏の表 (Palgrave's Table) 是なり前者は「エコノミスト」の表に掲げたる貨物の選擇宜しきを得すとて之に修正を加へたるものなり去れと其事業は千八百七十九年以後繼續せざりき後者は「エコノミスト」表に掲げたる各貨物は各重要な程度を異にするにも拘らず同表の毫も斟酌を加ふることなく漫然之を排列して平均を取りたるは當を失せりとて所謂輕重審査法 (Weighting) を用ゐて同表を訂正したるものなり

二 ジエボンス氏の表 ジエボンス氏の表に二あり一は千八百六十三年の調製に係り他は千八百六十五年の調製に係れり前者は主として「エコノミスト」に據り三十九種の重要貨物を選び之を六類に分ち千八百四十五年乃至千八百五十年の六個年の平均價格を基準一〇〇とし五十一年以降六十二年に至る連年の相場の高低を示せり後者は千七百八十二年より千八百六十五年に至る四十種の重要貨物の表にして千八百四十四年までの相場は主としてトウツク、ニューマーチ兩

氏の物價史 (Fooke & Newmarch, History of Prices) に據り其以後の相場は前者と同じく主として「エコノミスト」に據りしものなり計算の方法は茲に詳記するの餘白を有せずと雖も同氏は一種獨創の法を探り所謂等比中數 (Geometric mean) を用ゐたり然れども氏は輕重審査法を採用せざりき(詳細はフラツクスムエル氏の編纂せし氏の Investigations in Currency and Finance に就て研究せよ)

三 マルホール氏の表 マルホール氏 (Mullally) は千八百八十五年 History of Prices since the year 1550 と題する一書を著し物價指數の信憑すへからざるを論し所謂「トレードレベルメソッド」(Trade Level Method) なるものを以て之れに代へんことを主張せし「トレードレベルメソッド」とは或期に於ける商業取引の總額を捉へこれと同種同量の貨物の前期に於ける相場を以て計算したる價格とを比較し以て物價の高低を知らんとする法なり此法に據りて作れる氏の表は英國の「ポルト、オフ、トレード」の報告 (The Board of Trade Returns) 中より五十種の重要輸入品を抽出し千八百四十一年より五十年に至る十年間に於ける其價格を計算し之を基準として千八百五十四年より八十四年に至る三十年間の物價の高低を示せ

るものなり

四 サウエルベック氏の表 オーガスタス・サウエルベック氏 (Augustus Sauerbeck) の編製に係る物價指數表は千八百四十六年より現今に至る物價高低表にして其始て出てしは千八百八十六年九月英國統計協會雜誌に掲げられしものなり收むる所の貨物は之を六級に分ち總計三十七種にして其價格は主として年々の平均相場を採り千八百六十七年乃至七十七年の平均價格を以て計算の基準となせり計算の方法は「エコノミスト」表と同じく等差中數 (Arithmetical mean) を用ゐる輕重審査法を採らずと雖も貨物によりては特に其二種若くは三種を收むるを以て實際に於ては多少其輕重を斟酌せるものと認め得べきか如し

此表は「エコノミスト」の表と相并て現今學者により廣く引用せらるると雖も材料の出所往々不明なると、貨物の選擇宜きを得ざると、掲載せる相場の統一を缺けると、貨物の輕重其當を得ざると等の諸點に於て學者の非難を免れざるなり

印度、英領印度の物價高低表の稍信頼し得べきもの唯一ありアトキンソン氏 (Atkinson) の表即ち是なり氏は千八百九十七年英國統計協會雜誌に「ルビー」銀貨を以

て表はせる印度の物價高低表を掲げしか該表は銀貨國に於ける貨幣價格の變動を知るに足るべき唯一の資料として歓迎せられたり該表收むる所の貨物は四十五種にして内外貿易額を基本とし之に對して各貨物の輕重の比を審査し其得數を夫々各貨物の相場に乘し以て正鵠を得んとを期せり材料の出所はカルカッタ、ボムベ、マドラスの各商業會議所の調製に係る相場表、印度政府の發行せる印度物價及賃銀一覽其他私人の供給に係れる報道にして計算の方法は千八百七十一年に於ける物價を基準一〇〇とし等差中數を用ゐたり然れとも地方により甚しく相場の懸隔せる貨物を發見せる場合に於ては斯る貨物に限り其產出額の最も多き地方の相場を採擇し以て失當の謬なきを期せり

獨逸、獨逸に於ける物價指數表の重なるものはラスペイレ、パーシエ、フワ、ンデル、ボルヒト、コンラードの諸氏の表、クラール氏の表、セートビィヤ氏の表等なり

一 ラスペイレ、ス氏等の表 (Luspeyres, Pasche, Bough u Comnd.) ラスペイレ、ス氏は千八百六十四年に千八百三十一年以降千八百六十三年に至る漢堡の物價の研究

を公にせり氏の表は千八百五十七年までの分はセートビィヤ氏の調査を借り餘は漢堡取引所相場表を基としセ氏の方法に従ひラ氏自ら調製したるものなり即ち毎月第一金曜日に於ける相場を蒐め等差中數を用ゐて毎年の平均價格を算出したるものにして基準としては千八百三十一年乃至四十年の平均價格を採用せり去れと貨物により右十年間の平均を得る能はさるときは其次の十年間即ち四十年乃至五十年の平均價格を以て基準とし尙ほ其平均を得る能はさる場合には更に其次の十年間即ち五十一年乃至六十年の平均價格を採りて基準となせり選擇せる貨物の種類は總計四十八種なりと雖も製造材料及び採取的貨物、礦物、農産物の類を主とし製造品の如きは殆ど度外視せられたり

ラ氏の業はパーシエ氏によりて承繼せられバ氏は同一の資料に據り千八百六十八年より千八百七十二年までの表を調製して之を公にせり然れともバ氏の選擇に係る貨物は必ずしもラ氏の選擇せしものに符合せずバ氏はラ氏の表中十七種の貨物を削除し新たに十六種の貨物を加へたり計算の基準は千八百四十七年乃至六十七年の二十一年間の平均にして調製せし表に二種あり第一種の表は單に

等差中數を掲出せるものなれとも第二種の表は選擇せし四十七種の貨物中更に二十二種の貨物を抽出し之を六類に分ち一種の輕重審査法を用ゐて算したる結果として成りしものなり

フワンデル、ボルヒト氏は右バ氏の第二の業を承繼して千八百八十年までの表を作り之を公にせり然れともボ氏は此外尙ほ一の別表を調製したり即ち千八百四十七年より六十七年に至る二十一年間の平均物價を基とし之と千八百六十八年以降毎三年の平均物價とを比較し更に千八百四十七年乃至七十五年の平均物價を基準とし之と千八百八十年に於ける貨物の消費高を千八百七十六年乃至千八百八十年の五年間の平均價格を以て計算したるものとを比較して掲出せしものはなり

コンラード氏はパーシエ氏の選擇せし四十七種の貨物に付一八四七—五〇、一八五一—六〇、一八六一—七〇、一八四七—七〇、一八七一—八〇、一八八一—九〇、一八九一—九五、一八九六、一八九七、及一八九八の各期の物價表を調製せり然れとも單に右各期に於ける各貨物の相場を表示し後千

八百四十七年乃至七十年に於ける各貨物の平均價格を基準とし一八七一—八〇、一八八一—九〇、一八九一—九五、一八九六、一八九七、及一八九八の各期に於ける各貨物の相場の高低を算示せしに止まり綜合的指數を計出せず

コンラード氏は右の外尙三種の表を作りて公にせり其第一はパーシエ及ボルヒト兩氏の用ゐし二十二種の貨物を擇み千八百八十年獨逸全國に於ける同種各貨物の消費高に鑑み其輕重を斟酌し千八百四十七年乃至八十年の各平均價格を算出し之を基準一〇〇とし一八八一—八五、一八八六—九〇、一八九一—九五、及一八八六年以後千八百九十八年に至るまで一八九二を除き毎年の高低の比例を計示し之に等差中數法を以て算したる百六十三種の漢堡輸入貨物の平均價格の比例を對照したるものにして第二は獨逸帝國の統計表より三十三種の貨物を擇み千八百七十九年乃至八十三年の平均并に千八百七十九年乃至九十八年の平均を基準とし等差中數を用ゐて各別に近年の物價の高低を計示したり第三はコンラード氏獨特の選擇に係る二十二種の貨物の表にして同しく等差中數を用ゐて近年の物價の大勢を示したるものなり

二 クラール氏表　クラール氏 (Frank Kraal) は其著獨逸帝國に於ける貨幣の價格及び物價の變動と題せる書中千八百七十一年の相場を基準とし一八四五—五〇以降千八百八十四年に至る二百六十七種の漢堡物價の高低表を掲出せり計算の方法は「エコノミスト」表に同じ

三 セルトビーヤ氏表、現今各種物價指數表中最も有名なるもの一をセルトビーヤ氏 (Sothbeer) の漢堡物價高低表とす氏の表は千八百五十一年以降千八百八十八年に至るまで百十四種の貨物の相場の高低比例を示すものにして主として漢堡商業統計局より其材料を仰けり千八百八十八年漢堡の獨逸關稅同盟に加入するや爾來同統計局の報告は海上輸入品のみに限られ陸上輸入品相場は復た往時の方法を襲ふて之を記録することなかりしかはセルトビーヤ氏表を繼續するに足るべき資料は同年以來之を獲ると能はざるに至れり然れどもセ氏は千八百九十二年に至り千八百八十六年より九十年に至る期間に對する表を作りて其缺を補へり

セ氏の表調製の方法は單純なる等差中數を用ひて計算し曾て輕重審査法を採ら

す千八百四十七年より五十年に至る平均相場を基準一〇〇となし百十四種の貨物を八類に分ち千八百五十一年以降毎年の高低及五ヶ年毎の平均高低の比例を表示したるものなり

千八百九十二年セルトビーヤ氏卒するや漢堡商業統計局長ハインツ (Heinz) 氏起て千八百八十八年前後を通して其高低を卜知し得べき貨物を擇ひ一の信憑すべき物價指數を調製せんを企圖せり氏は古き記録に據り漢堡海上輸入品百八十種(内七十種はセルトビーヤ表中にあり)を抽出し千八百五十年より千八百九十一年までの相場を蒐集し之を表掲してフォルクナー氏の「アルドリッチ、レポート」(Falkner, Aldrich Report)の材料に供せり然れどもハインツ氏の調製せし表は漢堡海上輸入品百八十種の實際の相場を記載せしに止まり未だ其高低の比例を算出せざるを以て之に據りて「インデツキスナムバース」を作らんには尙多大の勞を要するものとす

佛蘭西、佛國に於ける物價指數表の記載すべきもの二ありド、フォビエ氏の表并にバルグレーブ氏の表即是なり



一 ド、フォビリュ氏表、ド、フォビリュ氏 (Do Foville) の Documents statistiques を基礎とし千八百六十二年を計算の基準とし千八百四十七年より千八百八十年まで毎年の輸出品及び輸入品の物價指數表を調製せり調製の方法は毎年一月 Documents statistiques に掲載せらるゝ輸出入品の假定價額前年度の輸出入品の總量を前々年度の相場を以て計算したる假定價額と後數月を経て同報に掲載せらるゝ前年度の輸出入の實際價額とを對比して得たる物價の比例を基とし歷年の趨勢を計示せるものなり

二 バルグレーブ氏表、バルグレーブ氏 (R. H. Inglis Palgrave) の Third Report of the Royal Commission on the Depression of Trade and Industry の附録に千八百六十五年より八十四年に至る二個の佛國物價高低表を掲載せり選擇貨物の種類は「エコノミスト」表に倣ひ總て二十二種にして二表とも何れも千八百六十五年乃至六十九年の五年間の平均價格を基準として計算したり而して其調製の方法は第一種の表第二十八號表にありては全く「エコノミスト」表と同じと雖も第二種の表(第二十九號表)にありては各貨物の輸入價額に應じて其輕重を審査し計算に斟酌を加へたり

米國、米國に於ける物價指數表として記すべきはフォルクナー氏の調製に係るアルドリッチ氏報告並にフォルクナー氏の第二の表是なり

一 アルドリッチ氏報告の表、同表は千八百九十三年 Aldrich Senate Report に掲載せられしものにしてフォルクナー氏の監輯に係り所掲貨物の種類の多さと歐米諸國を通して此右に出づるものなし即ち千八百四十年より九十一年に至る九十種の貨物の表并に千八百六十年より九十一年に至る二百二十三種の貨物の表より成れるものなり材料は直接商工業者の帳簿より之を取り毎年一月一日の相場を以て其年の相場とせり去れと冬季特に高價なる貨物は他季の相場に據れり計算は千八百六十年の相場を以て基準とし其結果は單に等差中數を用ひて計出せるものと輕重審査を用ゐしものと二欄に分ちて之を掲出せり而して貨物の輕重は合衆國勞働委員の報告に係る二千五百六十一の家族の消費豫算に準據せり

二 フォルクナー氏第二表、フォルクナー氏は合衆國勞働省の囑託を受け千八百九十年より千九百年に至る卸賣相場の高低を調査し九十九種の重要貨物に對する指數表を調製せり之をフ氏の第二表と云ふ此表は前掲アルドリッチ報告の

業を承継するを以て目的とせしや明なれども晩近經濟社會の進歩は大に消費貨物の變遷を來たし調査材料の蒐集亦故例を襲ふことを許さざりしかば其内容全然アルドリッチ表を繼續すると能はざりき今其差異の重なる點を擧れば所掲貨物の數に於てアルドリッチ表は二百二十三種なれども此表は彼是加減を施して九十九種となし表中同類屬貨物の比價を算定する上に於て前者は其種類の異同を問はず悉く各貨物を獨立せしめ同一の重みを付與せしか後者にありては同種貨物は之を集めて其平均を算出し其商に對して一の重みを有せしめたり又基準相場及年々所採の相場に於て前者は千八百六十年一月一日の相場を基準とし毎年一月一日の相場を拾集掲載するのみなりしが後者へ千八百九十年一月一日より九十二年一月に至る間の九季の平均相場を以て基準とし年々四季の平均相場を拾集算定して之を掲載せり

第三 物價の指數に對する非難、物價の指數は貨幣價格の變動を測知する方法として普く使用せらるると雖も其効用に對する非難甚だ驚し而して其非難の點は主として其調製の方法に關するものゝ如し即ち計算上用ゆる所の中數(Mean)の

種類如何所掲貨物の選擇其當を得たるや否や所掲貨物の相場の單位如何相場は卸相場によるへきや小賣相場によるへきや相場調査の區域及び精粗如何等は常に各種の物價指數表に對する議論の要點にして或學者の如きは(例へばマルホー川氏の如き)在來の物價指數表を以て何れも信憑すへからざるものなりと極言するに至れり蓋し若し理想的物價指數を索れば左の條件を完備するものたらざるへからず

- 一、中數は精確にして公平なるものを用ゆると
- 二、所掲貨物は有形無形を問はず凡百の重要貨物を網羅すると
- 三、各貨物の分量の比例を精査し其輕重當を得ると
- 四、相場を調査するに當り到る處貨物の品質及分量同一なると
- 五、相場の調査正確にして一般的なると

然れとも右の如き條件を具備せる理想的指數は實際上到底調製し得へきものにあらざるを以て吾人は其比較的良好なるものを以て甘せざる可からず以下少しく物價指數表調製の方法に關する要項に就き論究すへし

一 中數の種類及其優劣、物價の指數調製上計算に用ゆる中數 (Mean) の種類四あり曰く等差中數 (Arithmetical mean) 曰く等比中數 (Geometric mean) 曰く調和中數 (Harmonic mean) 曰く列項中數 (Median) 是なり等差中數は各項を積算して其項數を以て除するもの例へは米一石の價十五圓、十五圓十錢、十五圓二十錢、十五圓三十錢とある時は之を積算して得たる和六十圓六十錢を四にて除したる商即十五圓十五錢を云ひ等比中數は各項を乗して得たる數を其根數にて開くもの例へは前例に依れば  $\sqrt[4]{15 \times 15.10 \times 15.20 \times 15.30}$  調和中數は等差中數の交互數 (Reciprocal) 例へは麥一俵三圓、三圓十錢、三圓十三錢とあらは  $\frac{1}{\frac{1}{3} + \frac{1}{3.10} + \frac{1}{3.13}}$  の逆的分數を作り其和を三除して得たる商の逆數を採るものにして列項中數は單に排列せる諸項の中心に位する數を云ふ例へは五、八、九、十、十三、とあれば九は即ち是なり而して是等の中數は勿論其値を等しくせず等差中數最も大にして等比中數之に亞き調和中數最も小なりとす例へは五、六、八、九、十一の五項ある場合に於ては等差中數は七、五調和中數は七、二列項中數は八にして又四乃至二十五の二十二項ある場合に於ては等差中數は十四、二分一等比中數

は十調和中數は六、二十九分二六列項中數は十四及十五の二項なるか如し然而今上記諸中數の得失を略記すれば等差中數は計算簡單なれとも相場に激變ありしときは甚しく影響を受け大項を重視するの傾あり等比中數は計算最も煩雜にして小項の影響を受くると大なり調和中數は計算頗る簡單なりと雖も常例的相場より遠かる恐あり去れと等差中數に比すれば相場激動の影響を受ると少なし列項中數は項數奇數なる場合にあらされは單獨に用を爲すと能はずと雖小項多く大項少なき時に穩當なるものなり然れとも是等中數孰れか數學上適理なるやは論斷すると能はざる所にして其選擇は要するに目的の如何によりて決せられざる可からず例へは物價に差したる變動なく二個の時期に各貨物の賣買せらるゝ額に變化なしと認め得べき場合に當り其二個の時期に支拂ふべき公平の金額を知らんとするには等差中數を以て最良とし各貨物の賣買額の比例如何を問はず其全體に對する貨幣の購買力の消長を知らんには等比中數を可とし又諸貨物中其少數のもの、相場に激變あり多數のもの、相場に變動少なきときは調和中數を以て最も適切となすか如し

二 所掲貨物の種類、選擇すべき貨物の種類は便宜によるの外なしと雖も一般重要貨物を代表し得べく且つ所掲貨物何れも需要の廣汎なるものたるを要するや勿論なり惟ふに既に凡百の貨物を適當の分量を以て網羅し得ざる以上は貨物の選擇上より物價指數の結果に多少の誤謬を生ずるを免れずと雖も元來物價指數の物たる其目的物價の大體の傾向を知るに止まるか故に這般の如き缺點は忍び能はざる所にあらず加之斯る誤謬を生ずるは殆ど常數にして計算毎に必ず起るべきものなるに於ては其結果の比較を爲す上に差したる障礙を爲すものにあらざるなり

然りと雖も所掲貨物は一度之を選擇したる以上は千遍一律を以て永久取捨變更を許さすと思惟すへからず社會の進運は貨物の生産消費に變化を與へ又絶へず重要なる新貨物を發生すべきを以て隨時適當の斟酌を加へ取捨増補を行はざるに於ては或は終に物價指數所期の目的を達すること能はざるに至るへし

三 貨物の分量、社會凡百の貨物皆其緊要の程度を等ふするものにあらず米と胡椒とを同一の分量を以て算入せる表の當を得ざるや自ら明かなり是に於て乎

各貨物の輕重を審査するの要あり之に關する論議を生ず或者各貨物の生産額を標準とし或者社會多數の民衆の消費に準據し又或者貨物の輸出入額を基とし其他種々の標準を用ゐて所掲貨物の輕重を斟酌せり而して是等輕重審査法は自ら長短あり理論上其優劣を究むるの必要素より之ありと雖も然れども物價の指數に尙ふ所は貨物の輕重よりも寧ろ各期を通して計算法の統一せるに在り貨物の分量の如何の如きは實際上左程重要な事項にあらざるなり何とならば第一に各貨物につき適當なる分量を定むるは極めて困難の業にして且つ貨物毎に一々之を應用するか如きは殆ど不可能のとなると同時に第二に所掲貨物の種類多きときは其輕重を斟酌すると否とは計算の結果に差したる影響を與ふるものにあらざるなり

四 相場の種類、蒐集する所の相場は小賣相場なるべきや將た卸賣相場たるべきやも亦論議を免れざる問題なり然れども其何れに據るべきやは主として製表の目的の如何によりて決せられざるを得ざるなり若し其目的單に物價の趨勢を知らんとするに在らば卸賣相場にて毫も差支なきも若し物價變動の社會各階級

に及ぼす影響如何を知らんとするに在らば小賣相場に據らざるを得ざるなり。然りと雖も元來卸賣相場は小賣相場に比し其性質一層均齊的にして之を調査蒐集するの勞亦一層小なるのみならず一層廣き地域に應用し得べく又其變動一層敏活にして賣買競争の影響を受ること一層多く隨て貨幣價格の變動を一層明確に表示するものと謂はざるを得ざるなり。

第四、物價指數の用役、物價指數の効用は其調製法の宜きを得るや否やと其目的に適合せるや否やとの二點によりて決せらるへし即ち其調製上より云ふ時は總ての貨物を網羅し最も精確に其相場を蒐集するを以て理想となすと雖も斯の如きは實際上到底爲し得へき所にあらざるを以て出來得へき限り精密なる表を作りて甘せざるへからず而かも其調製宜きを得るは頗る困難なるに屬するを以て其効用に瑕瑾なきを得ざるなり何とならば實際蒐集する所の貨物の種類は掌調整し得へき程度に止めざるを得ざると同時に拾集する相場は必ずや或格段なる地方のものを採らざるを得ざるか故に地方により素より徑庭あり各地方の平均相場を基として算出せる中數は汎く各地に應用し得へきものたるを得ず

加之各地方の相場亦時々變動を免れざるか故に其各平均相場なるもの亦必しも正當なる相場を表示するものに限らされはなり其目的上より云ふ時は目的により自ら掲載貨物の種類を異にせざるを得ず若し一般物價の趨勢を知るを以て目的とせば須らく有形無形を問はず世上凡百の貨物を適當に代表せしめざる可からずと雖も若し其目的物價の變動の社會或階級に及ぼす影響を究めんとするに在るときは一般貨物を網羅せる表は其用を爲すこと能はざるなり何とならば階級により自ら其消費する所の貨物の種類を異にするを以て斯る目的に向つては其格段なる階級に適應せる特種の表を作らざるを得されはなり之を要するに物價の指數は克く其使用の目的に適ひ其調製宜しきを得て始めて其效を奏し得べきものとす然而して今其完備せるものを作り得たりと假想し其效用を列擧すれば大率左の如くなるへし。

一、永時に亘り物價の大勢を知り得べく又各時代に於ける經濟の情況を卜察し得べく經濟史研究上無上の好資料なり。

二、賣買交換に異變なからしめんか爲め物價の平準を維持するに必要な標準

を供し經濟政策上利益甚大なり

三、永時に亘る貸借を公平に辨濟せしむる標準を供す

四、各地方若くは各人民の賃銀及収入の購買力の消長を測知する手段を供す

### 第六節 輓近貨幣價格の趨勢

貨幣價格の變動は物價の指數によりて測知し得べきと前節に述しか如し而して輓近歐米諸國に於ける物價の趨勢は之を各種の物價指數表に徴するに前世紀の中頃カリホルニヤ及び濠地利の金坑の發見ありし以來千八百七十三年に至るまで漸次騰貴し同年大勢一變し爾來千八百九十六年に至るまで逐年下落の狀態を呈せしか其後再び騰貴の傾向を現し來り千九百二年乃至三年に於て稍下落の色を見せしも大勢は漸く騰貴の方向を取り既に七十三年以降に於ける下落の大半を回復したり而して現今の情況より觀察するに物價の騰貴は到底近き將來に於て停止すべくもあらざるなり

按するに前世紀の中頃以來七十三年に至るまでの物價騰貴の原因は主として新金坑の發見せられし爲め金の供給の俄かに増加したるに在り米國造幣局の計算

に據れば千八百五十年に於ける世界中金の存在額は凡そ十六億〇六百四十萬弗なりしも千八百七十三年に於ては其額凡そ二十九億七千四百二十二萬弗に達せりとあり亦以て其増加の著きを知るべきなり蓋し此金の供給の増加は其生産費の減少と相待て大に一般物價を騰貴せしめざるを得ずして當時諸國は貨幣として漸く銀を廢し金を採用するに至り又交通の進歩工業上の新發明に隨伴して貨物の生産費大に減少するに至りしにも拘らず物價騰貴の勢は滔々として停止する所を知らず其結果は商業の膨脹となり信用の濫用となり投機の勃興となり物價愈昂騰し終に七十三年の大恐慌を馴致せり

七十三年の大恐慌は實に世界物價の大勢の變轉を劃するものにして恐慌に續て起りたる商況の不振は大に物價を下落せしめ各種の新發明及び製造法の改良を促かし大に貨物の生産費を減したり而して是等生産費減縮の原因は商況恢復の後に於て益現出し加るに機械使用の増進交通の開發運賃の遞減商路の擴張等を以てし爾來生産費愈廉に生産額愈多く商業交易愈盛大を致したり而して其當然の結果として生せる貨幣需要の増加は優に金の供給を吸収し終に其供給の不足

を訴るに至れり然るに金の産出は當時稍衰勢を呈し復た昔日の如くならざりしかは其價格は漸く騰貴し其効程は社會の必要より著しく増進し支拂の具として信用形式の使用漸く盛なるに至りしも終に交易の増加に應ずる能はず加るに當時金銀比價の變動は諸國をして競ふて銀を廢し金單本位を採用せしめしかは金の缺乏は愈甚しく其價格は愈昂騰せり既にして信用の擴張は其極度に達し亦如何ともすると能はず諸國の銀行は或は割引政策を用ゐ或は正金方策を講じ競ふて金の吸収に努めしめたり之を要するに七十三年以降世界物價の大勢の逐年下落せしは交易の増加と貨幣の供給との間に甚しく權衡を失せしより生ぜし現象に他ならざるなり

金の缺乏と其價格の騰貴とは大に其供給の増加を要せしを以て茲に新坑の發見と舊鑛の再撰を促しアラスカ及び南亞弗利加の新坑の發見並にコロラドに於ける舊鑛の再撰は之に應じて起れり而して千八百九十四年以降世界に於ける金の産額は漸く増加の狀勢を呈し千八百九十九年の産額は始て記録を破り其後南亞

戰爭あり一時稍其産額を減せしも千九百〇三年以降更に其産額を加へ年を追て未曾有の産出を見るに至れり今米國造幣局長の報告に基き千八百九十四年より千九百〇五年に至る毎年の産額並に世界現存額の計算を示せば左の如し

年	每年産出額	世界現存總額
一八九四	一八一、二七五、六〇〇	四、〇八六、八〇〇、〇〇〇
一八九五	一九八、七六三、六〇〇	四、二四三、七〇〇、〇〇〇
一八九六	二〇二、二五一、六〇〇	四、三五六、〇〇〇、〇〇〇
一八九七	二三六、〇七三、七〇〇	四、五九四、九〇〇、〇〇〇
一八九八	二八六、八七九、七〇〇	四、八八一、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	三〇六、七二四、一〇〇	四、九〇六、七〇〇、〇〇〇
一九〇〇	二五四、五七六、三〇〇	五、一七四、四〇〇、〇〇〇
一九〇一	二六二、四九二、九〇〇	五、三八二、六〇〇、〇〇〇
一九〇二	二九六、五四八、八〇〇	五、六二八、二〇〇、〇〇〇
一九〇三	三二五、五二七、二〇〇	

一九〇四 三、四七〇、〇〇〇、〇〇〇  
 五、八六〇、〇〇〇、〇〇〇  
 一九〇五 三、七五〇、〇〇〇、〇〇〇  
 六、一五〇、〇〇〇、〇〇〇

斯の如き急激なる金の供給の増加は漸く比年世界諸國の困みし金の缺乏を醫し其物價に及ぼせし影響は前世紀の中頃に於けるカリホルニヤ<sup>⑤</sup>及び濠地利の金坑の發見の影響に髣髴たるものありて歐洲に於ては千八百九十六年以降米國に於ては千八百九十八年以降既に物價騰貴の勢を現はし爾來小康なきにあらざりしも其勢は滔々として停止せず現今に至るまで年を逐て益熾なり乃ち知る近年世界金産出の増加は十數年以前世界諸國の一般に感ぜし金の缺乏を補ひ又爾來商工業の繁榮交易の増進より起りし金の新需要を充たして尙ほ綽々たる餘裕を存するに至りしを然り而して此情勢は果して永く持續すへきか現今の狀況に於ては毎年金産額の増加の勢は鐵石炭小麥等の産額の増加に比し遙に急激にして若し此割合を以て進めば世界に於ける黄金の在 high は爾後二十年を出てすして必ずや現今の在 high に倍徙すへきなり去れば物價の騰貴は終に何時まで繼續すへきか又此物價の趨勢は如何なる影響を經濟社會に及ぼすへきや是れ頗る重大なる事

項にして大に討究を要する問題なりとす

凡そ經濟上の豫言は最も困難なるものに屬し經濟上の現象は幾多の勢力の交叉的結果として生ずるを常とするを以て *Ceteris Paribus* を以て或一事件の結果を豫斷するを許さず去れば現今金の産出の如きも爾後何年間此勢を以て持續すへきやを卜するが如きは最も危険なる企圖なりと謂はざるを得ず然れども到底永久に持續すへからざるは自ら明白にして現今の生産費と其價格の趨勢より推す時は爾後十年を出てすして必ずや其の産出額に頓挫を來さざるを得ざるなり去れと金の價格の其産額に及ぼす影響は左記の事情の存するあり急速に現する能はざるを以て金の産出は現今の勢を以て少くとも爾後十數年乃至二十年間持續すへしと信する者多きか如し

一、金の價格漸く下落し其生産費を償ふに足らざるに至るも企業家は尙ほ其價格の恢復に望を屬し俄かに其採掘を停止せざるへし  
 二、金抗に放下せられたる巨額の固定資本は漫りに之を放棄すると能はず其放棄より生ずる損失は收支相償はざる採掘より被る損害に比し遙に大なるを以て



企業家は寧ろ其事業を繼續すへし

三、金は他金屬殊に銅の副産物として採取せらるゝと多し去れば其産出は主産物の採掘持續せらるゝ間は停止するとなかるべし

金の産出の増加の爾今何年間繼續すへきやを卜するは一種の投機に屬すと雖も近き將來に於て停止するとなかるへきは殆ど疑を容れざる所なり而して其經濟社會に及ぼす影響如何を考究するは蓋し現下の急務なりとす吾輩は今次の三項に分ちて之を論究すへし

第一、物價に及ぼす影響

第二、金利に及ぼす影響

第三、社會各階級の福祉に及ぼす影響

第一、物價に及ぼす影響、經濟社會か物價の動搖を見るとなくして將來に於ける金の供給を悉く吸収し得へきや否やに就ては學者其説を一にせず積極論者は曰く現今世界に於ける金の需要は其工藝用及び貨幣用の需要を合する時は甚だ多大にして特に後者にありては各種の信用形式の準備として既に甚しく其供給

の不足を感せり而して將來に於ける是等の需要は益増加せんとするの傾向あり去れば年々多額の産出を見るも社會は優に之を吸収し得へく假し一時其供給の餘剰を見るとあるも商工業の擴張は忽ち之に對する新需要を喚起すへしと消極論者は之に反對の説を爲して曰く世界に於ける金の需要は大なりと雖も其缺乏は既に近年産出の増加によりて略之を醫するとを得たり若し將來に於ける年々の産額にして現今の比例を以て増加するに於ては必ずや久しからずして其供給の過剰を來さるを得ずして商工業の振興も終に之に追及すると能はず其結果は貨幣效程の減縮となり物價の騰貴とならざるを得ずと

今右積消兩極の説を検するに共に理ありて容易に其當否を斷すへからざるか如しと雖も既に千八百九十六年以降金産額の増殖に隨伴して世界諸國に於ける一般物價の騰貴せる事實ありしより推すときは近年金の供給の増加か其缺乏を補足せしと否とに拘らず將來其産出益増加せは必ずや益物價を騰貴せざるを得ずして若し其増加か爾後十數年間近年の如き步調を以て進まは物價は或は前世紀に於ける最高點に近くやも知るへからざるなり果して物價の趨勢か將來騰貴に

傾くへしとせば其情況は如何あるへきか是れ攻究を値する問題なりとす  
 惟ふに金の産出の増加より来る物價の騰貴は前世紀中米國及び濠洲の金坑の發  
 見に續て起れる物價騰貴の轍を踐まざるを得ずしてケヤンス氏の研究せしか如  
 く(Cairnes, Essays in Political Economy.)先づ鑛坑の附近に現出し續て金産地と直接に  
 商業的關係を有する國に起り金産地に輸送せらるゝ貨物の價漸く高く漸次諸貨  
 物に及ぼし終に普く全世界に波及するものとす貨銀の騰貴亦同一徹に出つへき  
 なり然而して此影響の波及は良好なる銀行制度を有し信用の利用盛なる國に於  
 て特に迅速なるへきは論を要せざる所とす既に物價にして益騰貴の情勢を呈せ  
 ん乎商業取引は愈活潑を加へ企業振興し資金の需要愈起り茲に金利の昂騰を見  
 不動産株券の如きは大に騰貴し之に反して公債社債の如き一定の利子を付し償  
 還期限長きものゝ價は著しく下落すへきなり  
 第二、金利に及ぼす影響、皮相の見を以てすれば金の供給増加し貨幣の分量潤  
 澤なるに至るときは金利は當然下落すへきか如しと雖も金利の下落は金の供給  
 急激に増加せる場合に起る一時的の現象に過ぎずして物價の騰貴を見るや忽ち

反對の情勢を現し金利の騰貴を見るに至るを例とす米國の經濟學者フヒツシヤ  
 氏は此點に就き統計的研究を爲し物價騰貴する時は金利亦騰貴するを例とすと  
 論結せり("Appreciation and Interest"—Amer. Econ. Assoc. Pub., Vol. XI, No. 4, pp. 55—56.)  
 蓋し金の供給の増加の影響として金利の騰貴するは物價騰貴商業振興の結果に  
 して銀行に對する貸出の請求の盛に起るか爲めに他ならざるなり

物價の高低と市場金利との關係を示せるフヒツシヤ氏の表\*

倫	紐	伯	巴	2	3	4	自	
							至	至
物價高キ時	物價高キ時	物價高キ時	物價高キ時	物價高キ時	物價高キ時	物價高キ時	一八二四	一八二五
物價安キ時	物價安キ時	物價安キ時	物價安キ時	物價安キ時	物價安キ時	物價安キ時	一八三一	一八三二
							一八四一	一八四二
							一八五一	一八五二
							一八六一	一八六二
							一八七一	一八七二
							一八八一	一八八二
							一八九一	一八九二
							一九〇一	一九〇二
							一九一〇	一九一〇
							一九二〇	一九二〇
							一九三〇	一九三〇
							一九四〇	一九四〇
							一九五〇	一九五〇

備考\* 紐育ノ金利ハ最初ノ十年間ノモノハ平均ノ率ニ據ル  
 第十三章 貨幣價格の變動

物價ノ指數ハ一八二四—一八五一ノ分ハツエホンス氏表ニ據リ一八五二—一八九一ノ分ハ英ハサウエルベック氏表獨ハセートピーヤ氏表並ニハイイツ氏表米及佛ハフオルクナード氏ノ調製セシアルドリツロ氏セリート報告印度支那及日本ハ日本ノ報告ニ據レリ

一八九一年限りニテ止メタルハ同年以後米國ノ指數ヲ得ル能ハサレハナリ

2. カルカツタノ金利ハ其市場歩合ヲ知ルコトヲ得ザリシヲ以テベンゴール銀行ノ利率ニ從ヘリ又カルカツタノ欄ニ於ケル一八七二—一八八一ノ分ハ實際ハ一八七三—一八八一ノモノナリ一八七二年ノ指數ハ之ヲ得ルコト能ハサレハナリ

3. 東京ノモノ亦同一ノ理由ニヨリ一八七三—一八八一ノモノヲ代用セリ

4. 上海ノ金利ハ一八八五—一八九三ノモノヲ代用セリ其理由ハ同地ニ於ケル金利ハ一八八五年以前ノモノハ之ヲ知ルコト能ハス且ツ指數ハ一八九三年ヲ以テ終レルヲ以テナリ

第三、社會各階級の福祉に及ぼす影響、此影響に就ては既に本章第四節に之を論述せり然れども第四節に述へし所は寧ろ貴金屬の供給か急激に變化せる場合に於ける影響なるか故に輓近の情況の如く金の供給か年々次第に増殖せる場合に於ける影響と必しも同視すへからざるなり特に貸借の場合の如きにありては金の供給年々増殖し其購買力年々減少すると明かなるときは貸主は金利を高め

て豫め自衛の策を講すべく又斯る場合に於ては物價騰貴商業振興に隨伴して金利自ら騰貴すへきを以て貨幣價格の趨勢に通曉せざる者と雖も知らず識らすの間に其資金に對して高利を得以て其損失を免れ得へきを以て貸借上の不公平は第四節に論せしか如く甚しからざるを得へき也(Irving Fisher, "Appreciation and Interest"—Publications of American Economic Association, Vol. XI; Jacob de Haas, "A Third Element in the Rate of Interest"—Journal of R. S. S., March, 1889; J. B. Clark, "The Gold Standard in the Light of Recent Theory"—Political Science Quarterly, Sept., 1895.)然れども金利の高下を以て精密に貨幣價格の變動に應せしむるか如きは到底爲し能ふところにあらざるのみならず將來物價の趨勢に關する各人の意見は決して其揆を一にせず實際と背馳せる意見を抱き事を爲す者多數あるへきを以て金利の騰貴は自ら物價騰貴に及ぶ能はずして貸借上の不公平は畢に全く之を避くると能はざるへし

本書參考書

Kinley, Money, ch. X.

Langhlin, Principles of Money, chs. VI. & IX, & pp. 388-390.

- Edgeworth, Thoughts on Monetary Reform (Economic Journal, vol. V, pp. 434-451.)  
 Farrar, Some Effects of Falling Prices (Yale Review, Aug. 1895, pp. 183-201.)  
 Price, Money in its Relation to Prices, ch. II.  
 Walker, Money, ch. IV.  
 Cairnes, Essays in Political Economy, Theoretical and Applied,—"Essays on the Gold Question."  
 Pierson, Principles of Economics, ch. VII, § 8.  
 —, Index Numbers and Appreciation (Economic Journal, vol. V, pp. 239—)  
 Etinger, Einfluss der Goldwährung auf das Einkommen der Bevölkerungsklassen und des Staates.  
 Philippovich, Grundriss, 4te Aufl., I Band, § 98.  
 Moody's Magazine, Dec. 1905.

## 第十四章 信用の貨幣價格に及す影響

第一節 信用の意義要件及び形態——第二節 交換の媒介としての信用の機能——第三節 信用と貨幣價格との關係に關する諸學說——第四節 信用の貨幣價格に及す影響——本章參考書

### 第一節 信用の意義要件及び形態

信用の何物たるやに就ては學者其說を一にせずと雖も吾輩の見を以てすれば信用とは未來に同價格のものを返濟する條件を以てする貨物の移轉にして生産上資本の効果を收めんか爲め行ふものに他ならざるなりクニース氏は信用に定義を下して信用とは當事者の一方か現在の勤勞を與へ他の一方か之に對して未來の勤勞を供すへき交換なりと曰へり(Knies, Der Kredit, I, 68.)蓋し肯綮に中れりと謂つべきなり然るに世に說を爲す者あり上述の定義を非難して曰く抑々信用とは吾人の他人に對して有する主觀的信認なり然るに信用を以て貨物の移轉若くは現在貨物と未來貨物との交換なりと云ふ時は信用と信用取引とを混同するものなり故に非なりと然れとも論者の區別の如くんは信用は之を使用するとなくして成立し得べきを以て若し吾人か世人を信認するの度愈深きに至らば未だ之